

広島市立地適正化計画

防災指針

令和 7 年（2025 年）8 月

広島市

－ 目 次 －

1 防災指針とは

- (1) 防災指針作成の背景…………… 1
- (2) 防災指針の位置付け…………… 2
- (3) 防災指針の役割…………… 3

2 災害ハザード情報等の整理

- (1) 災害ハザード情報…………… 4
- (2) 都市情報…………… 14

3 災害リスクの分析

- (1) 分析項目…………… 21
- (2) 災害種別ごとのリスク分析…………… 22

4 課題と取組方針

- (1) 課題と取組方針の整理にあたって…………… 54
- (2) 災害種別ごとの課題と取組方針…………… 55

5 具体的な取組…………… 61

6 防災指針の評価・検証

- (1) 評価指標の設定…………… 67
- (2) 防災指針の評価・検証及び見直し…………… 68

【資 料 編】

1 防災指針とは

(1) 防災指針作成の背景

近年、水災害※が頻発・激甚化の傾向を見せており、全国各地で生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じています。今後、気候変動等の影響により、水災害を含む自然災害のさらなる頻発・激甚化が懸念されており、災害に強いまちづくりの重要性はますます高まっています。

こうした背景から、防災・減災の観点を取り入れたまちづくりを加速させるため、国において令和2年9月に都市再生特別措置法の一部が改正され、立地適正化計画の記載事項として、新たに、「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下「防災指針」という。）」を位置付けることとされました。

※ 水害（洪水、内水氾濫、津波、高潮）と土砂災害を指します。

(2) 防災指針の位置付け

本市においても、立地適正化計画に基づいたコンパクトなまちづくりを進めていく中で、あわせて災害に強いまちづくりを推進するため、『広島市立地適正化計画』に定めた居住誘導区域や都市機能誘導区域において、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針」として、広島市立地適正化計画に防災指針を定めます。

この防災指針は、都市づくりの総合的な指針である「広島市都市計画マスタープラン」に掲げる「集約型都市構造」への転換を着実に進めていくためのアクションプランとなる「広島市立地適正化計画」の中に位置付けます。

また、本防災指針の作成にあたっては、「広島市地域強靱化計画」（根拠法令：強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法〔国土強靱化基本法〕第 13 条）や「広島市地域防災計画」（根拠法令：災害対策基本法第 42 条）などの本市が作成した防災・減災に関する計画等との整合や、国などのその他主体が作成した防災・減災対策（本市の災害リスクの回避・低減に資するものに限る。）を定める防災・減災に関する計画等との連携を図ります。

本防災指針と防災分野の関連計画等との関係は、次のとおりです。

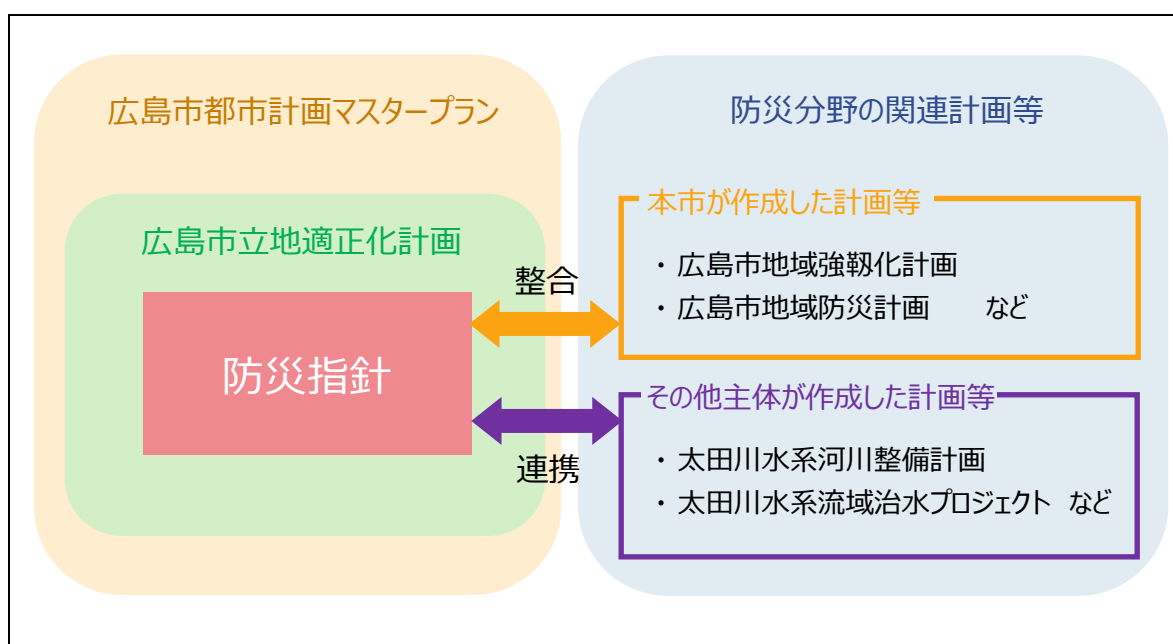


図 1-1 防災指針と関連計画等との関係

(3) 防災指針の役割

今後、気候変動等の影響により頻発・激甚化が想定される水災害を含む自然災害に対応するためには、市民等が、災害種別ごとに、その災害リスクを認識したうえで居住等することが重要であり、その上で、その災害リスクをできる限り回避・低減するための防災・減災対策に取り組んでいく必要があります。

そのため、本指針では、市民等が居住地等を判断する一助になるとともに、個々人での防災・避難行動にも繋がるよう、本指針が担うべき役割を次のとおり位置付けます。

① 災害リスクの見える化

立地適正化計画区域（都市計画区域）を対象に、様々な関係機関から公表されている災害種別ごとの災害ハザード情報を収集・整理し、それらと人口密度等の都市情報の重ね合わせなどにより分析することで、災害リスクを見える化します。

② 具体的な取組の揭示

特に居住誘導区域・都市機能誘導区域における都市の防災に関する機能を確保するため、分析結果を踏まえ課題を抽出・整理し、災害リスクをできる限り回避・低減するための取組方針を定めるとともに、行政・事業者・市民で情報共有を図るために具体的な取組を揭示します。

これにより、行政・事業者・市民がそれぞれの役割を認識し、連携・協働しながら災害リスクをできる限り回避・低減するための防災・減災対策に取り組むことで、災害に強いまちづくりを推進します。

なお、これらの取組により、災害に強いまちづくりを推進することを前提に、次の事項も踏まえ、現時点で設定している居住誘導区域を変更しないものとします。

- ・ 広島市立地適正化計画においてすでに、土砂災害特別警戒区域など法令等により居住誘導区域に設定できないエリア等を除外し居住誘導区域を設定したうえで、これにあわせて土砂災害警戒区域などを明示することで災害リスクを周知していること
- ・ 広島市立地適正化計画の作成時点（平成 31 年）から、災害リスクに伴う法的な居住制限が強化されていないこと

2 災害ハザード情報等の整理

本指針で取扱う災害ハザード情報と都市情報は、次のとおりとします。

(1) 災害ハザード情報

本指針で対象とする災害種別は、土砂災害、洪水、内水氾濫、高潮、津波、地震とし、令和 6 年 7 月時点で国や広島県、本市が公表している各災害種別に関する次の災害ハザード情報を収集・整理します。

表 2-1 本指針で取扱う災害ハザード情報の一覧

災害種別	災害ハザード情報		公表
土砂災害	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域		広島県
洪水	洪水浸水想定区域〔計画規模〕	浸水深	国・広島県
	洪水浸水想定区域〔想定最大規模〕	浸水深	国・広島県
		浸水継続時間	国・広島県
	家屋倒壊等氾濫想定区域〔想定最大規模〕	氾濫流	国・広島県
		河岸浸食	国・広島県
内水氾濫	浸水（内水）想定区域〔既往最大規模〕 （雨水出水浸水想定区域〔想定最大規模〕）	浸水深	広島市
高潮	高潮浸水想定区域〔伊勢湾台風規模〕	浸水深	広島県
津波	津波災害警戒区域〔最大クラス〕	基準水位	広島県
地震	想定震度分布〔南海トラフ巨大地震〕		広島市

本指針では、次章「3 災害リスクの分析」において、立地適正化計画区域（都市計画区域）全域を範囲とした広島市平面図（地形や建物などが表示された地図）に災害ハザード情報及び都市情報を重ね合わせることで災害リスクの全体像を示します。

一方、市民の方が居住等する特定の地域の最新かつ詳細な災害ハザード情報や土砂災害危険度や避難所情報などのリアルタイム情報等については、巻末の資料編 13 ページ「■ 災害ハザード情報等の確認方法」において、確認することができるホームページやその内容の一例を掲載します。

なお、各災害ハザード情報は、現地調査やシミュレーションなどにより決定していますが、降雨等が想定される規模を超えることや建物その他構造物などの周辺状況の変化などにより、区域を越えた周辺部などにも被害が及ぶ場合もあるので注意が必要です。

①土砂災害

土砂災害とは、大雨等が引き金となって、山や崖が崩れたり、水と混じり合った土や石が川から流れ出たりする災害です。土砂災害には、急傾斜地の崩壊（崖崩れ）、土石流、地すべりがあります。

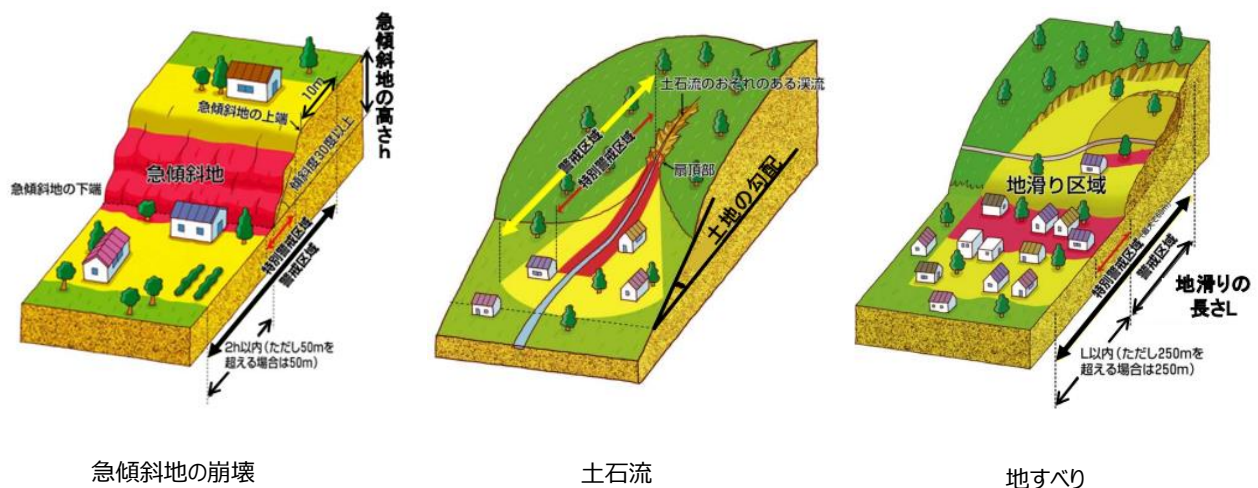
本指針では、次の災害ハザード情報を取扱います。

表 2-2 土砂災害に関する災害ハザード情報

災害ハザード情報	根拠法令等	区域設定の目的又は内容
土砂災害警戒区域※ (通称：イエローゾーン)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (土砂災害防止法) 第 7 条第 1 項	急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域
土砂災害特別警戒区域※ (通称：レッドゾーン)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (土砂災害防止法) 第 9 条第 1 項	警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域

※ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）に応じた区域を指定します。なお、本市では、土砂災害特別警戒区域（地すべり）は指定されていません。

◇土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域



(出典) 国土交通省 HP

②洪水

洪水とは、降雨等によって河川流量が普段より増大したり、氾濫したりすることです。本指針では、広義に捉え、外水氾濫（河川の水位が上昇し、堤防を越えたり破堤したりするなどして堤防から水があふれ出ること）による浸水や河岸侵食（河岸が削られ土地が流出すること）などの被害を引き起こす現象を洪水と表現します。

本指針では、市内を流れる 17 本の河川（8 ページ参照）を対象とした次の災害ハザード情報を取扱います。

表 2-3 洪水に関する災害ハザード情報

災害ハザード情報	根拠法令等	区域設定の目的又は内容
洪水浸水想定区域 〔計画規模〕※1	水防法施行規則 第 2 条第 4 号	河川法施行令第 10 条の 2 第 2 号イに規定する基本高水（洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。）の設定の前提となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域
浸水深		

※1 河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率（毎年、1 年にその規模を超える降雨が 1 回以上発生する確率であり、何年に 1 回起こるかを表したものではありません。）の降雨（計画規模降雨と言い、本指針で対象とする河川では、年超過確率が 1/30～1/200 の降雨（8 ページ参照）を想定しています。）に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況を予測したものです。

なお、本市では、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）に伴う洪水により河川が氾濫等した場合の避難対策が検討段階であることから、次の災害ハザード情報を参考として資料編に掲載するにとどめます。

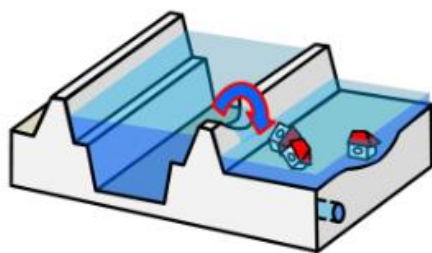
災害ハザード情報	根拠法令等	区域設定の目的又は内容
洪水浸水想定区域 〔想定最大規模〕※2	水防法 第 14 条第 1 項	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域
浸水深		
浸水継続時間※3		
家屋倒壊等氾濫想定区域 〔想定最大規模〕※4	水防法 第 13 条の 4	市町村の長による災害対策基本法第 60 条第 3 項に基づく屋内での待避等の安全確保措置の指示等の判断に資するもの
氾濫流		
河岸侵食		

※2 河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（本指針で対象とする河川では、年超過確率が 1/1000 の降雨（資料編 5 ページ参照）を想定しています。）に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況を予測したものです。

※3 浸水深が 0.5m に達してから 0.5m を下回るまでの時間を指します。

※4 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、現行の建築基準に適合する一般的な構造の木造住宅の倒壊・流出をもたらすような氾濫等が発生することが想定される区域で、河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により木造家屋の倒壊のおそれがある区域と、洪水時の河岸侵食により木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域があります。

◇洪水被害のイメージ



外水氾濫による浸水



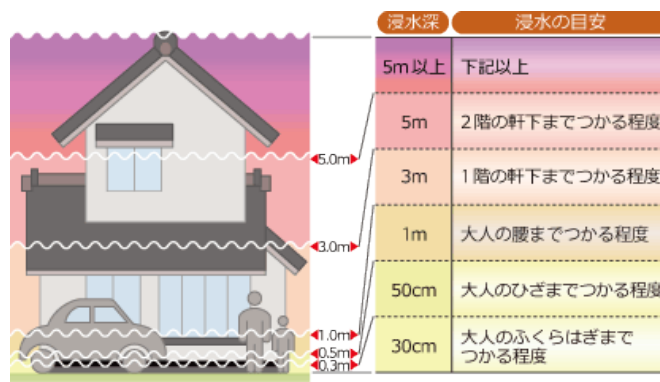
河岸侵食

(出典) 気象庁 HP

◇洪水、内水氾濫、高潮による浸水深と浸水の目安

洪水などにより市街地や家屋、田畑が水で覆われることを浸水といい、浸水深（地面から水面までの高さ）と浸水の目安の関係は次のとおりです。

洪水や内水氾濫、高潮により浸水深 0.5m 以上になると屋外への避難が極めて困難になると言われています。



(出典) 洪水ポータルひろしま

◇河川ごとの計画規模降雨と年超過確率

管理	水系	河川名	計画規模降雨	年超過確率
一級河川 (大臣直轄)	太田川	太田川	玖村地点上流域の 48 時間総雨量 396mm	1/200
			可部地点上流域の 48 時間総雨量 387mm	1/100
		元安川	玖村地点上流域の 48 時間総雨量 396mm	1/200
		旧太田川		
		天満川		
		古川	古川流域の 48 時間総雨量 399mm	1/100
		三篠川 (下流域)	三篠川流域の 48 時間総雨量 326mm	1/100
根谷川 (下流域)		根谷川流域の 48 時間総雨量 365mm	1/100	
一級河川 (知事委任)		府中大川	府中大川流域の 24 時間総雨量 247mm	1/50
		安川	安川流域の 24 時間総雨量 265mm	1/50
		三篠川 (上流域)	三篠川流域の 48 時間総雨量 326mm	1/100
		根谷川 (上流域)	根谷川流域の 48 時間総雨量 365mm	1/100
		南原川	南原川流域の 24 時間の総雨量 225mm	1/30
		鈴張川	鈴張川流域の 24 時間総雨量 219mm	1/30
		水内川	可部地点上流域の 48 時間の総雨量 387mm	1/100
		京橋川	太田川流域の 48 時間総雨量 396mm	1/200
	猿猴川	太田川流域の 48 時間総雨量 396mm	1/200	
	二級河川 (知事管理)	八幡川	八幡川	八幡川流域の 24 時間の総雨量 276.0mm
瀬野川		瀬野川	瀬野川流域の 24 時間流域総雨量 241.2mm	1/100
単独河川		岡ノ下川	岡ノ下川流域の 24 時間の総雨量 261.3mm	1/70

③内水氾濫

内水氾濫とは、河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨などにより、河川外における住宅地などの排水が困難となり浸水することです。

本指針では、次の災害ハザード情報を取扱います。

表 2-4 内水氾濫に関する災害ハザード情報

災害ハザード情報	根拠法令等	区域設定の目的又は内容
浸水（内水）想定区域 〔既往最大規模〕※ ¹	市の任意作成	広島市下水道局が管理している下水道施設に、過去最大（既往最大）降雨※ ² と同様の雨が区域全体に一律に降った場合に浸水が想定される区域
浸水深		

- ※¹ 下水道の雨水排水能力を超えた大雨や放流先である海や河川の水位上昇によって住宅地などの雨水を排出できない場合の浸水の状況を予測したものです。
 なお、本市では、地下街（紙屋町シャレオ）周辺の排水を受け持つ新千田ポンプ場がある白島・幟町・大手町地区において、想定し得る最大規模の降雨（1 時間雨量 130mm）による雨水出水浸水想定区域〔想定最大規模〕を水防法に基づいて公表しており、本指針では、浸水（内水）想定区域〔既往最大規模〕の図に併せて表示します。
- ※² 明治 21 年から令和 5 年の間で、広島地方気象台等の公の機関が観測しているデータの中で最大の降雨（1 時間雨量 121mm）です（平成 26 年 8 月 20 日に三入東観測所で観測）。

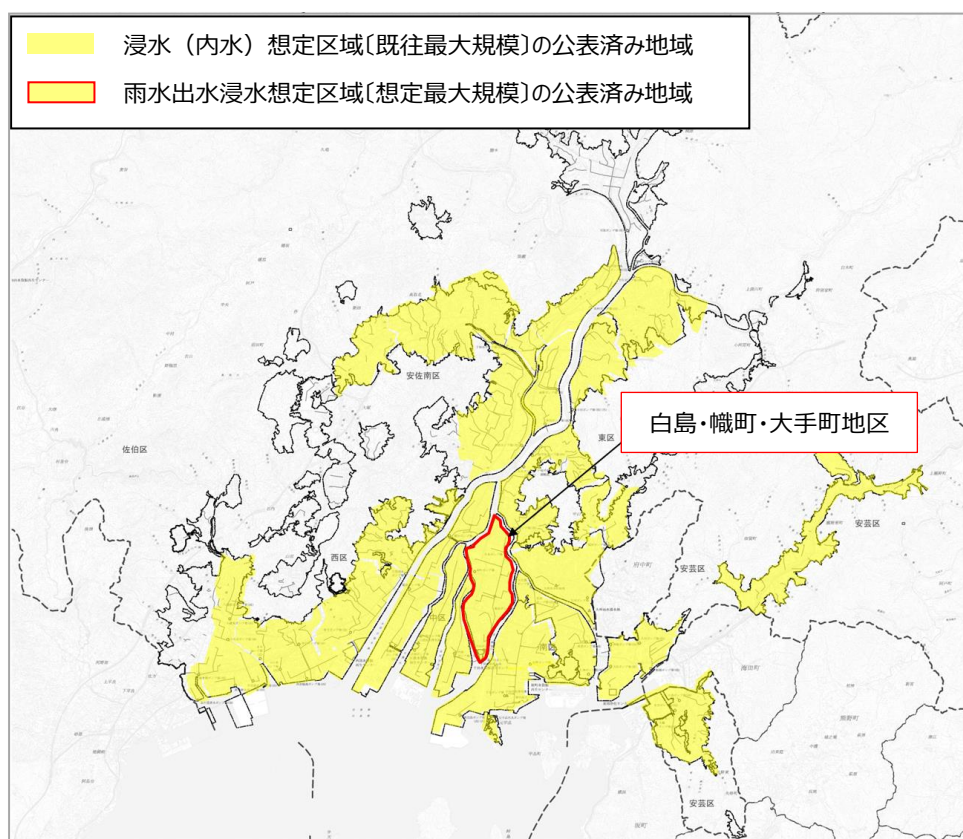


図 2-1 浸水（内水）想定区域〔既往最大規模〕及び雨水出水浸水想定区域〔想定最大規模〕の公表済み地域

◇内水氾濫の種類

内水氾濫は、その要因から「氾濫型」と「湛水（たんすい）型」の2つのタイプに分類することができます。

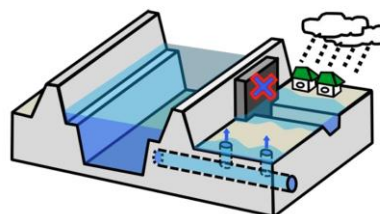
氾濫型：短時間強雨等により雨水の排水能力が追いつかず発生する浸水で、河川周辺地域とは異なる場所でも発生

湛水型：河川の水位が高くなったため、河川周辺の雨水が排水できずに発生する浸水で、主に堤防の高い河川周辺で発生

氾濫型の内水氾濫



湛水型の内水氾濫



（出典）気象庁 HP

④高潮

高潮とは、台風や低気圧の接近等により、海水面（潮位）が平常時よりも高くなる現象です。
本指針では、次の災害ハザード情報を取扱います。

表 2-5 高潮に関する災害ハザード情報

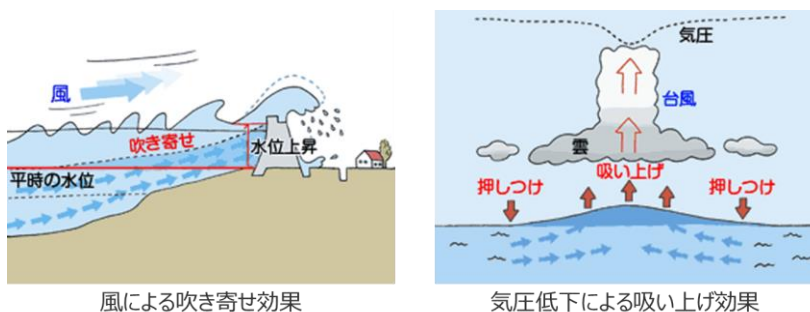
災害ハザード情報	根拠法令等	区域設定の目的又は内容
高潮浸水想定区域 〔伊勢湾台風規模〕※ ¹	広島県の任意作成	伊勢湾台風※ ² と同じ規模の台風が、ルース台風※ ³ の経路と概ね同じコースで襲来し、満潮と重なった場合に浸水が想定される区域
浸水深		

- ※1 現況の堤防・護岸が機能し、高潮の遡上等により河川などから流入した場合の浸水を予測したものです。
 ※2 昭和 34 年に日本を襲った戦後最大級の台風(上陸時の中心気圧 929hPa、瞬間最大風速 55.3m/s)
 ※3 昭和 26 年に広島県に大きな被害を与えた台風(最低気圧 966hPa、瞬間最大風速 49.0m/s)

◇高潮の発生メカニズム

高潮の発生メカニズムは、その要因により 2 つに分類することができます。

- 吹き寄せ効果：台風に伴う風が沖から海岸に向かって吹くことで、海水が海岸に吹き寄せられて海岸付近の海面が上昇する
 吸い上げ効果：台風が接近して気圧が低くなることで、海面が持ち上げられて海面が上昇する



(出典) 気象庁 HP

⑤津波

津波とは、海底で発生する地震に伴う海底地盤の隆起・沈降や海底における地すべりなどにより、その周辺の海水が上下に変動することによって引き起こされる現象です。

本指針では、次の災害ハザード情報を取扱います。

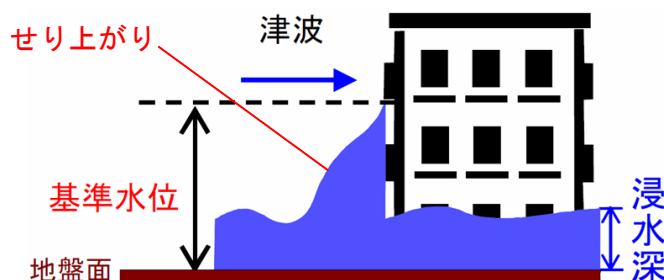
表 2-6 津波に関する災害ハザード情報

災害ハザード情報	根拠法令等	区域設定の目的又は内容
津波災害警戒区域 〔最大クラス〕※ ¹	津波防災地域づくり に関する法律 第 53 条第 1 項	津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域
基準水位※ ²		

※1 最大クラスの津波（南海トラフ巨大地震など 6 つの地震による津波を想定）が悪条件下において発生した場合の浸水域と浸水深を予測したものです。

※2 津波による浸水深に、津波が建築物等に衝突した時のせり上がりを加えた地盤面からの水位を指します。

◇基準水位



（出典）高潮・津波災害ポータルひろしま

◇津波による浸水深と被害等

津波による浸水深と被害等の関係は次のとおりです。

津波により浸水深 0.3m 以上になると避難行動がとれなくなると言われています。

浸水深	被害等
0.3m 以上	避難行動がとれなく（動くことができなく）なる
1m 以上	津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人がなくなる
2m 以上	木造家屋の半数が全壊する（注：3m 以上でほとんどが全壊する）
5m 以上	2 階建ての建物（建物の 2 階部分まで）が水没する
10m 以上	3 階建ての建物（建物の 3 階部分まで）が完全に水没する

（出典）広島市地域防災計画

⑥地震

地震とは、地下で起きる岩盤のずれなどにより発生する現象です。

本指針では、平成 25 年に作成した「広島市地震被害想定報告書」における 6 つの想定地震^{※1}のうち、今後 30 年以内の発生確率が高いとされている南海トラフ巨大地震（M9.0）を対象とした次の災害ハザード情報を取扱います。

表 2-7 地震に関する災害ハザード情報

災害ハザード情報	根拠法令等	区域設定の目的又は内容
想定震度分布 〔南海トラフ巨大地震〕	広島市地震被害 想定報告書	広島市地震被害想定報告書で取扱う想定地震のうち、南海トラフ巨大地震により想定される震度の分布

※1 プレート間の地震である南海トラフ巨大地震、プレート内の地震である安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震、地殻内の地震である五日市断層による地震、己斐-広島西縁断層帯による地震、岩国断層帯による地震及び広島湾-岩国沖断層帯による地震を想定地震として選定しています。

なお、「広島市地震被害想定報告書」において液状化危険度の予測も行われていますが、液状化による被害は、ただちに人命に関わることは稀であることなどから、参考として資料編に掲載するにとどめます。

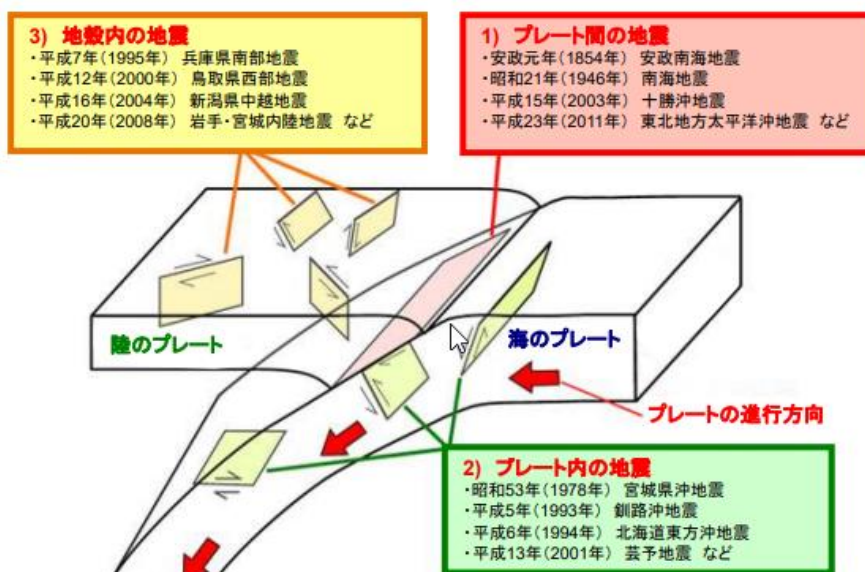
◇地震発生のメカニズムと地震タイプ

地震は、発生メカニズムの違いによって「プレート間の地震（海溝型地震）」「プレート内の地震（スラブ内地震）」「地殻内の地震（活断層型地震、直下型地震）」の 3 つに分類することができます。

プレート間の地震：海のプレートが沈み込むときに陸のプレートを地下へ引きずり込んでいき、陸のプレートが引きずりに堪えられなくなり、跳ね上げられるように起こる地震

プレート内の地震：海のプレートが陸のプレートの下に沈み込んでいる部分のうち、深部が破壊されることで起こる地震

地殻内の地震：プレート運動によって蓄積されたひずみエネルギーが陸域浅部で断層運動によって解放される際に起こる地震



(出典) 広島市地震被害想定報告書

(2) 都市情報

ここでは、本指針で取扱う都市情報について、広島市平面図に「都市計画情報」を重ね合わせた地図を基図とし、この基図と「人口」や「建築物」の重ね合わせにより現状の整理を行います。

表 2-8 本指針で取扱う都市情報の一覧

項目	情報
都市計画情報	立地適正化計画区域 ^{※1} （都市計画区域）
	居住誘導区域 ^{※2}
	都市機能誘導区域
人口	人口密度（令和 2 年国勢調査） ^{※3}
	高齢者人口密度（令和 2 年国勢調査） ^{※3}
建築物	建物階層（3D 都市モデル（Project PLATEAU））

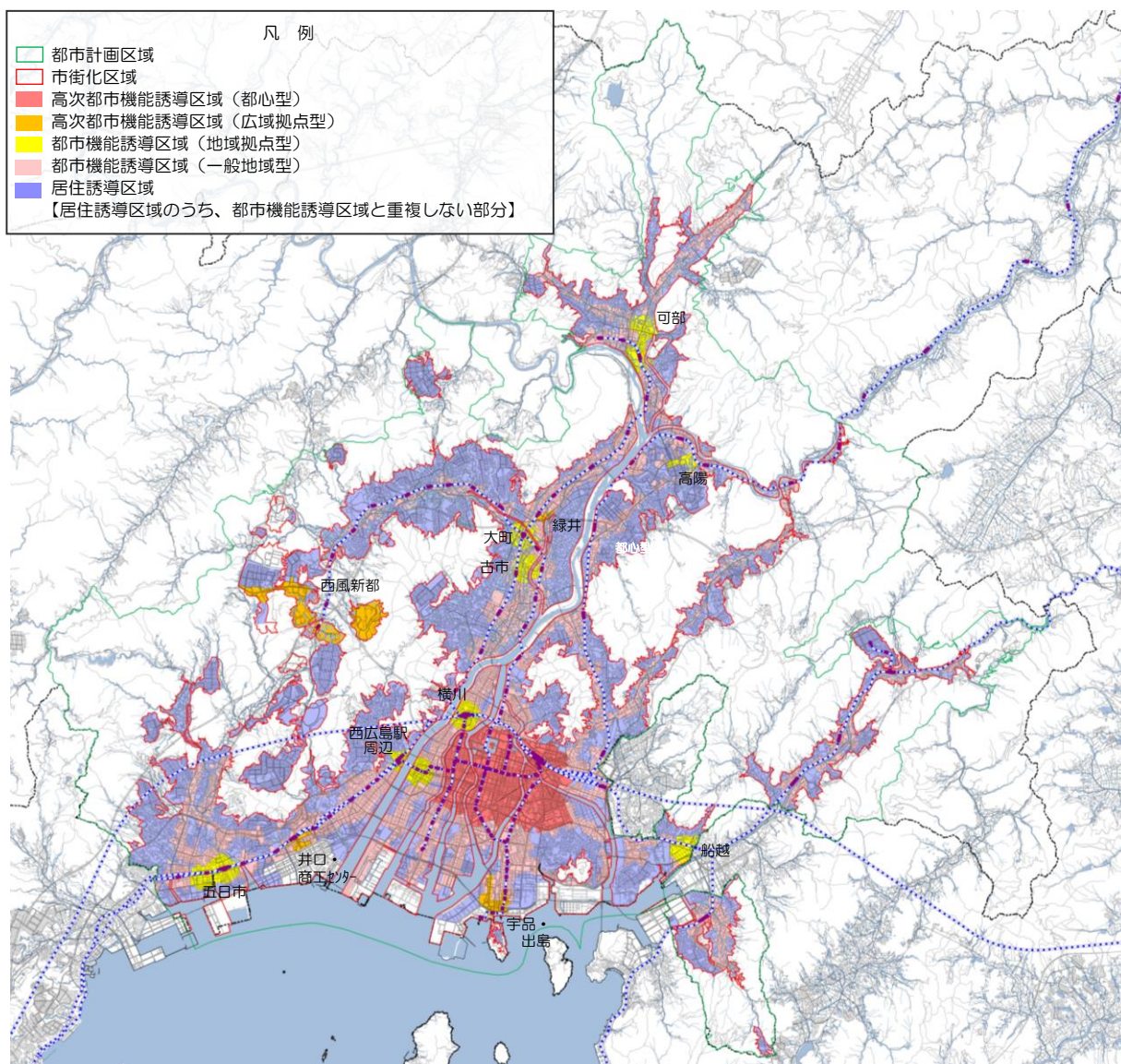
※1 図の凡例では、「立適計画区域」と表記します。

※2 災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）及び土砂災害特別警戒区域は居住誘導区域の除外エリアですが、本指針では、図面の大きさから両区域を含んだ区域を居住誘導区域として示しています。

※3 100mメッシュで可視化しています。

◇誘導区域図（全図）

「広島市立地適正化計画」に掲載している誘導区域図（全図）です。



■基図〔広島市平面図と都市計画情報（立適計画区域等の外郭線）を重ね合わせたもの〕

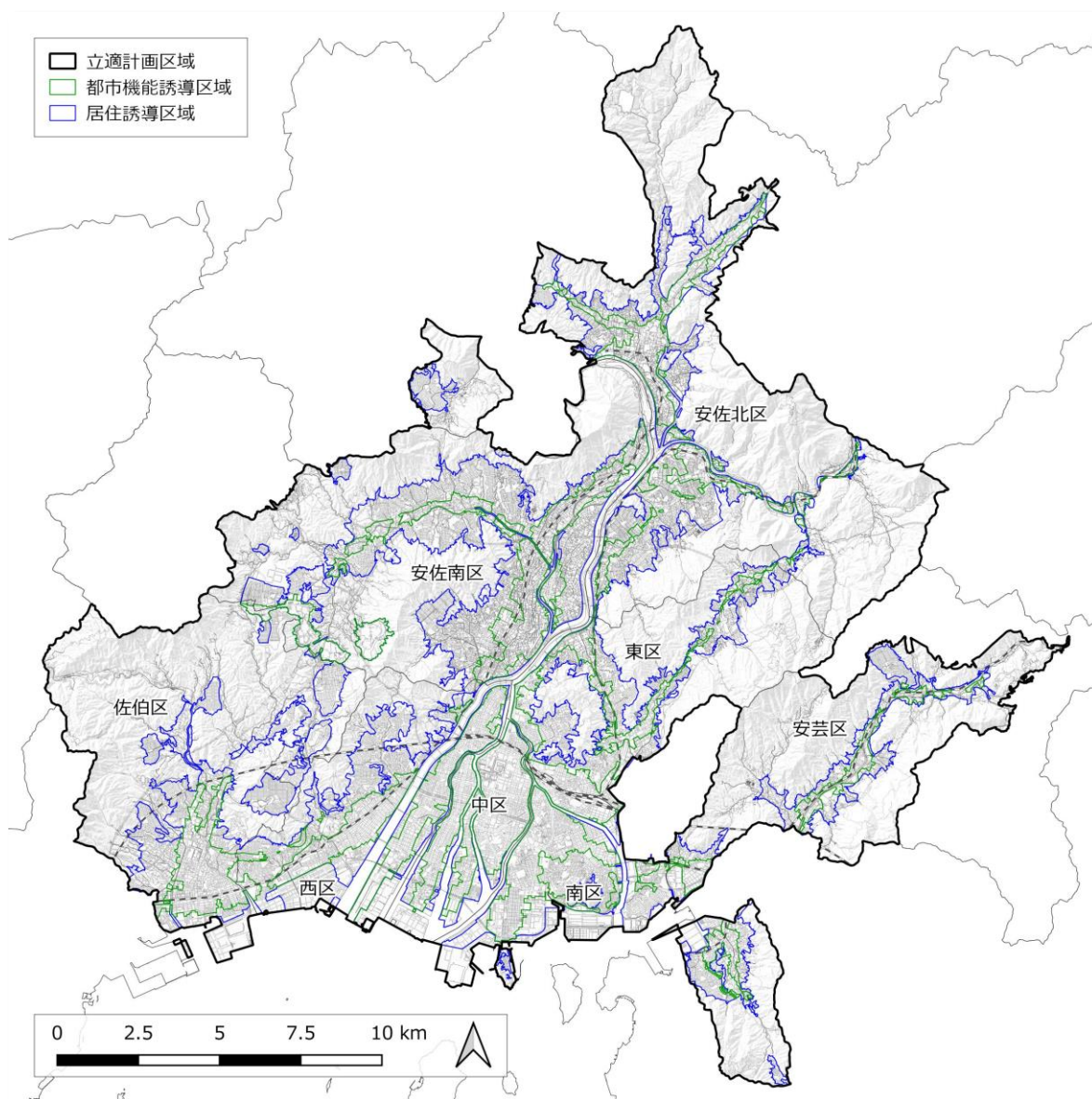


図 2-2 基図

■人口密度

デルタ市街地やデルタ周辺部の平地部だけでなく、西風新都地区や祇園地区等の山麓部や丘陵地の住宅団地などにおいても、人口密度が100人以上/haと高くなっています。

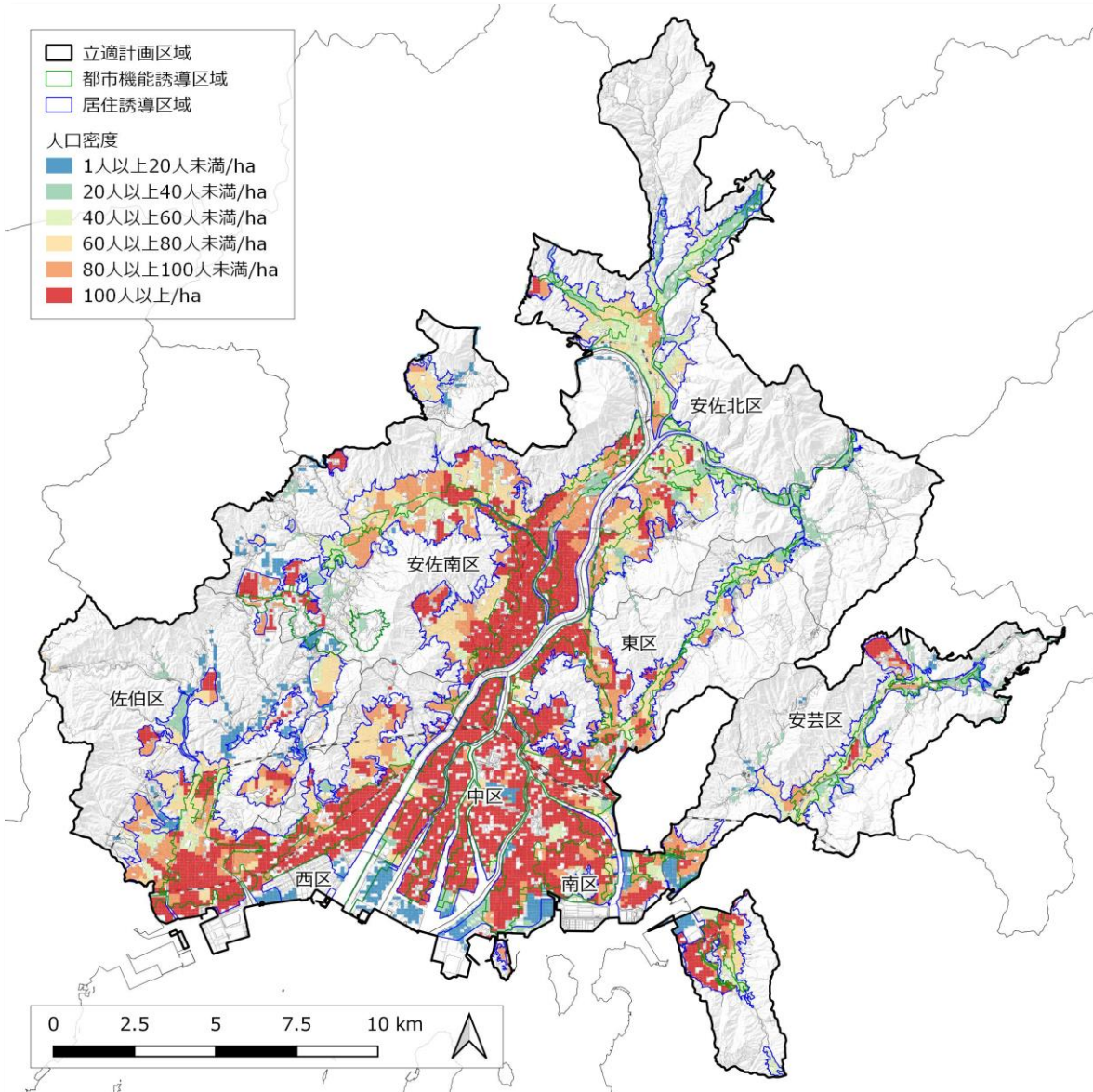


図 2-3 人口密度

■高齢者人口密度

デルタ市街地やデルタ周辺部の宮島線等の鉄軌道沿線などにおいて、高齢者の人口密度が高くなっている区域が散見されます。

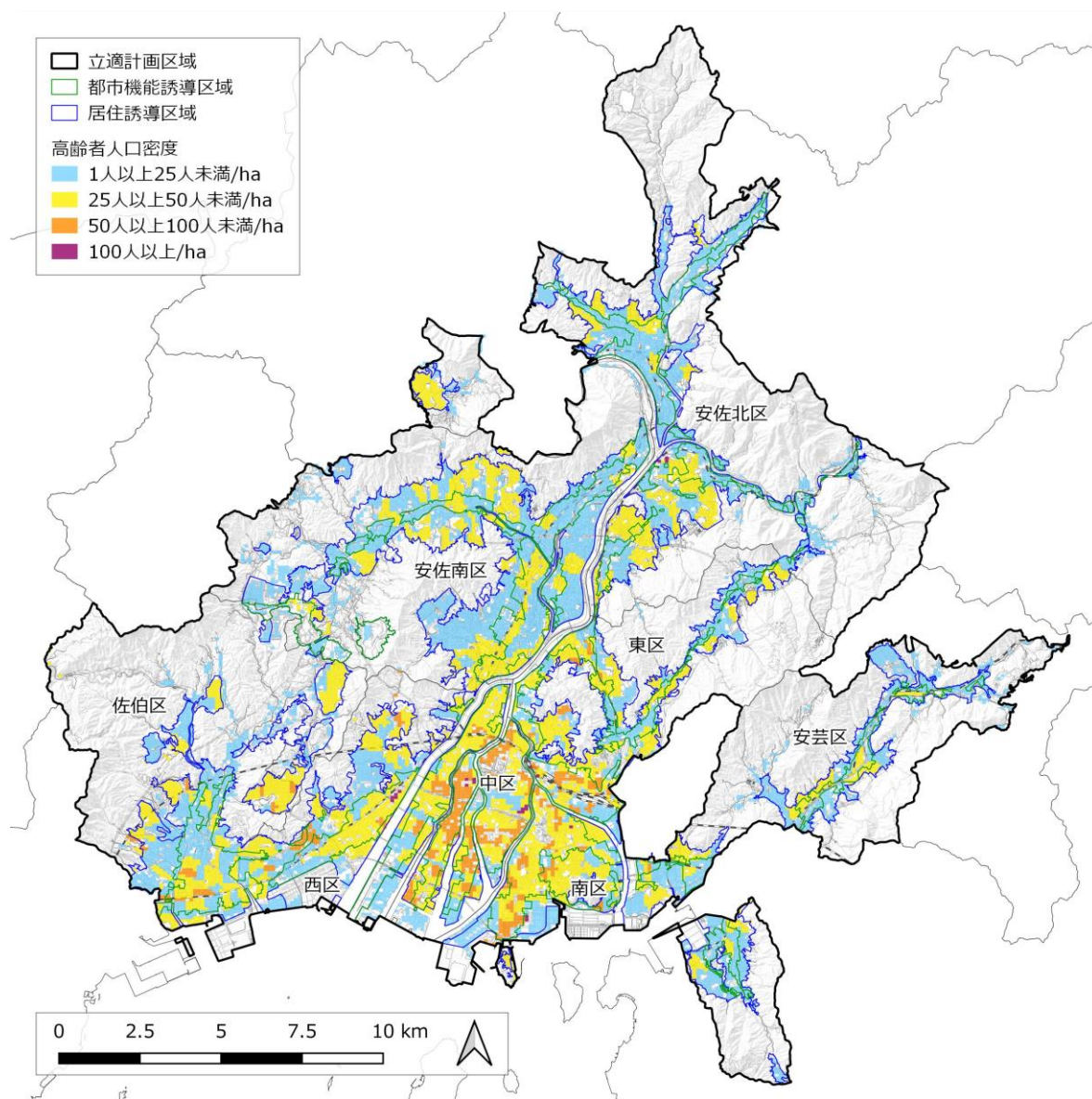


図 2-4 高齢者人口密度

■ 建物階層

高次都市機能誘導区域である都心部やその周辺に 4 階建て以上の建物が集中しており、その他の区域は、臨海部の工業用途の区域など一部の区域を除いて、2～3 階建ての建物を中心としています。

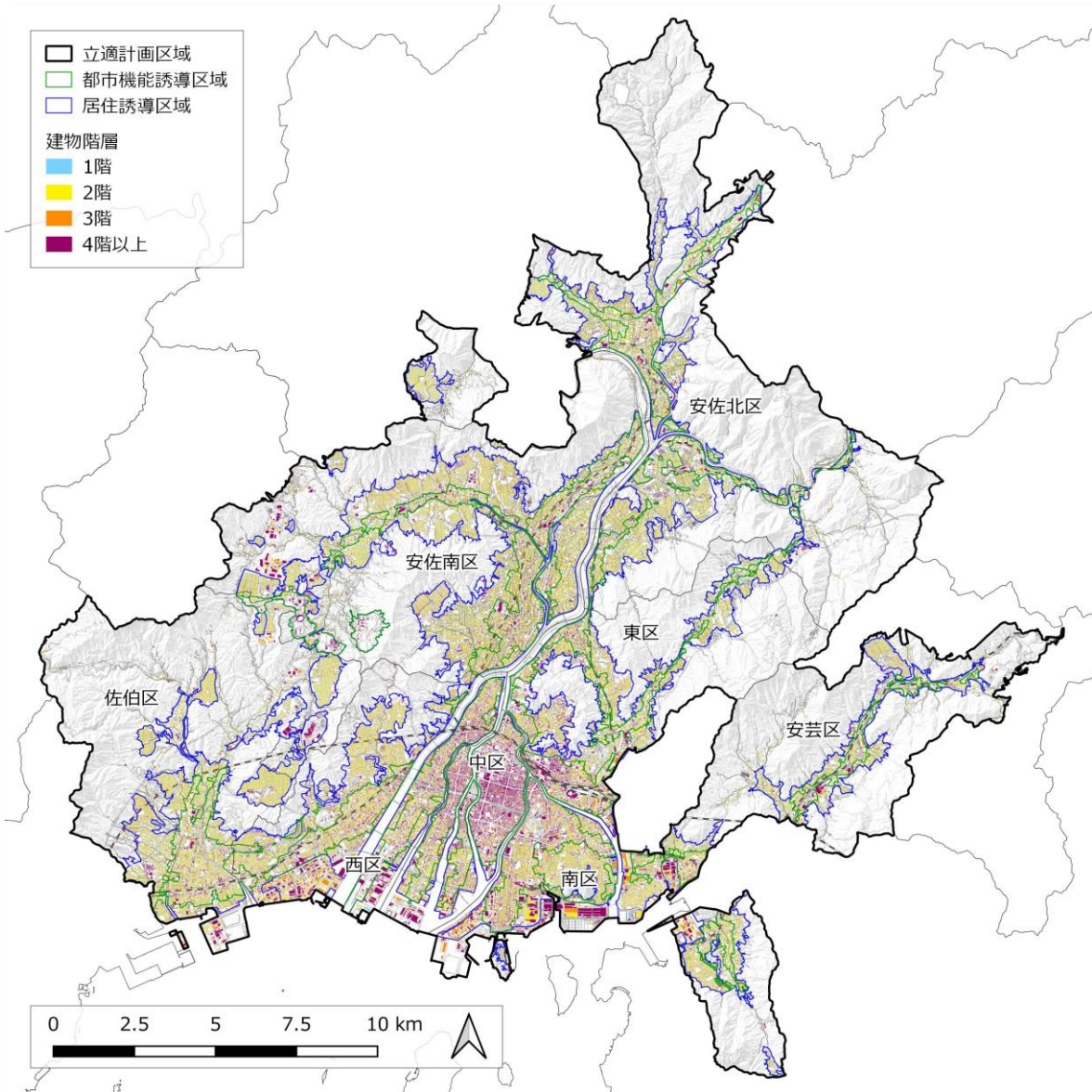


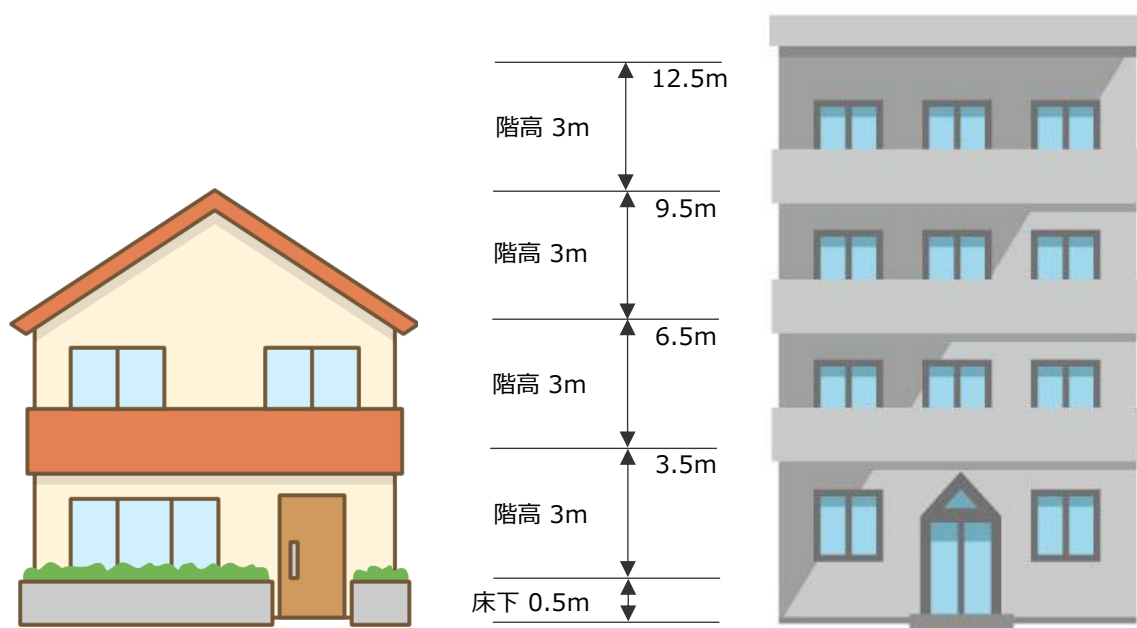
図 2-5 建物階層

◇ 建物階層

本指針では、分析を目的として各建物の高さから階高 3mの住宅を想定した建物階層を整理し、建物ごとにその場所の浸水深及び基準水位における建物内での垂直避難の可否についてリスク分析をしていますが、実際と異なることがありますので、自身の居住地等の災害リスクについては、個々の状況などを踏まえて判断する必要があります。

また、木造住宅の場合、浸水深などが浅い場合にも氾濫流等により倒壊のおそれがあるので注意が必要です。

《建物階層のイメージ》



3 災害リスクの分析

(1) 分析項目

災害リスクの分析にあたっては、広島市平面図に「都市情報（都市計画情報）」を重ね合わせた基図（16 ページ参照）と「災害ハザード情報」の重ね合わせなどにより基本分析を行い、必要に応じて更に、「都市情報（人口、建築物）」の重ね合わせにより追加分析を行います。これにより、災害種別ごとに、どこに、どのような災害リスクがあるかを分析することで「災害リスクの見える化」を行います。

なお、追加分析では、居住者又は高齢者が居住している、あるいは垂直避難が困難な建物がある災害ハザードエリアのみ表示します。

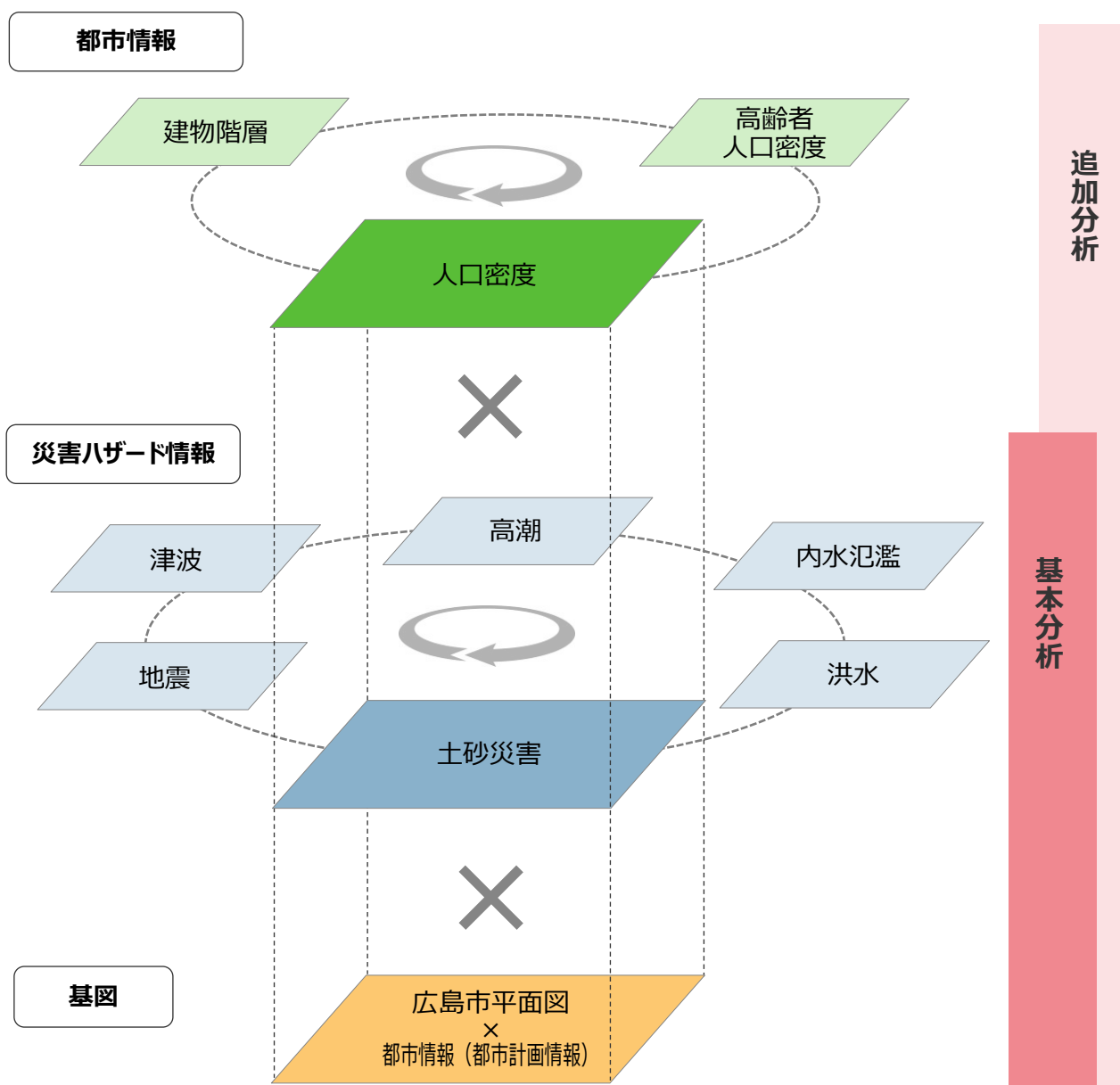


図 3-1 重ね合わせのイメージ

(2) 災害種別ごとのリスク分析

① 土砂災害

■ 基本分析

地形的・地質的特性

本市の平地の大部分は、太田川デルタとその上流部の扇状地や氾濫原平野により形成された沖積平野が主体であり、この平地を取り囲む形で広範囲に山地・丘陵地が広がっています。その地盤の多くは、表面が風化しやすい花崗岩（広島花崗岩）となっており、広島花崗岩が風化したマサ土が表層に堆積している山麓部や丘陵地は、集中豪雨などによる斜面崩壊や土石流の発生しやすい地形的・地質的特性を有しています。

災害履歴

上記のような地形的・地質的特性もあり、本市ではこれまで幾度となく土砂災害に見舞われてきました。

平成 11 年 6 月 29 日、梅雨の長雨の終期に豪雨となって土砂災害が多発し、市内各所において甚大な被害が発生しました。これは当時めずらしい都市部での大きな災害であったことから、土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査の実施やイエローゾーン及びレッドゾーンの指定などについて定めた「土砂災害防止法」を制定するきっかけとなりました。

さらに近年では、線状降水帯が発生した平成 26 年 8 月豪雨や平成 30 年 7 月豪雨においても土砂災害が多発し、市内各所で甚大な被害が発生しました。

これまでの主な取組

広島県では、平成 15 年 3 月に、全国で初めてイエローゾーン及びレッドゾーンの区域指定を実施しました。

その後、平成 26 年 8 月豪雨により再び起きた土砂災害を踏まえ、基礎調査の結果について公表することを義務付けるなど、土砂災害防止法が改正されたことから、広島県において、平成 30 年度末までに基礎調査を完了して結果を公表することとしました。加えて、基礎調査に基づき、令和元年度末までに県内のイエローゾーン及びレッドゾーンの指定を完了することを目標に取組を進め、本市域内の区域指定を令和元年 12 月に完了しました。（その後も、必要に応じて土砂災害防止法に基づく基礎調査及び区域指定を更新しています。）

また、国や広島県、本市において、砂防堰堤の整備や急傾斜地の崩壊対策などハード対策に取り組んでいます。

あわせて本市では、防災情報の周知や土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転促進などソフト対策に取り組んでいます。

災害リスク

本市の地形的・地質的特性から、市街地の外縁部の山麓部や丘陵地にまで市街地が広がっており、これら区域において、イエローゾーンが居住誘導区域と広範囲で重なり、一部は都市機能誘導区域とも重なっています。

また、市街化区域にも、より災害リスクが高いレッドゾーンが少なからず残存しています。

【令和 6 年 7 月時点：本市のイエローゾーン 7,837 箇所（うち、レッドゾーン 7,196 箇所）】

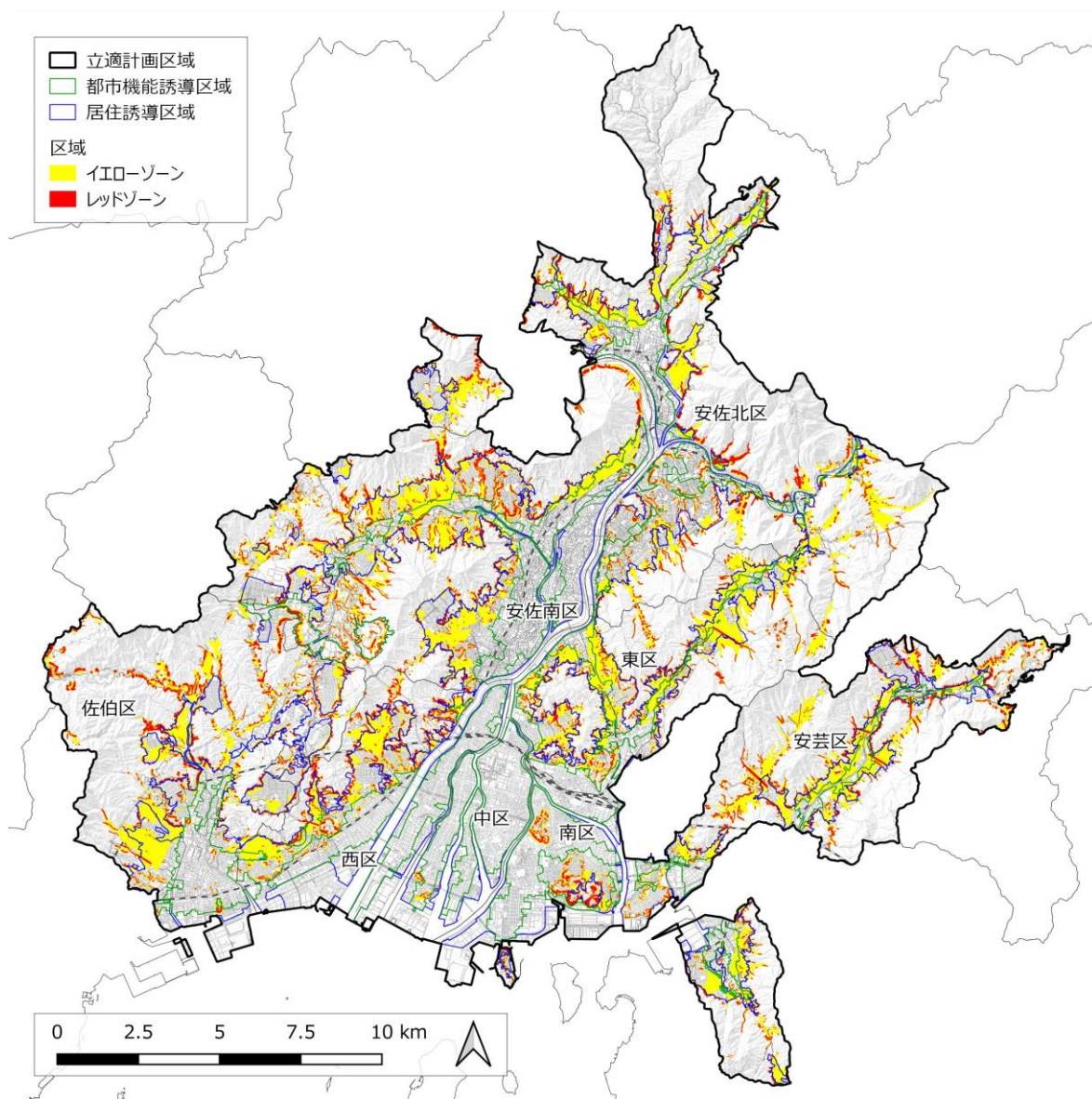


図 3-2 《土砂災害》イエローゾーン及びレッドゾーン

■追加分析

▶人口密度との重ね合わせ

市街地の外縁部の山麓部や丘陵地などのイエローゾーン等において人口密度が高くなっており、この区域の大部分は居住誘導区域と重なっています。

また、市街化区域にもレッドゾーンが残存していることから、著しく災害リスクが高い区域にも居住者がいる状況となっています。

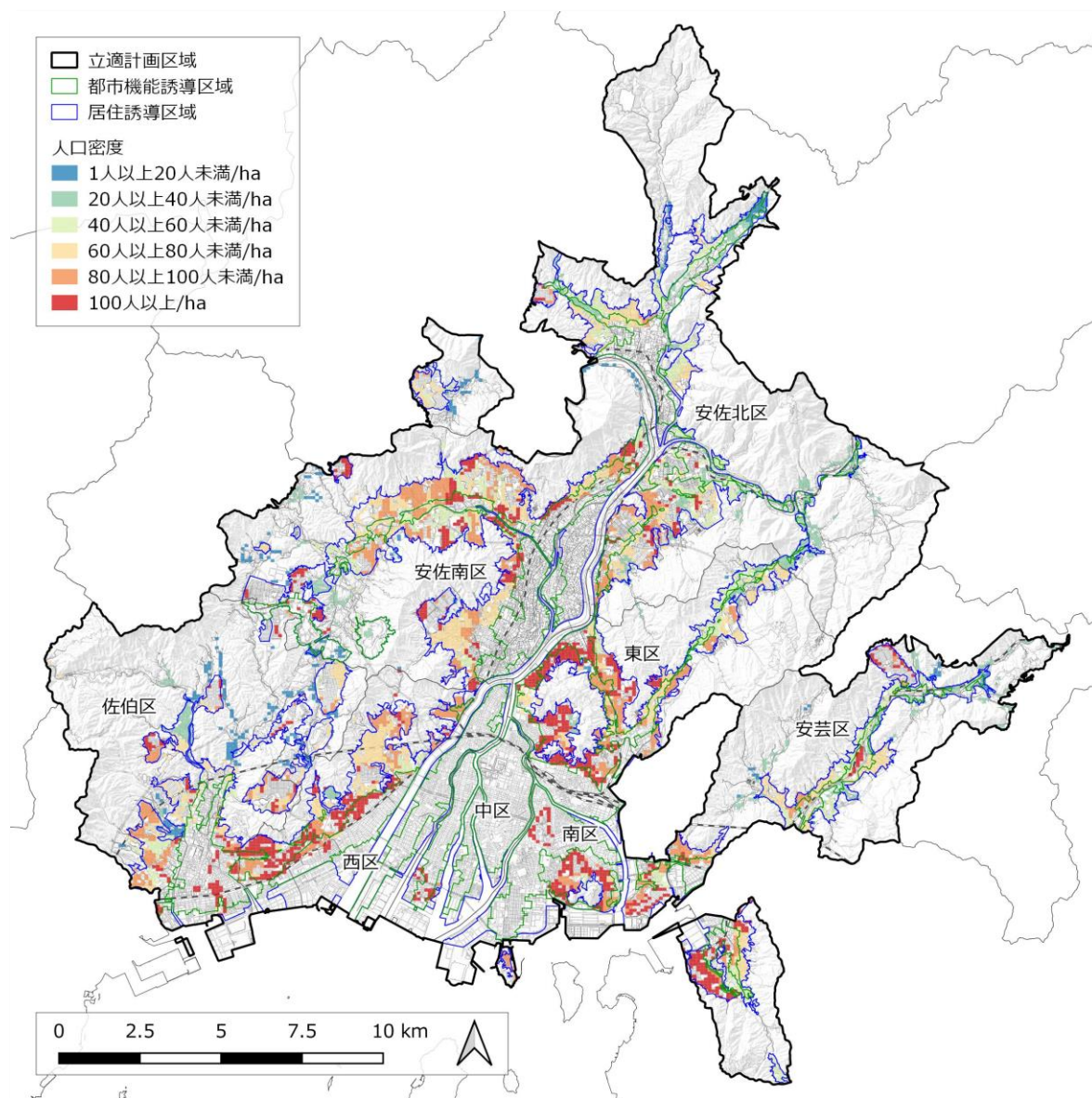


図 3-3 《土砂災害》イエローゾーン及びレッドゾーン × 人口密度

▶高齢者人口密度との重ね合わせ

牛田地区や井口地区等の山麓部にある高度経済成長期から開発された比較的古い住宅団地のイエローゾーンなどにおいて高齢者の人口密度が高くなっており、この区域の大部分は居住誘導区域と重なっています。

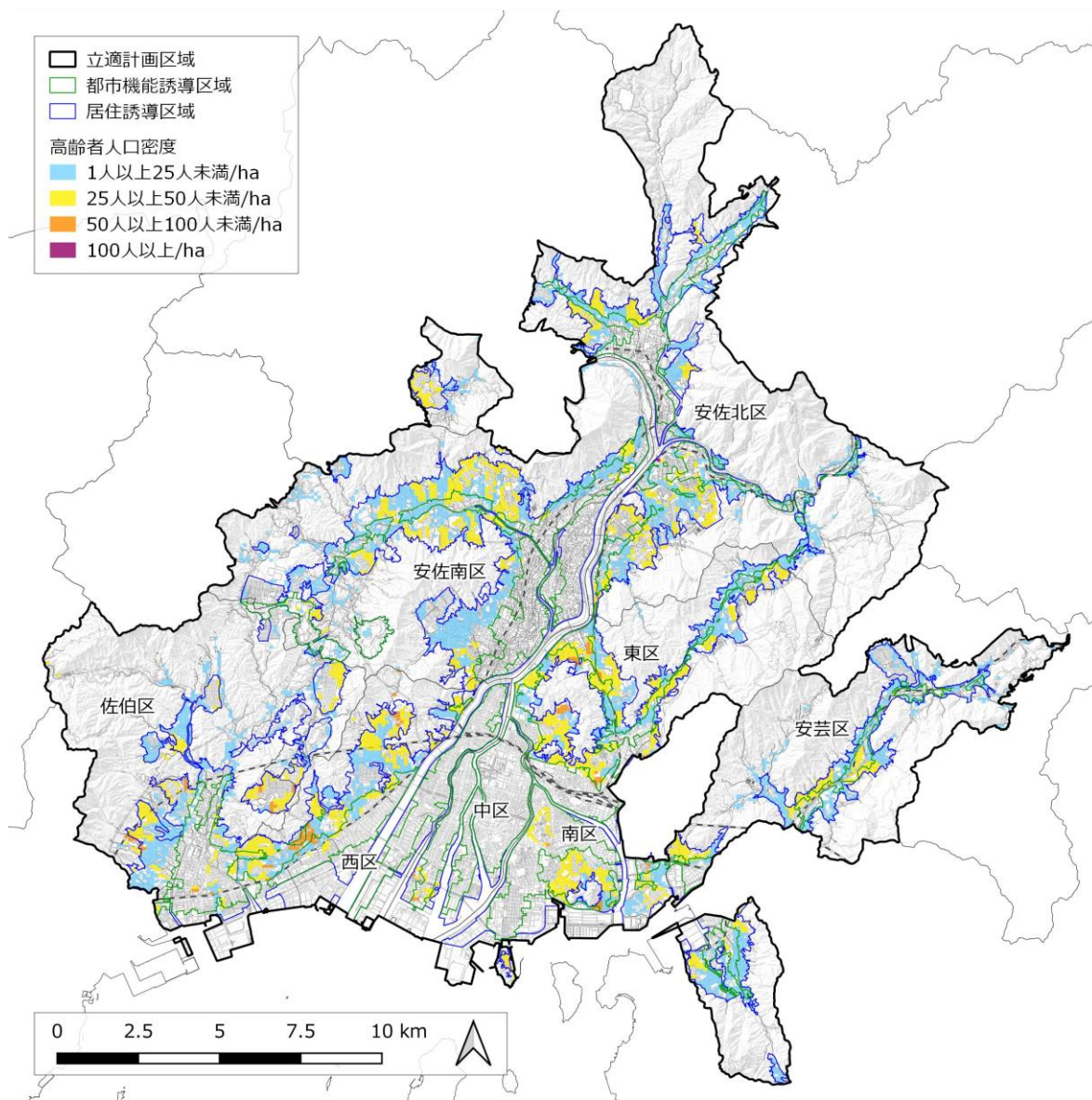


図 3-4 《土砂災害》イエローゾーン及びレッドゾーン × 高齢者人口密度

②洪水

■基本分析

地形的・地質的特性

本市の平地は、干拓や埋立てによって形成された太田川デルタを中心として、太田川の本川（ほんせん）・支川（しせん）や八幡川、瀬野川沿いに細長く開けており、その多くは洪水時に浸水するおそれがある扇状地や氾濫原平野により形成された沖積平野からなっています。

災害履歴

最も延長が長い太田川やその太田川から分流しデルタ市街地を流れる天満川や京橋川などでは、有史以来幾多の洪水被害を繰り返してきましたが、太田川放水路や高瀬堰の整備などにより、近年では、デルタ市街地において大きな被害は発生していません。

一方、河川の合流部付近などにおいては、近年でも洪水被害が生じており、平成 26 年 8 月豪雨により太田川本川とその支川である根谷川の合流部付近、また、平成 30 年 8 月豪雨により太田川本川とその支川である三篠川の合流部付近において、家屋等の浸水や河岸浸食などの甚大な被害が発生しました。

その他、平成 30 年 8 月豪雨により、瀬野川においても家屋等の浸水などの甚大な被害が発生しました。

これまでの主な取組

太田川における昭和初期の洪水被害が甚大なものであったことから、国が昭和 9 年から太田川放水路の工事に着手し、昭和 43 年に完成したことに加え、昭和 50 年に高瀬堰をそれまでの固定堰から可動堰に改築し、平成 14 年には太田川水系で洪水調節機能をもつ初めてのダムとなる温井ダムを整備しました。

現在でも、国や広島県、本市において、河道掘削や護岸整備等の河川改修などハード対策に取り組んでいます。

あわせて、本市では、洪水ハザードマップの作成や防災教育・訓練の実施などソフト対策に取り組んでいます。

災害リスク

本市の地形的特性などから、太田川の下流部※から下流デルタ域※にかけての区域や八幡川、瀬野川等の河川沿いの区域などにおいて、屋外への避難が極めて困難となり、かつ、床上浸水するなど、災害リスクが高い浸水深 0.5m 以上となっています。

これまでも、太田川放水路などの整備や河川改修に取り組んできましたが、浸水深 0.5m 以上の区域が広範囲に残存しており、この区域の大部分は居住誘導区域と重なり、一部は都市機能誘導区域とも重なっています。

また、太田川本川と三篠川等の支川との合流部付近などにおいて、浸水深が 1 階の軒下を超えるなど、より災害リスクが高い浸水深 3.0m 以上となっています。

※ 本指針では、次の定義で使用しています。

下 流 部：可部市街地付近から太田川と旧太田川の分派部付近までのこと

下 流デルタ域：太田川と旧太田川の分派部付近から河口までのこと

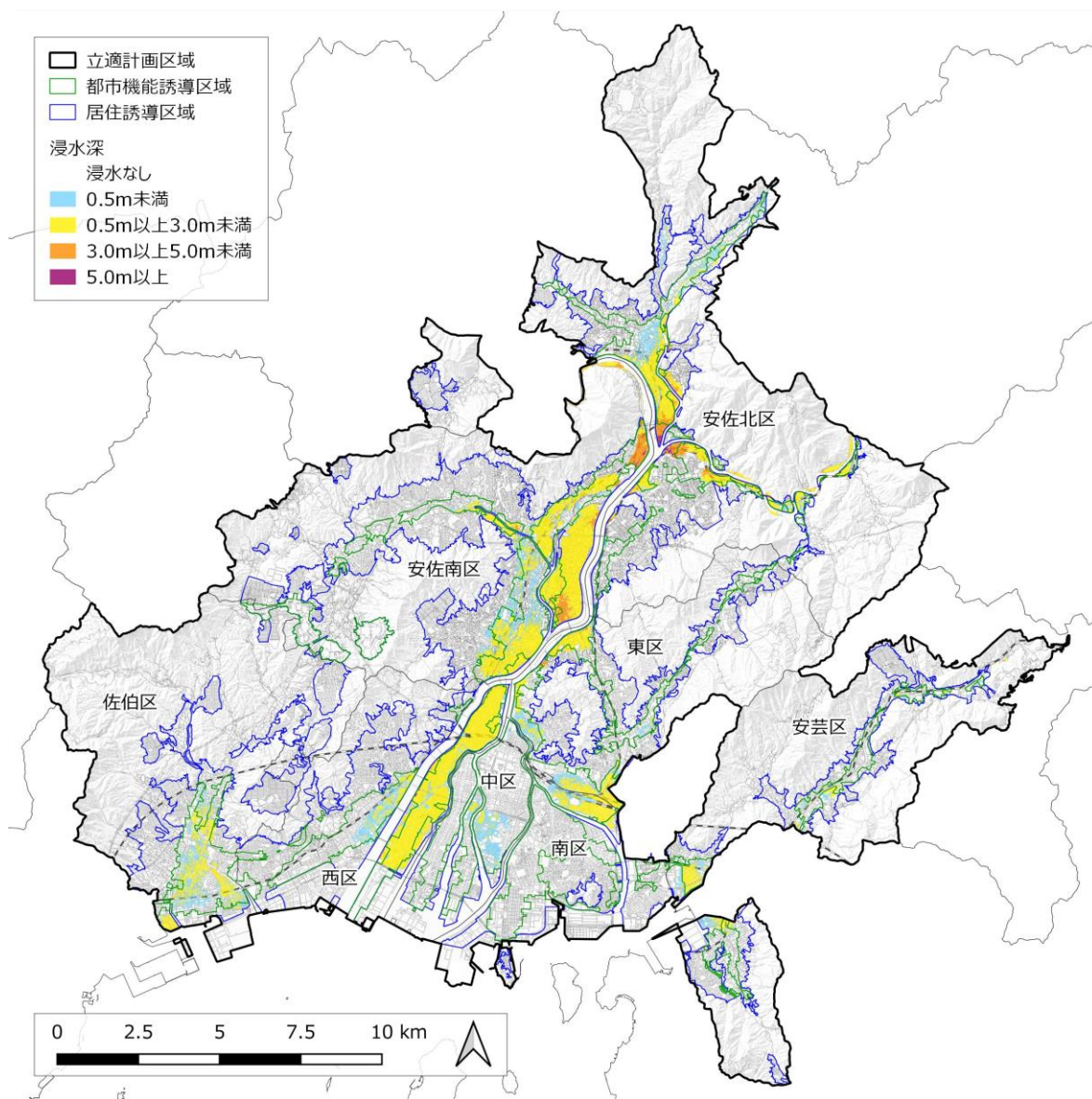


図 3-5 《洪水》浸水深〔計画規模〕

■追加分析

▶人口密度との重ね合わせ（浸水深 0.5m以上の区域を対象とします。）

太田川の下流部から下流デルタ域にかけての区域や、八幡川や瀬野川等の河川沿いの区域などにおいて人口密度が高くなっており、この区域の大部分は居住誘導区域と重なっています。

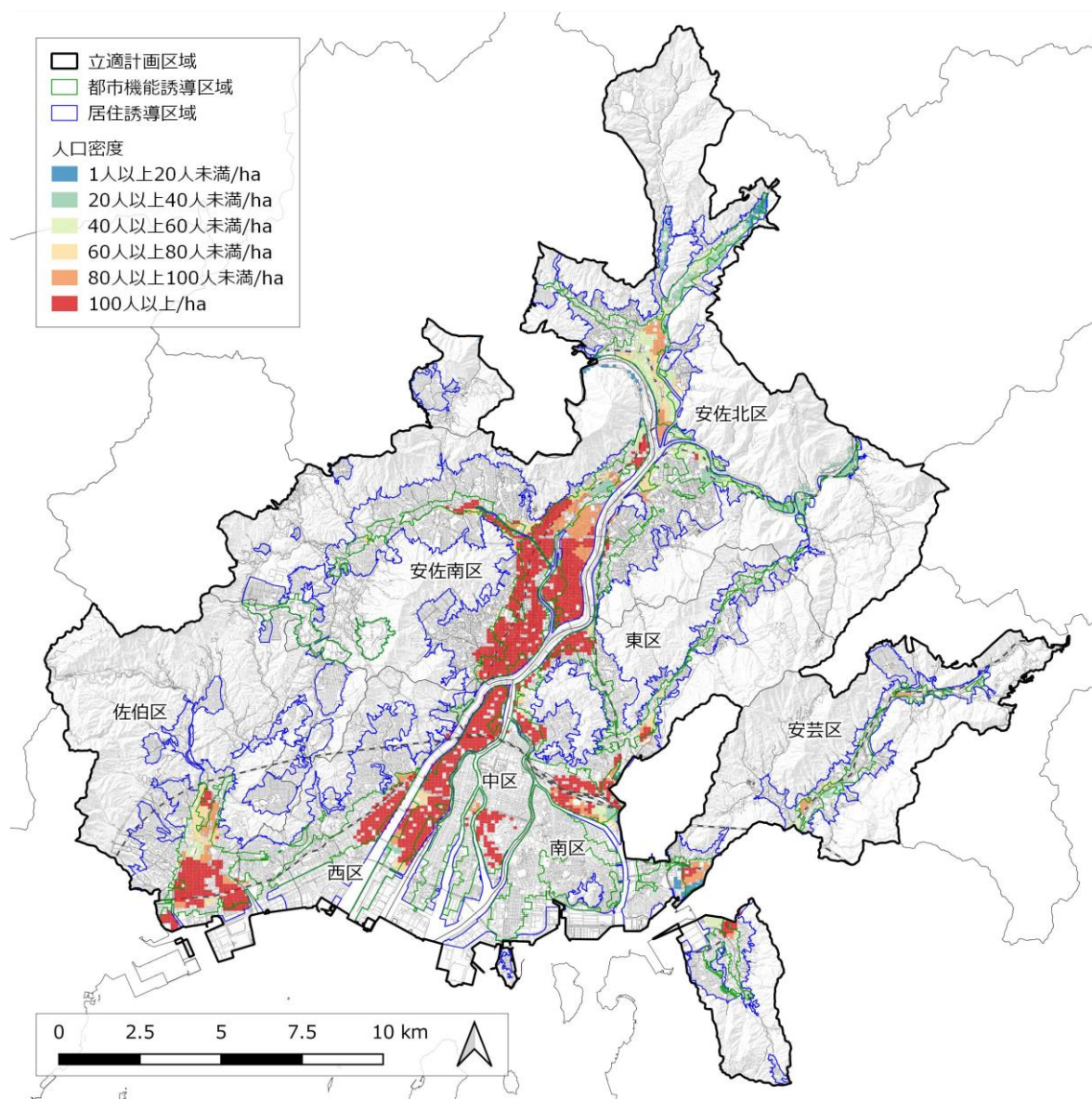


図 3-6 《洪水》浸水深【0.5m以上】〔計画規模〕× 人口密度

▶高齢者人口密度との重ね合わせ（浸水深 0.5m以上の区域を対象とします。）

デルタ市街地や、広島駅や横川駅等のＪＲの駅の周辺などにおいて、高齢者の人口密度が高い区域が散見されます。

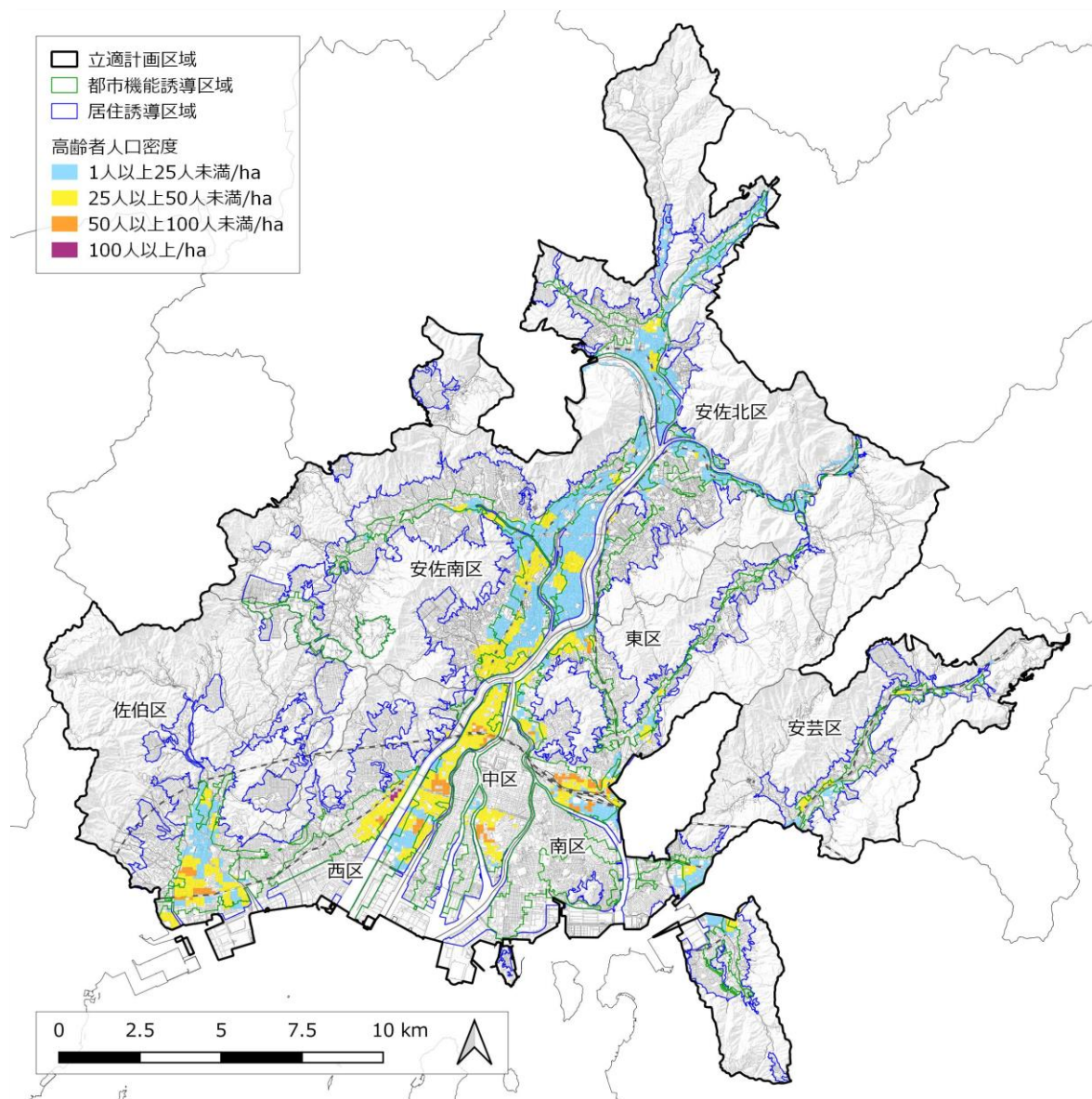


図 3-7 《洪水》浸水深【0.5m以上】〔計画規模〕× 高齢者人口密度

▶建物階層との重ね合わせ（浸水深 0.5m以上の区域を対象とします。）

太田川本川と三篠川等の支川との合流部付近などにおいて、この地域は浸水深 3.0m以上であり、2 階建て以下の建物が多いことから、垂直避難が困難な建物の割合が高くなっています。

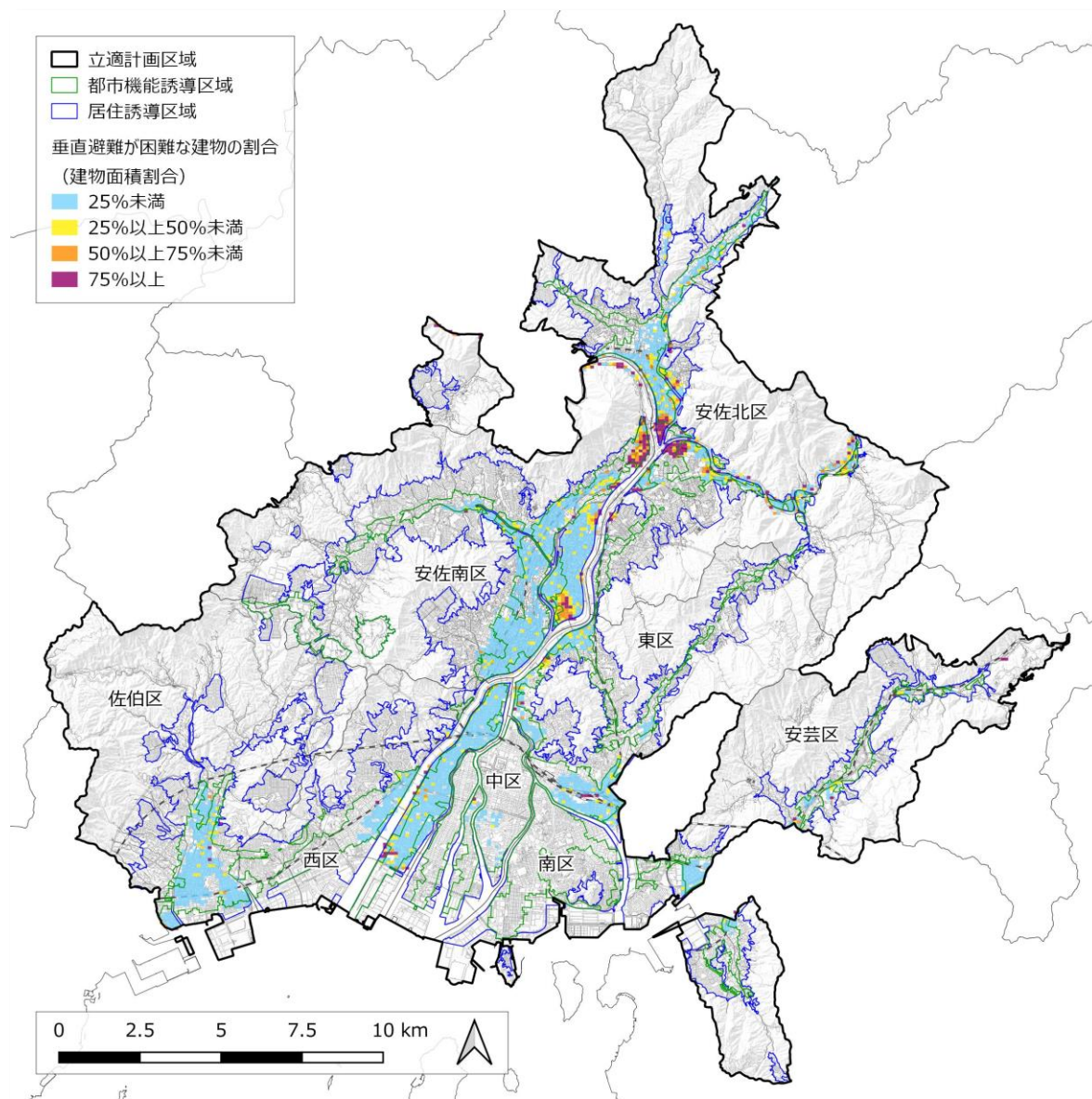


図 3-8 《洪水》浸水深【0.5m以上】〔計画規模〕× 建物階層

③内水氾濫

■基本分析

地形的・地質的特性

本市のデルタ市街地には、地盤高が平均満潮位（約T.P.+1.9m）より低い海拔ゼロメートル地帯が存在しており、古くから雨水排水の問題に悩まされてきています。

近年では、気候変動の影響によるゲリラ豪雨の増加や都市化の進展に伴う雨水浸透域の減少などによって、デルタ市街地を中心に、排水能力を超える雨水が一気に下水道等に流れ込むことにより、雨水の排水が追い付かず、家屋等の浸水などが発生しやすくなっています。

また、デルタ市街地の周辺においても、地形的な問題などにより、家屋等の浸水などが発生している箇所があります。

災害履歴

近年でも、1時間雨量20mm以上の雨が降り続くと、デルタ市街地の浸水常襲地区※を中心に市内各所において、道路冠水や家屋等の浸水が発生しており、令和3年7月や令和4年7月の大雨などにおいて、主に浸水常襲地区において床上浸水が発生しました。

※ 中心市街地（千田地区、江波地区、大州地区、宇品・旭町地区、京橋地区、吉島地区、三篠・福島・観音地区の約2,800ha）のうち特に深刻な浸水被害が発生している約2,000ha（「下水道ビジョン2030」参照）

これまでの主な取組

本市では、平成3年度から、1時間雨量53mmの降雨に対応するため、中心市街地において既設下水道管を補う雨水幹線やポンプ場の整備に取り組むとともに、令和2年度からは、止水板設置費用の一部を補助する「止水板設置補助制度」を活用した、市民による止水板設置の促進などハード対策に取り組んでいます。

あわせて、本市では、浸水（内水）ハザードマップの作成や防災教育・訓練の実施などソフト対策にも取り組んでいます。

災害リスク

デルタ市街地やデルタ周辺部などにおいて広範囲で浸水が想定されており、この区域は居住誘導区域や高次都市機能誘導区域である都心部を含む都市機能誘導区域と重なっていますが、その大部分は一般的な戸建住宅などにおいて床下浸水でとどまる浸水深0.5m未満となっています。

一方で、これまでも雨水管などの施設整備に取り組んできましたが、屋外への避難が極めて困難となり、かつ、床上浸水するなど、災害リスクが高い浸水深0.5m以上となっている区域も散見されます。

また、太田川本川と三篠川等の支川との合流部付近などにおいて、より災害リスクが高い浸水深1.0m以上となっています。

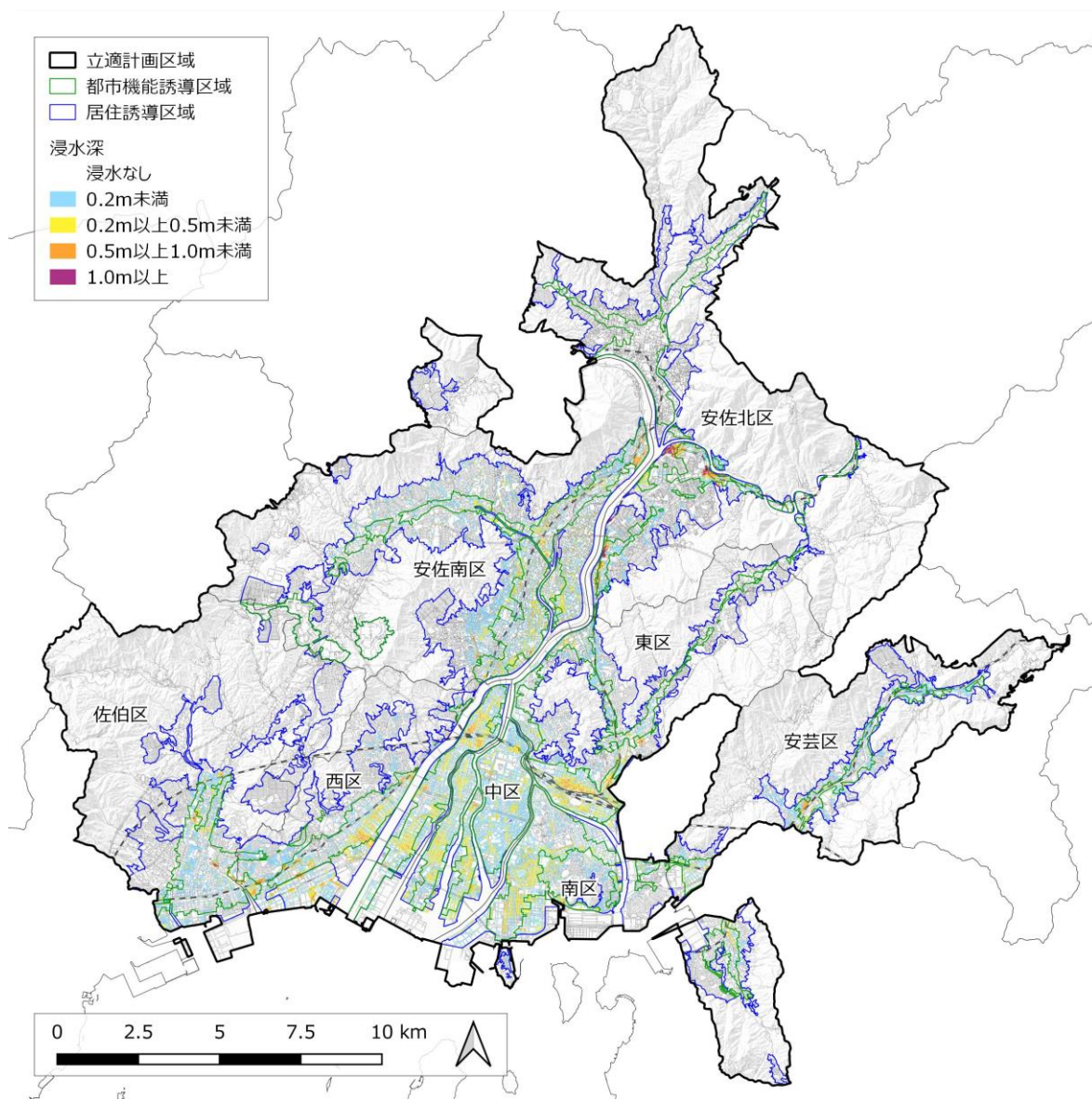


図 3-9 《内水氾濫》浸水深〔既往最大規模〕※1、2

- ※1 リスク分析の対象は、浸水（内水）想定区域〔既往最大規模〕及び雨水出水浸水想定区域〔想定最大規模〕の公表済み地域です。
- ※2 白島・幟町・大手町地区のみ雨水出水浸水想定区域〔想定最大規模〕です。

■追加分析

▶人口密度との重ね合わせ（浸水深 0.5m以上の区域を対象とします。）

デルタ市街地やデルタ周辺部の平地部などにおいて人口密度が高くなっており、この区域の大部分は居住誘導区域と重なっています。

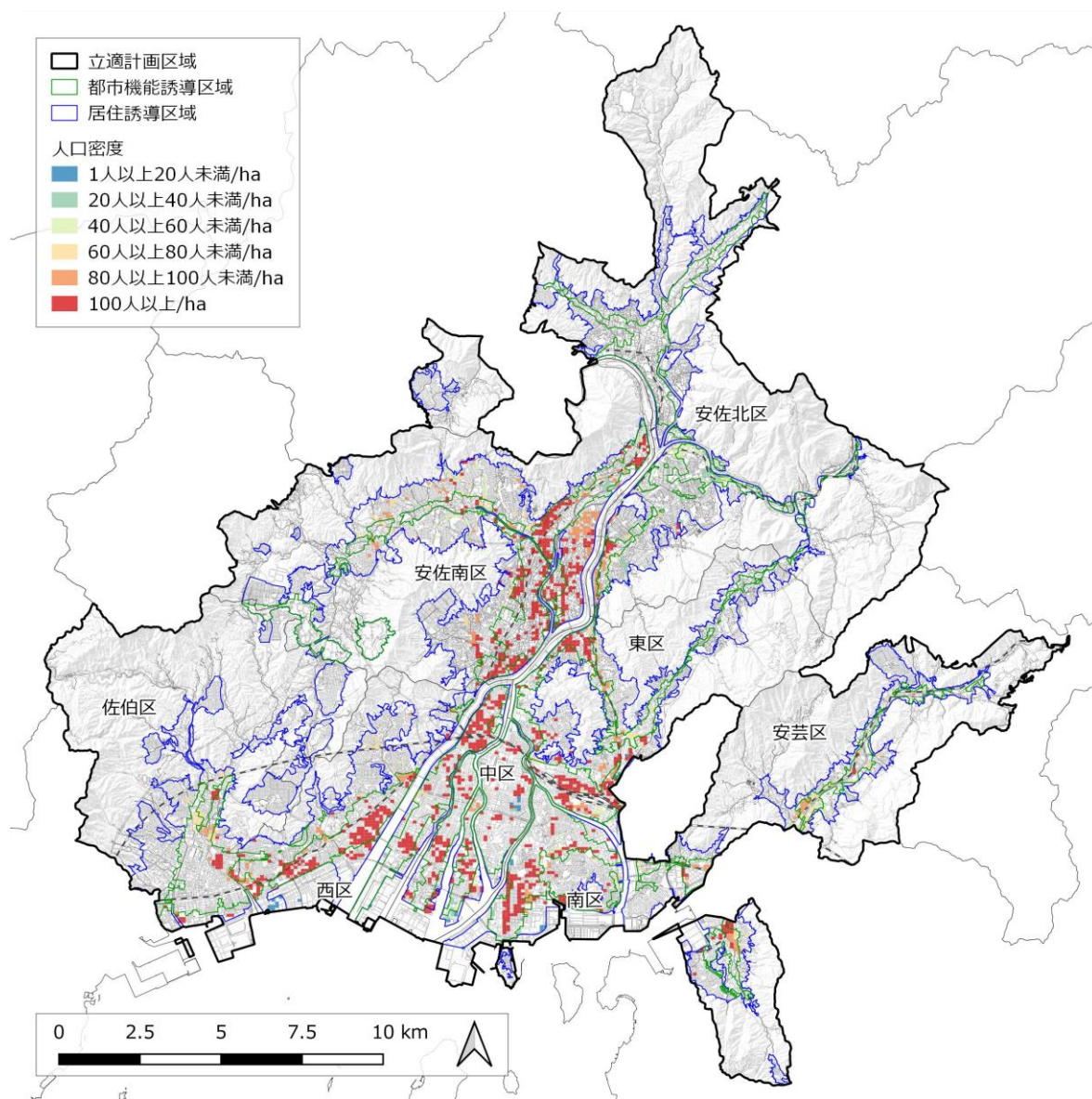


図 3-10 《内水氾濫》浸水深【0.5m以上】〔既往最大規模〕^{※1、2} × 人口密度

※1 リスク分析の対象は、浸水（内水）想定区域〔既往最大規模〕及び雨水出水浸水想定区域〔想定最大規模〕の公表済み地域です。

※2 白島・幟町・大手町地区のみ雨水出水浸水想定区域〔想定最大規模〕です。

▶高齡者人口密度との重ね合わせ（浸水深 0.5m以上の区域を対象とします。）

デルタ市街地やその周辺などにおいて、高齡者の人口密度が高い区域が散見されます。

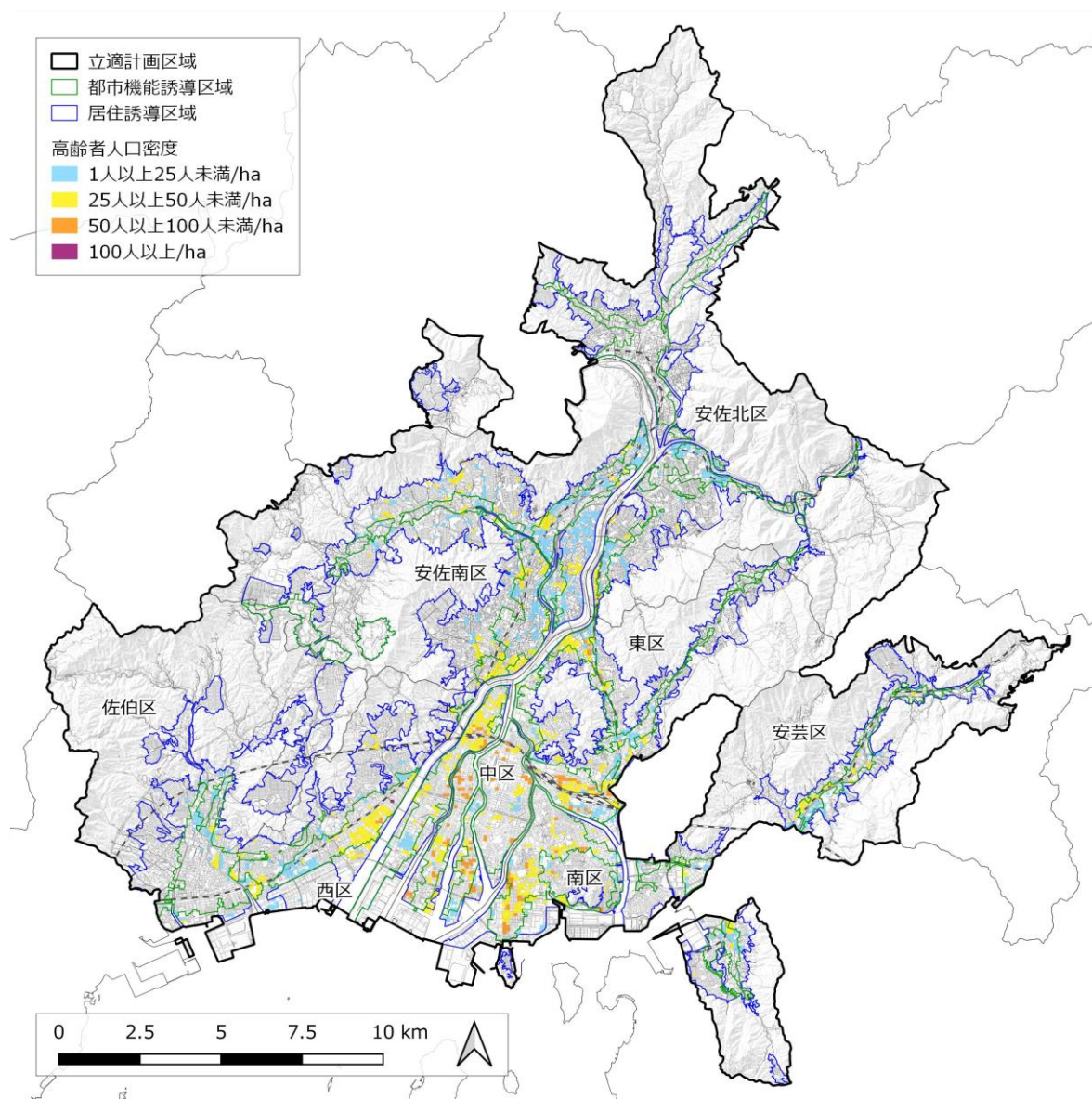


図 3-11 《内水氾濫》浸水深【0.5m以上】〔既往最大規模〕※1、2 × 高齡者人口密度

- ※1 リスク分析の対象は、浸水（内水）想定区域〔既往最大規模〕及び雨水出水浸水想定区域〔想定最大規模〕の公表済み地域です。
- ※2 白島・幟町・大手町地区のみ雨水出水浸水想定区域〔想定最大規模〕です。

▶建物階層との重ね合わせ（浸水深 0.5m以上の区域を対象とします。）

浸水想定区域の大半が浸水深 1.0m未満であることから、垂直避難が困難な建物の割合が高い区域はほとんど見られません。

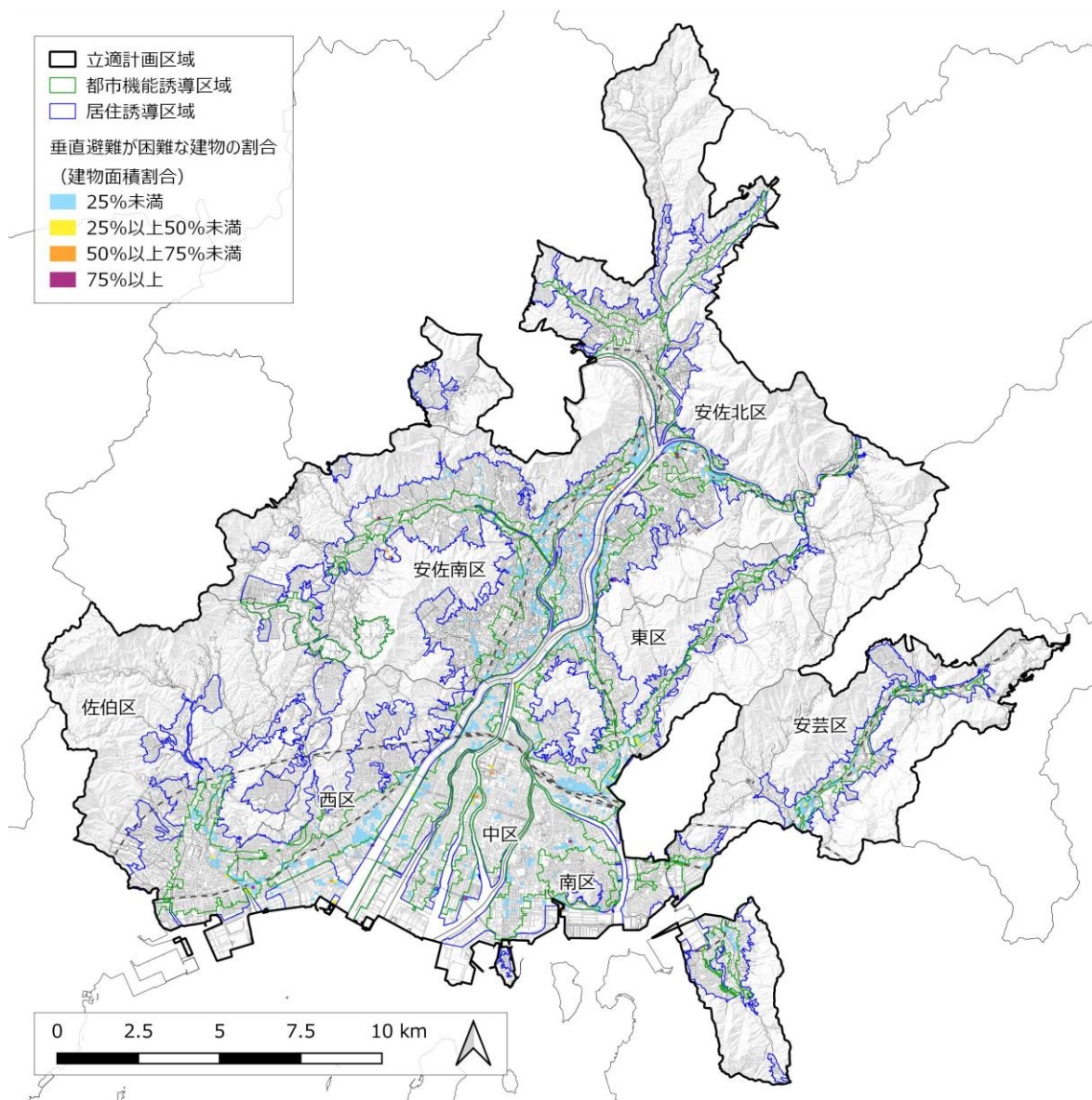


図 3-12 《内水氾濫》浸水深【0.5m以上】〔既往最大規模〕※1、2 × 建物階層

※1 リスク分析の対象は、浸水（内水）想定区域〔既往最大規模〕及び雨水出水浸水想定区域〔想定最大規模〕の公表済み地域です。

※2 白島・幟町・大手町地区のみ雨水出水浸水想定区域〔想定最大規模〕です。

④高潮

■基本分析

地形的・地質的特性

本市は太田川の下流デルタ域に発達した都市であり、デルタ市街地の大部分は干拓や埋立てによって形成されてきました。このため、デルタ市街地の大部分は広範囲にわたって地盤が低く、高潮被害を受けやすい海拔ゼロメートル地帯となっています。

また、本市沿岸は、潮汐の干満差が大きく、台風の通過コースにあたることも多いことに加え、広島湾は高潮の起こりやすい南に開かれた逆 V 字形の湾形であることから、満潮時と台風が重なると、大きな高潮被害が発生する可能性があります。

災害履歴

本市では、潮位 T.P.+2.91mを観測した平成 3 年 9 月の台風第 19 号において、観音地区や江波地区などの臨海部だけでなく、高次都市機能誘導区域である都心部を含むデルタ市街地でも広く高潮被害が発生しました。

その後も、平成 16 年 9 月の台風第 18 号において、既往最高潮位 T.P.+2.96mを観測しましたが、再度災害防止のために実施された高潮堤防整備の効果もあり、主な高潮被害は臨海部に限られるなど、被害は大きく軽減されました。

これまでの主な取組

昭和 34 年の伊勢湾台風を契機として、全国的に高潮対策の緊急性が認識されたことに伴い、国や広島県において、高潮堤防の整備などハード対策に取り組んでいます。

あわせて、本市では、災害リスクの周知や防災教育・訓練の実施などソフト対策にも取り組んでいます。

災害リスク

本市の地形的特性などから、デルタ市街地の大半やその周辺の臨海部などにおいて、屋外への避難が極めて困難となり、かつ、床上浸水するなど、災害リスクが高い浸水深 0.5m以上となっており、その大部分は人の背丈よりも深い浸水深 2.0m以上となっています。

これまでも、高潮堤防の整備などに取り組んできましたが、デルタ市街地の広範囲で浸水深 0.5m以上の区域が残存しており、この区域の大部分は居住誘導区域と重なり、一部は高次都市機能誘導区域である都心部を含む都市機能誘導区域とも重なっています。

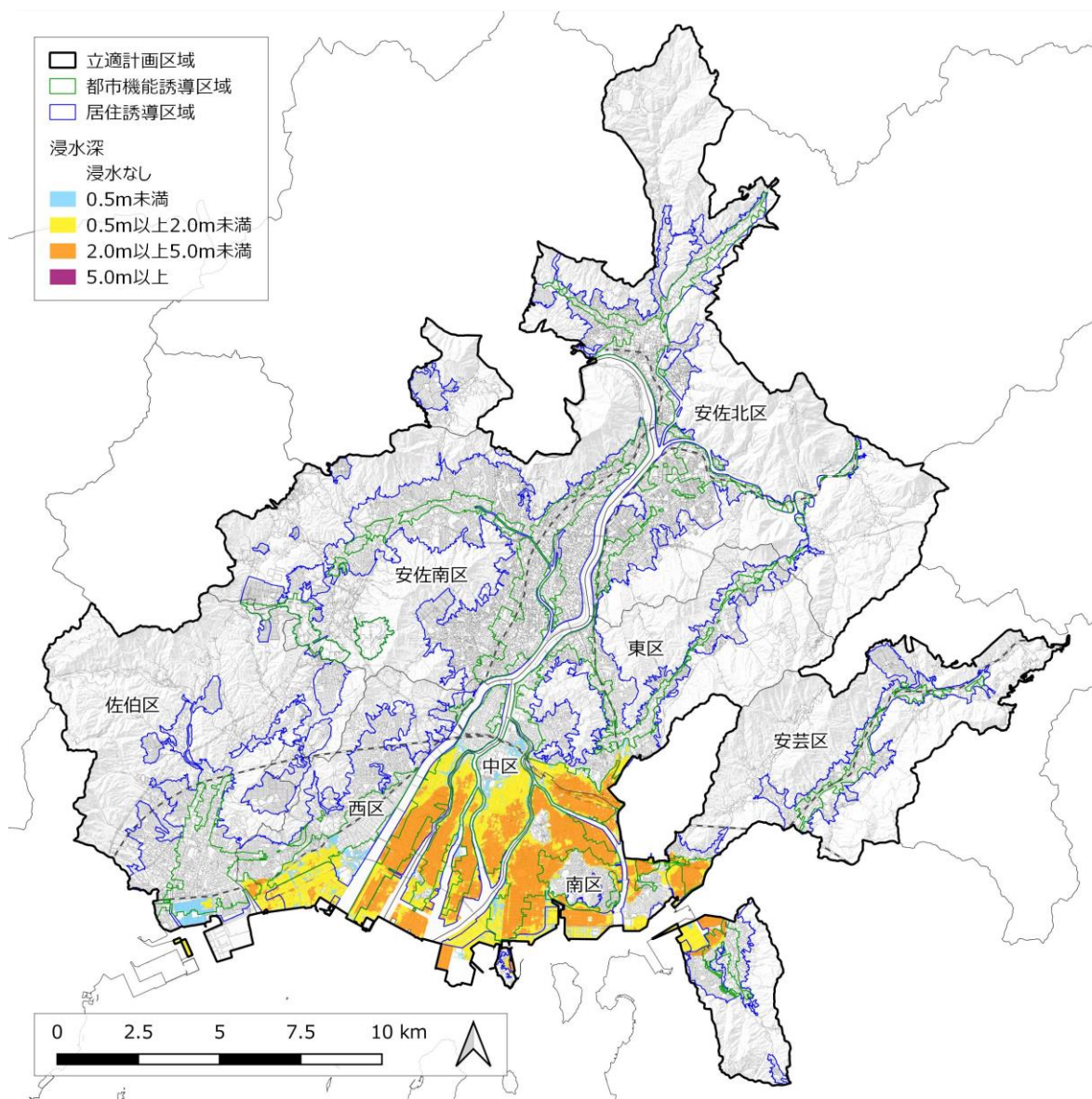


図 3-13 《高潮》浸水深〔伊勢湾台風規模〕

■追加分析

▶人口密度との重ね合わせ（浸水深 0.5m以上の区域を対象とします。）

デルタ市街地の大半やその周辺の臨海部などにおいて人口密度が高くなっており、この区域の大部分は居住誘導区域と重なっています。

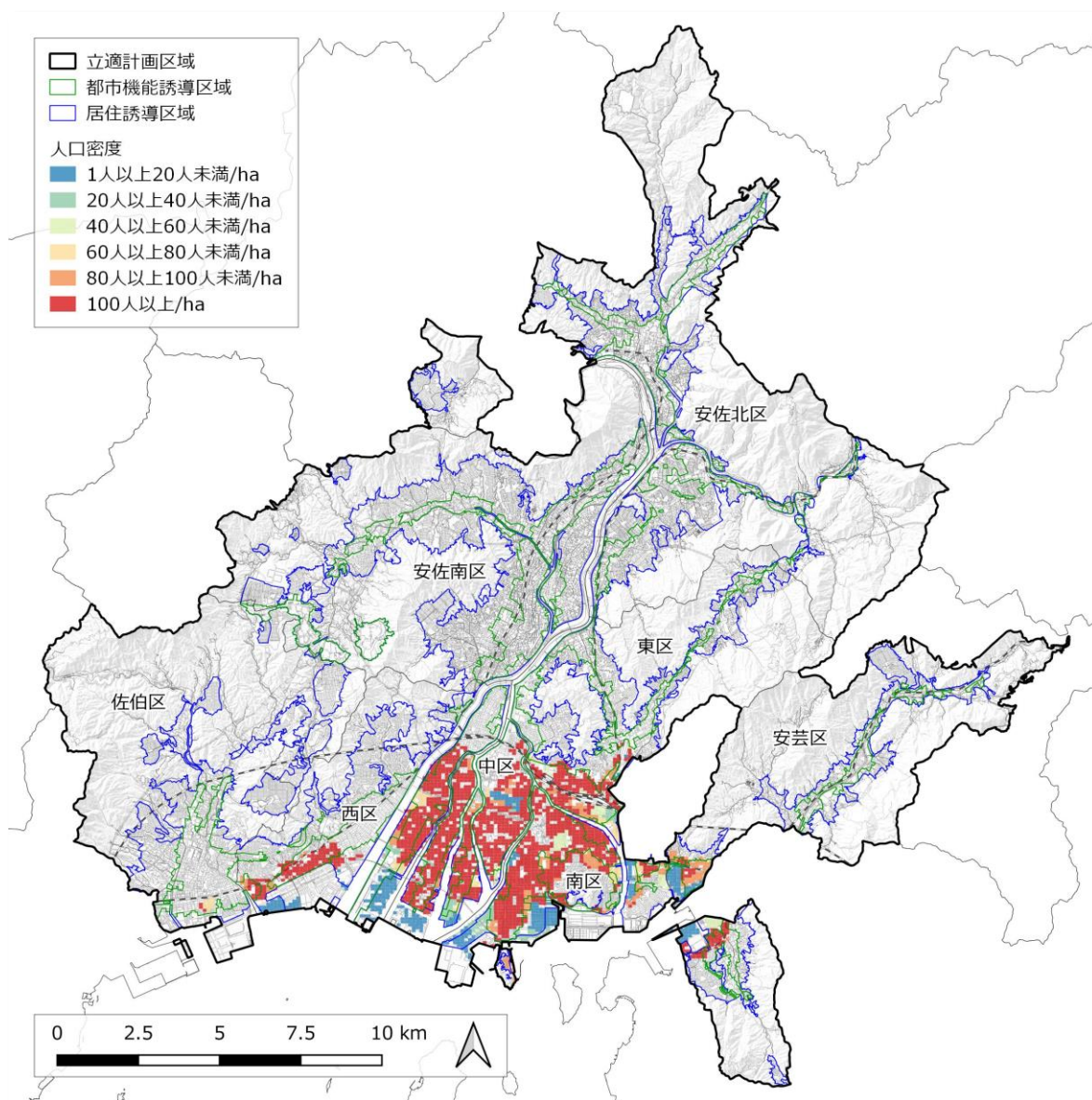


図 3-14 《高潮》浸水深【0.5m以上】〔伊勢湾台風規模〕× 人口密度

▶高齢者人口密度との重ね合わせ（浸水深 0.5m以上の区域を対象とします。）

デルタ市街地などにおいて、高齢者の人口密度が高くなっており、特に都心部周辺に高齢者の人口密度が高い区域が集中しています。

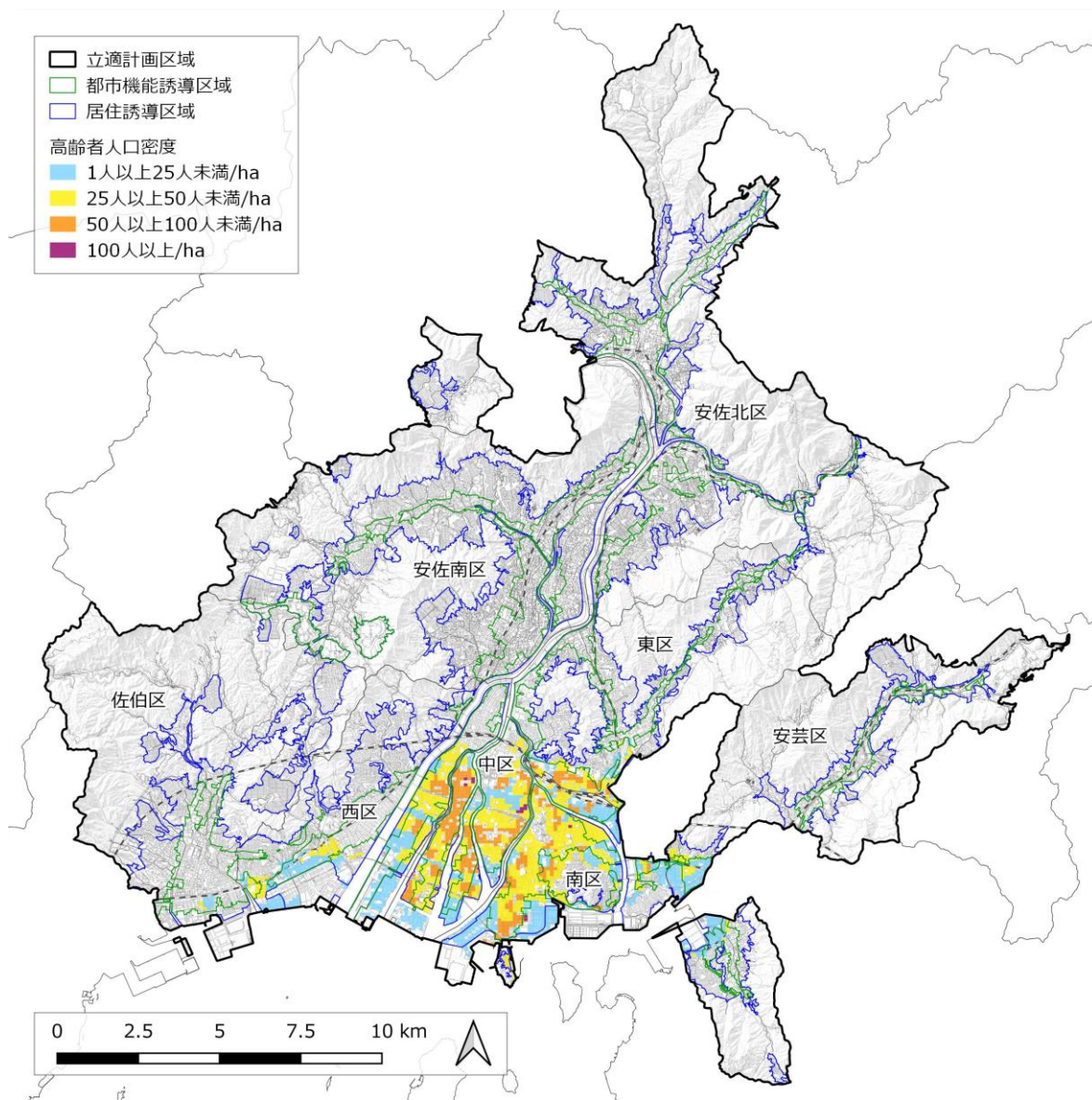


図 3-15 《高潮》浸水深【0.5m以上】〔伊勢湾台風規模〕× 高齢者人口密度

▶建物階層との重ね合わせ（浸水深 0.5m以上の区域を対象とします。）

デルタ市街地やその周辺などにおいて、浸水深 2.0m以上の区域が広く分布しており、階層が高い建物が集中する都心部などを除くこれらの区域には2階建て以下の建物が多いことから、垂直避難が困難な建物の割合が高くなっています。

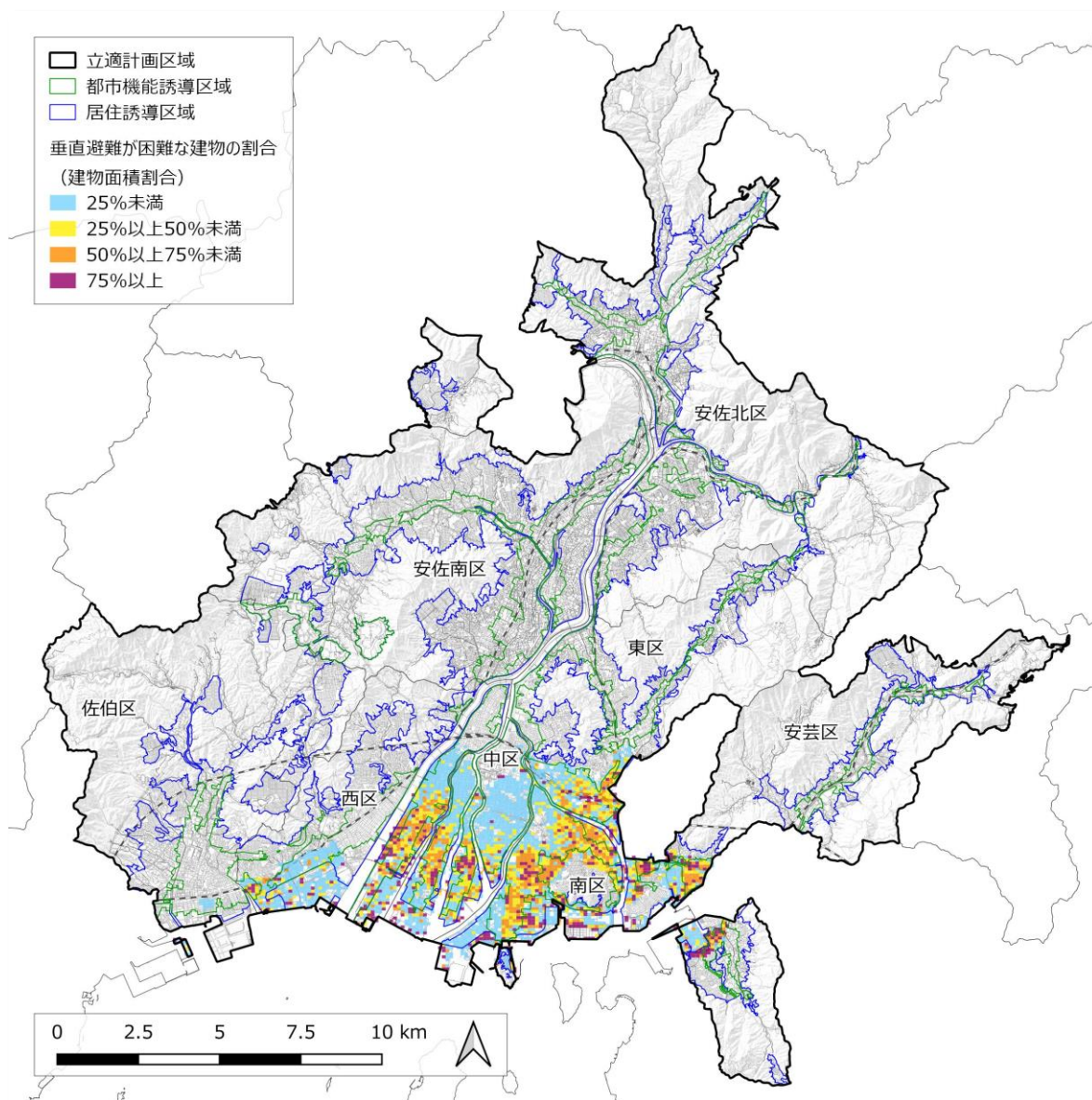


図 3-16 《高潮》浸水深【0.5m以上】〔伊勢湾台風規模〕× 建物階層

⑤津波

■基本分析

地形的・地質的特性

本市は太田川の下流デルタ域に発達した都市であり、デルタ市街地の大部分は干拓や埋立てによって形成されてきました。このため、市街地の大部分は広範囲にわたって地盤が低く、地震発生時の地盤の沈下による堤防の沈下に伴い、津波による被害が発生する可能性があります。

災害履歴

本市では、これまで津波による被害は確認されていませんが、今後、南海トラフ巨大地震などの地震により本市でも津波による被害が発生する可能性があります。

これまでの主な取組

南海トラフ巨大地震で想定される本市における最高津波水位がT.P.+3.6mであるのに対し、高潮対策施設の計画の基準となる計画高潮位がT.P.+4.4mであることから、国や県において、高潮堤防の整備などにより津波に対するハード対策に取り組んでいます。

また、津波発生の原因となる地震発生時の地盤の沈下により高潮堤防などが機能しないことを防止するため、国や県において、高潮堤防の耐震化などハード対策に取り組んでいます。

あわせて、津波警報等が発表された際には、直ちに避難行動を取る必要があり、日頃から市民等が防災意識をもって備えることが大切であることから、本市では、津波ハザードマップの作成や防災教育・訓練の実施などソフト対策にも取り組んでいます。

災害リスク

本市の地形的特性などから、デルタ市街地の大半やその周辺の臨海部などにおいて、避難行動がとれなくなるなど、災害リスクが高い基準水位 0.3m以上となっています。

これまでも、高潮堤防の整備などによる津波対策に取り組んできましたが、基準水位 0.3m以上の区域が広範囲に残存しており、この区域の大部分は居住誘導区域と重なり、高次都市機能誘導区域である都心部を含む都市機能誘導区域とも重なっています。

また、デルタ市街地の周辺に比べ地盤高が低い一部の地域などにおいて、1 階の軒下を超える位置まで水がせり上がるなど、より災害リスクが高い基準水位 3.0m以上となっています。

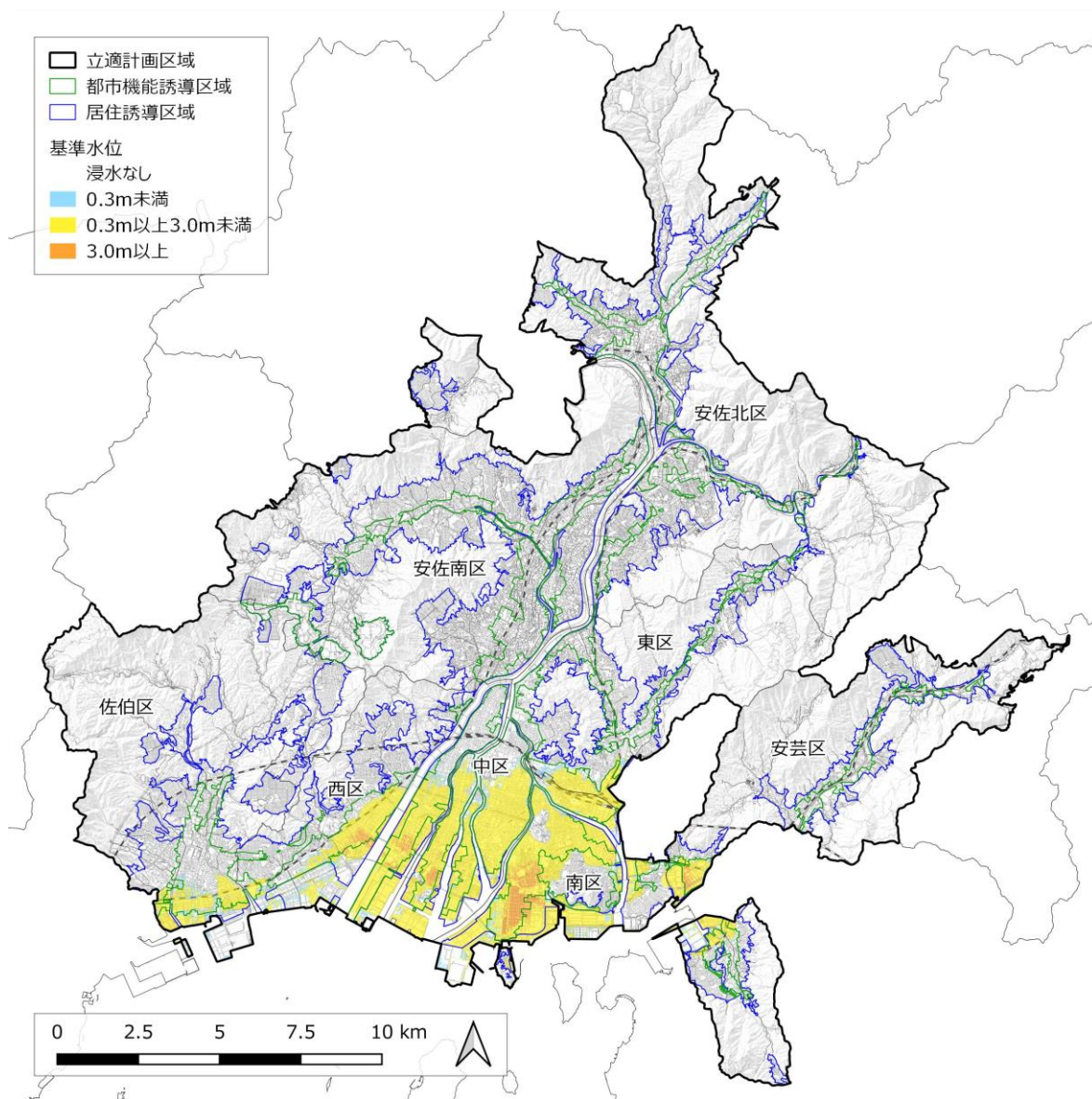


図 3-17 《津波》基準水位〔最大クラス〕

■追加分析

▶人口密度との重ね合わせ（基準水位 0.3m以上の区域を対象とします。）

デルタ市街地やデルタ周辺部の海岸沿いなどにおいて、人口密度が高くなっており、この区域の大部分は居住誘導区域と重なっています。

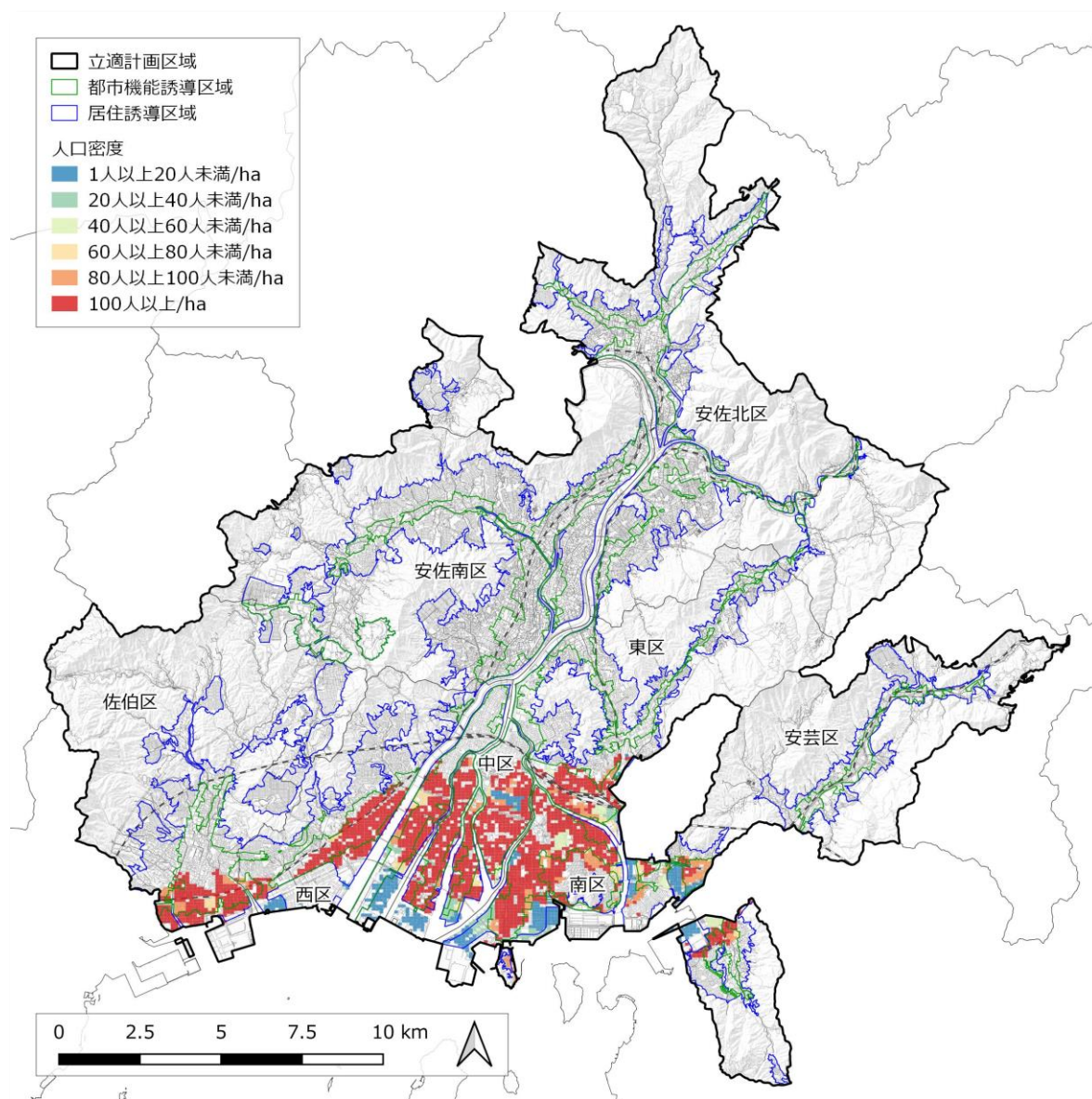


図 3-18 《津波》基準水位【0.3m以上】〔最大クラス〕 × 人口密度

▶高齢者人口密度との重ね合わせ（基準水位 0.3m以上の区域を対象とします。）

デルタ市街地などにおいて、高齢者の人口密度が高くなっており、特に都心部周辺に高齢者の人口密度が高い区域が集中しています。

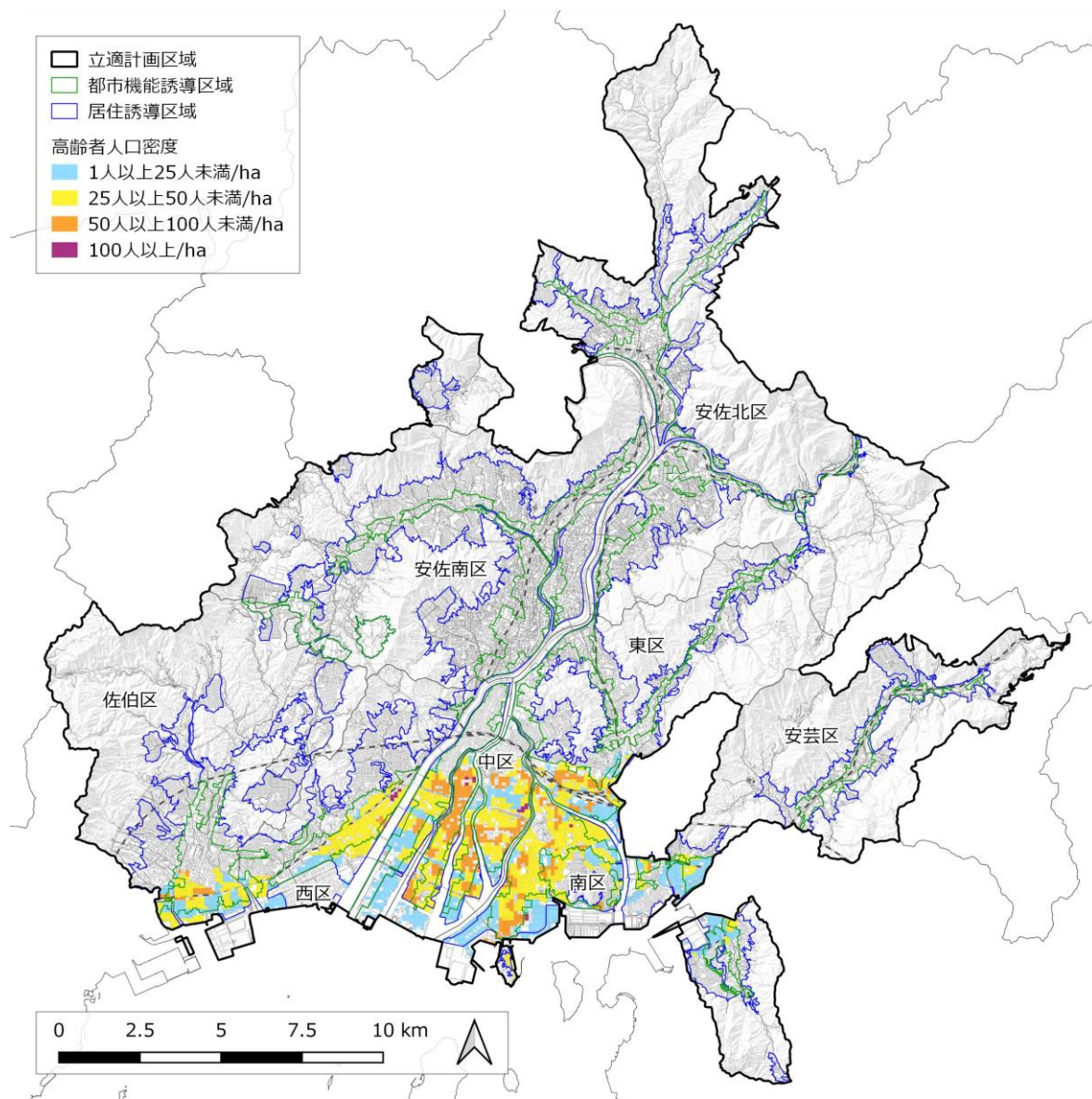


図 3-19 《津波》基準水位【0.3m以上】〔最大クラス〕× 高齢者人口密度

▶建物階層との重ね合わせ（基準水位 0.3m以上の区域を対象とします。）

デルタ市街地の大部分やその周辺などにおいて、基準水位 3.0m未満の区域が広く分布しており、2 階建て以上の建物が多いことから、垂直避難が困難な建物の割合は低くなっています。

一方、基準水位 3.0m以上となっている区域には、2 階建て以下の建物が多いことから、垂直避難が困難な建物の割合が高くなっています。

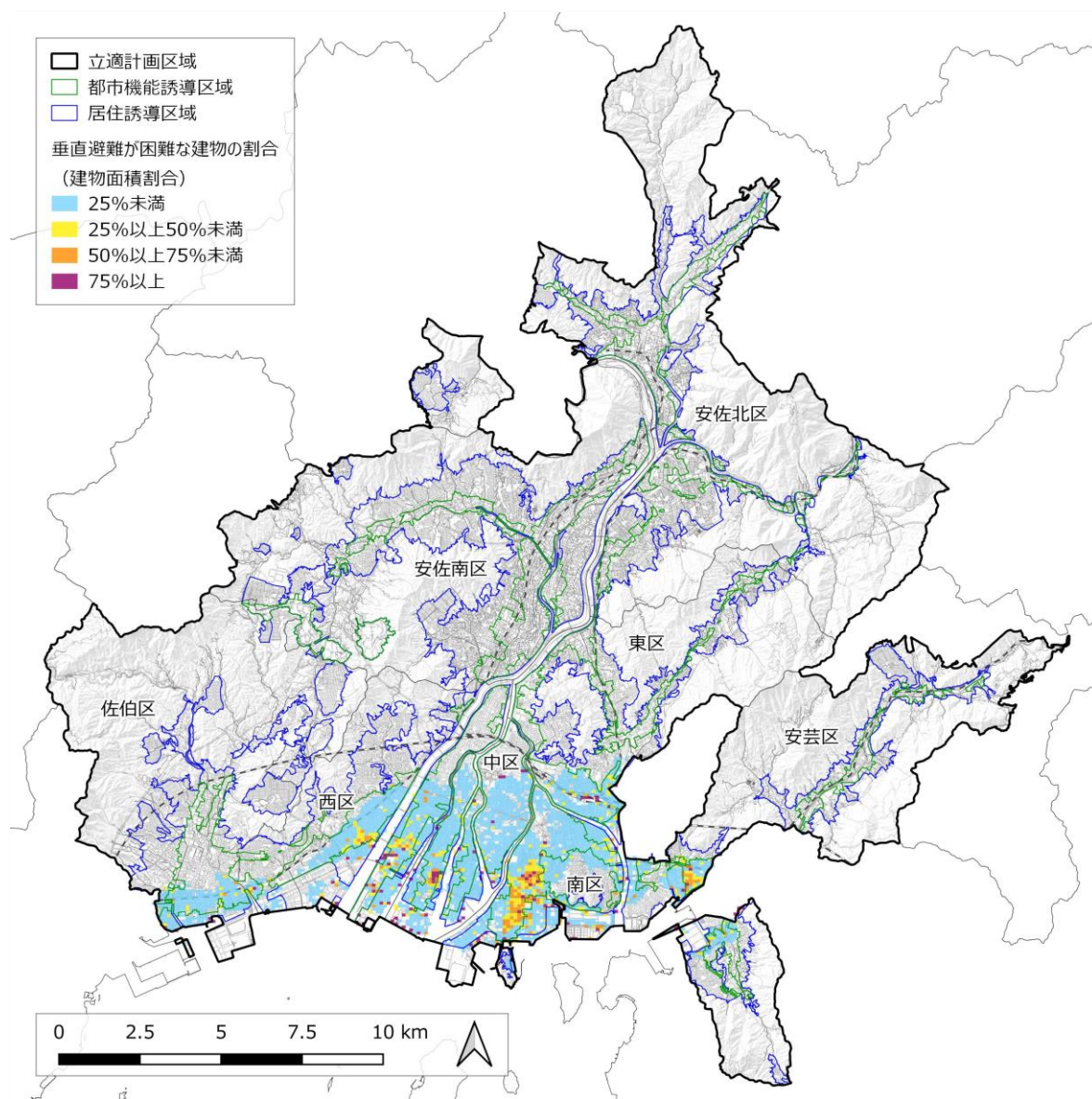


図 3-20 《津波》基準水位[0.3m以上][最大クラス] × 建物階層

⑥地震

■基本分析

地形的・地質的特性

本市の市街地の大半は軟弱な地層であることから、構造物の建築に際しては、耐震性の確保※に一段の考慮を必要とするとともに、広島花崗岩が風化したマサ土が表層に堆積している丘陵部は、降雨等による土砂災害の災害リスクだけでなく、地震による斜面崩壊の危険性も高くなっています。

※ 本市における住宅の耐震化率（建築基準法に定める耐震基準〔いわゆる「新耐震基準」であり、震度 6 強～7 に達する程度の地震で倒壊・崩壊しないこと〕を満たす住宅の割合）は、令和 2 年度時点で 90%です。

災害履歴

近年では、平成 13 年に発生した安芸灘を震源とする芸予地震（M6.7）において、本市でも最大震度 5 強を観測し、家屋の半壊や一部損壊の被害はありましたが、家屋の全壊や死者は発生しませんでした。

これまでの主な取組

昭和 56 年以前に建設された新耐震基準を満たさない建物は、耐震性が不十分なものが多く、大規模な地震により、倒壊など甚大な被害を受ける危険性があることから、本市では、戸建て木造住宅や分譲マンションなどの要件を満たす民間所有建築物の耐震診断や耐震改修等に要する費用の一部を補助することで住宅等の耐震化の促進に取り組むとともに、上下水道等のインフラ施設の耐震化などハード対策に取り組んでいます。

あわせて、本市では、揺れやすさマップ等の作成や防災教育・訓練の実施などソフト対策に取り組んでいます。

災害リスク

「広島市地震被害想定報告書」によれば、南海トラフ巨大地震により想定される震度分布をみると、本市の想定最大震度は 5 弱から 6 弱と予測され、居住誘導区域や都市機能誘導区域の大部分が、震度 5 強以上と想定される区域と重なっています。

昭和 56 年以前に建設された新耐震基準を満たさない建物は、倒壊等にも注意が必要であり、新耐震基準を満たす建物においても、棚にある食器類や本が落ちたり、固定していない家具が倒れたりする危険があります。

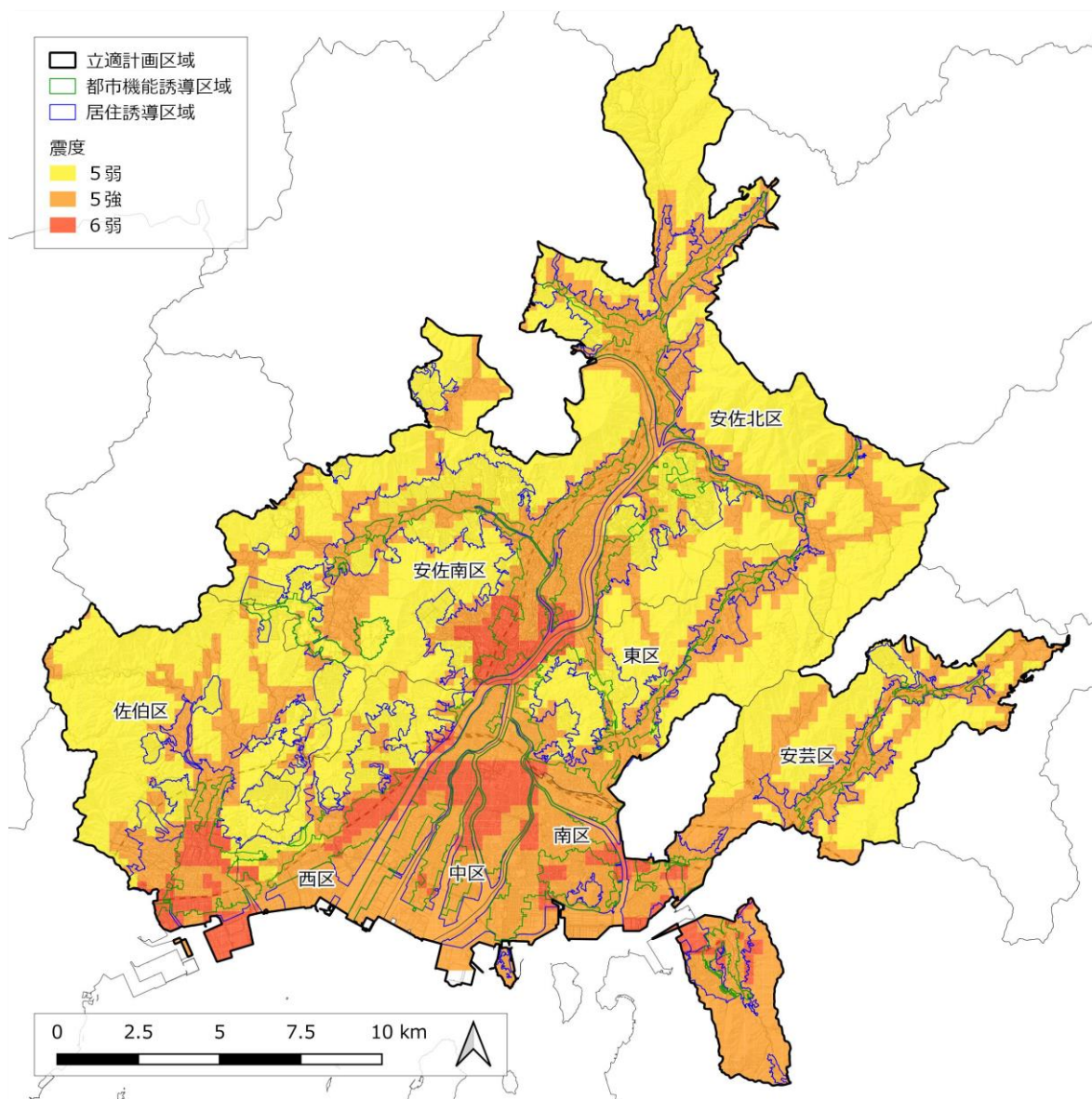


図 3-21 《地震》想定震度分布〔南海トラフ巨大地震〕

■追加分析

▶人口密度との重ね合わせ（震度 5 強以上の区域を対象とします。）

デルタ市街地やデルタ周辺部の平地部などにおいて、人口密度が高くなっており、この区域の大部分は居住誘導区域と重なっています。

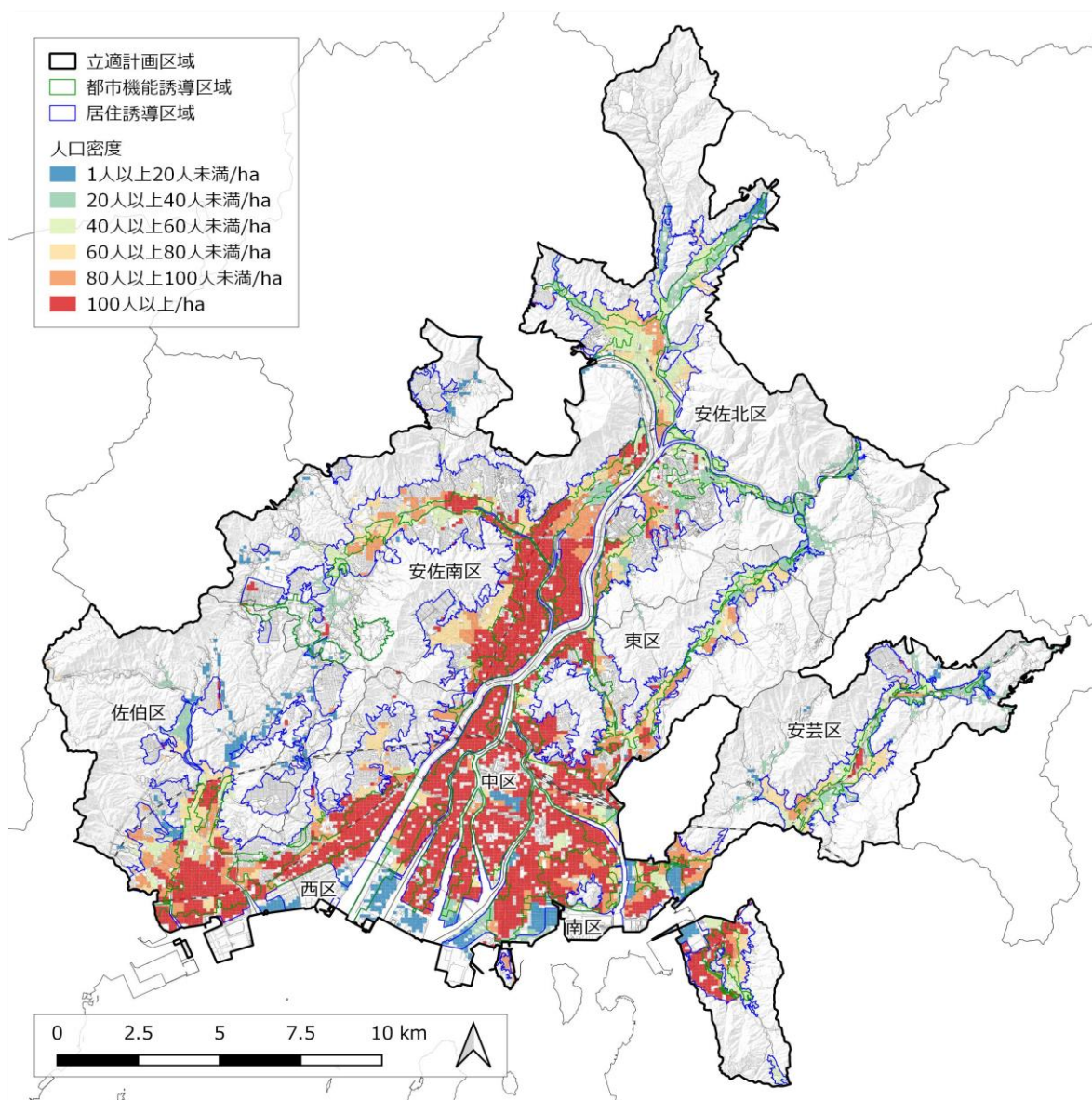


図 3-22 《地震》想定震度分布【5 強以上】〔南海トラフ巨大地震〕× 人口密度

▶高齢者人口密度との重ね合わせ（震度 5 強以上の区域を対象とします。）

デルタ市街地や、広島駅や横川駅等の J R の駅の周辺などにおいて、高齢者の人口密度が高い区域が散見されます。

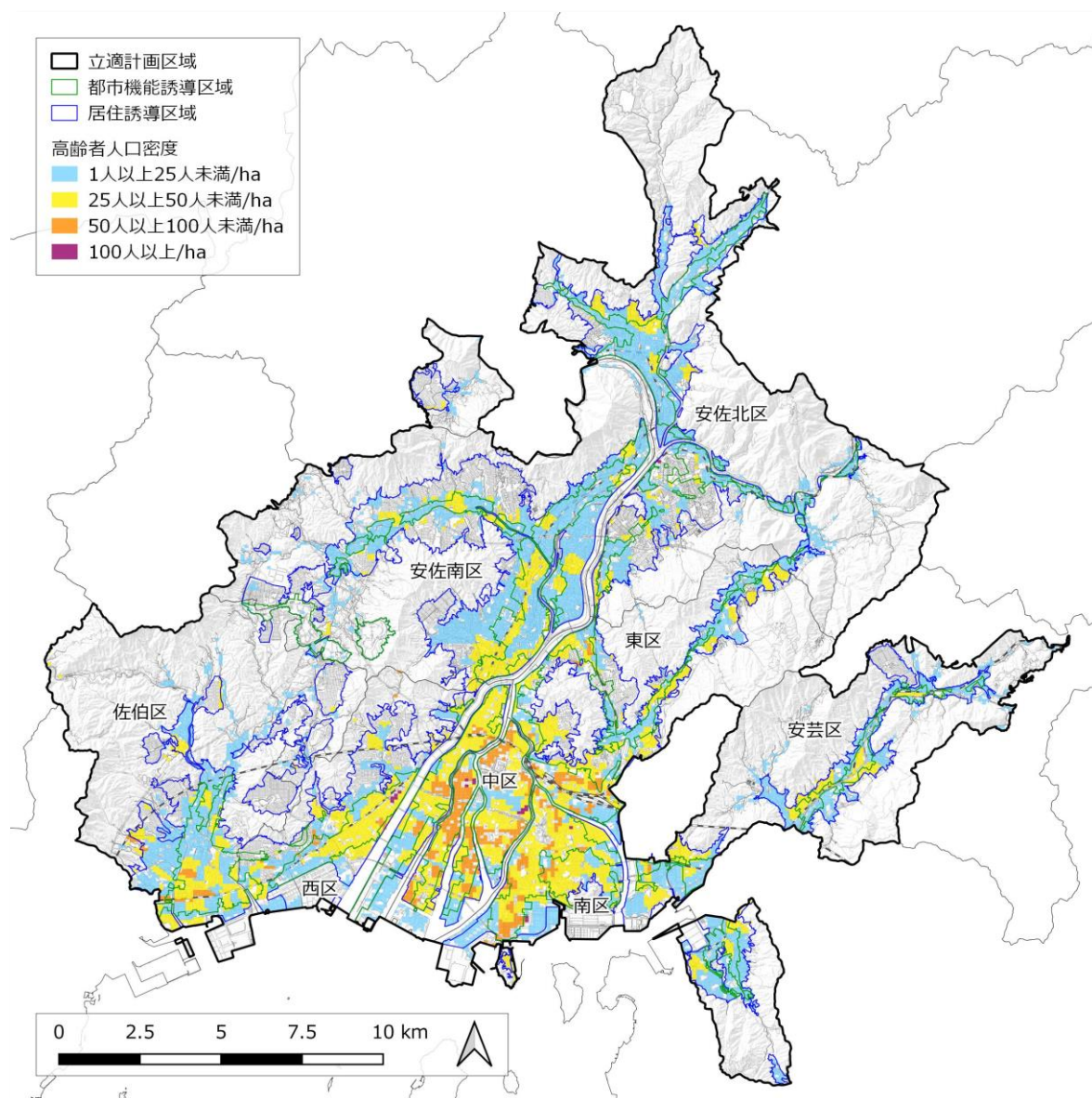


図 3-23 《地震》想定震度分布【5 強以上】〔南海トラフ巨大地震〕× 高齢者人口密度

4 課題と取組方針

(1) 課題と取組方針の整理にあたって

本市では、これまでも、インフラ施設の整備などのハード対策やハザードマップの作成・周知などのソフト対策を実施するとともに、大雨等の際には、タイムライン（防災行動計画）を活用し国や広島県などの関係機関等と連携を図りながら対応するなど、市民等が安心して居住等できるよう取り組んできました。

そうした中、近年では、気候変動等の影響により、水災害を含む自然災害が頻発・激甚化の傾向を見せており、災害リスクをできる限り回避・低減するためには、防災・減災対策に総合的・重層的に取り組む必要があります。

こうしたことから、災害リスクの分析結果を踏まえ、災害種別ごとに対応していくべき課題を抽出・整理し、災害リスクをできる限り回避・低減するための取組方針を定めます。

なお、「取組方針」と当該方針を踏まえた「具体的な取組」は、国土交通省の「立地適正化計画の手引き」に準じて、次のとおり分類します。

表 4-1 取組方針と具体的な取組の分類

取組方針	具体的な取組
リスク回避	災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組
リスク低減（ハード）	災害による被害を抑止・軽減する施設などを整備するための取組
リスク低減（ソフト）	確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための取組

(2) 災害種別ごとの課題と取組方針

①土砂災害

■課題

これまで、土砂災害による被災地を中心に砂防堰堤の整備などによる直接的な防災・減災対策に取り組んできましたが、レッドゾーンが市街化区域内にも少なからず残存し、人が居住している状況です。

これまでの被災時には、レッドゾーンにおいて、建物の全壊・流出に伴い多くの死傷者などの人的被害が発生しており、まずは、レッドゾーンからの速やかな住宅移転や都市的土地利用の抑制などの災害リスクの回避に向けた取組を進める必要があります。《 レッドゾーンの **リスク回避** 》

また、これら地域においては引き続き、国や広島県と連携し、土砂災害の被害を防止・軽減するための砂防堰堤の整備など直接的なハード対策が必要です。《 レッドゾーンの **リスク低減（ハード）** 》

加えて、イエローゾーンが居住誘導区域と広範囲で重なり、一部で都市機能誘導区域とも重なっている状況であることから、安全な避難路の整備や早期の復旧等に必要な緊急輸送道路の整備などのその他ハード対策を進めるとともに、市民等の防災行動力の向上に向けた防災意識の醸成などのソフト対策を総合的・重層的に進めることにより、災害リスクの低減を図る必要があります。（特に、高齢者等の要配慮者については、より早期からの確実な避難を促す必要があります。）《 **リスク低減（ハード）** **リスク低減（ソフト）** 》

■取組方針

リスク回避	・ <u>レッドゾーンでの都市的土地利用を抑制する</u>。〔市街化区域のレッドゾーンの市街化調整区域への編入（逆線引き）など〕 ・ <u>レッドゾーンからの速やかな住宅移転を促す</u>。〔移転費用の補助など〕 ・ 防災・減災対策によるリスク低減を図りながら、<u>災害リスクが高い地域から災害リスクが低い地域への緩やかな居住等の誘導を図る</u>。〔災害ハザード情報の周知など〕
リスク低減（ハード）	・ <u>直接的なハード対策により、土砂災害の被害を防止・軽減する</u>。〔砂防堰堤の整備等の砂防事業、治山ダムの整備等の治山事業、道路等の法面防災事業、建築物の改修促進など〕 ・ <u>緑の持つ機能を活かし、土砂災害の発生防止や被害の軽減を図る</u>。〔森林の保全（山地災害防止機能）など〕 ・ <u>緊急輸送道路など安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備等を進める</u>。〔都市計画道路の整備など〕 ・ <u>安全な避難路などの整備を進める</u>。〔既存道路の拡幅など〕
リスク低減（ソフト）	・ <u>災害ハザード情報を含む防災情報の周知を図る</u>。〔防災情報等の充実や迅速な提供など〕 ・ <u>市民等の防災行動力の向上を図る</u>。〔防災教育などの実施や自主防災体制の整備を通じた市民等の防災意識の醸成など〕 ・ 防災情報の周知を図ったうえで、<u>市民等による防災・減災対策を促進する</u>。〔マイ・タイムラインの作成支援、要配慮者利用施設避難確保計画の策定支援など〕 ・ <u>災害からの早期復旧・復興のための体制整備を促進する</u>。〔BCP（事業継続計画）の策定支援など〕

②洪水

■課題

太田川の下流部から下流デルタ域にかけての区域や八幡川、瀬野川等の河川沿いの区域などにおいて、浸水が想定される区域が広く分布し、この区域の大部分は居住誘導区域や都市機能誘導区域と重なっています。

太田川本川と三篠川等の支川との合流部付近など一部地域では浸水深が深くなっており、特にこうした地域に居住等する市民等に対し、災害ハザード情報の周知により災害リスクが低い地域へ居住等を誘導するなど、災害リスクの回避に向けた取組を進める必要があります。《 **リスク回避** 》

また、洪水の被害を防止・軽減するための河川改修など直接的なハード対策を進める必要があります。《 **リスク低減（ハード）** 》

加えて、洪水の被害を防止・軽減するための直接的なハード対策には時間を要すること、また、これらハード対策が進んだ区域でも気候変動の影響による降雨量の増大により災害リスクが高まることが懸念されることなどから、安全な避難路の整備や早期の復旧等に必要な緊急輸送道路等の整備などのその他ハード対策を進めるとともに、市民等の防災行動力の向上に向けた防災意識の醸成などのソフト対策を総合的・重層的に進めることにより、災害リスクの低減を図る必要があります。（特に、高齢者等の要配慮者については、より早期からの確実な避難を促す必要があります。）《 **リスク低減（ハード）** **リスク低減（ソフト）** 》

■取組方針

リスク回避	防災・減災対策によるリスク低減を図りながら、<u>災害リスクが高い地域から災害リスクが低い地域への緩やかな居住等の誘導を図る</u>。〔災害ハザード情報の周知など〕
リスク低減（ハード）	<u>直接的なハード対策により洪水の被害を防止・軽減する</u>。〔河川堤防整備等の河川改修、上下水道施設の耐水化など〕 <u>緑の持つ機能を活かし、洪水の発生防止や被害の軽減を図る</u>。〔森林の保全（水源涵養機能）、都市計画制度を活用した農地の保全（雨水流出抑制機能）など〕 <u>都市計画制度を活用し、防災機能の強化を図る</u>。〔都市計画制度を活用した民間施設への避難場所等の設置、都市計画制度を活用した地区単位の防災・減災対策など〕 <u>緊急輸送道路など安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備等を進める</u>。〔都市計画道路の整備など〕 <u>安全な避難路などの整備を進める</u>。〔既存道路の拡幅など〕
リスク低減（ソフト）	<u>災害ハザード情報を含む防災情報の周知を図る</u>。〔防災情報等の充実や迅速な提供など〕 <u>市民等の防災行動力の向上を図る</u>。〔防災教育などの実施や自主防災体制の整備を通じた市民等の防災意識の醸成など〕 - 防災情報の周知を図ったうえで、<u>市民等による防災・減災対策を促進する</u>。〔マイ・タイムラインの作成支援、要配慮者利用施設避難確保計画の策定支援など〕 <u>避難体制の充実を図る</u>。〔浸水時緊急退避施設の確保など〕 <u>災害からの早期復旧・復興のための体制整備を促進する</u>。〔BCP（事業継続計画）の策定支援など〕

③内水氾濫

■課題

デルタ市街地やデルタ周辺部などにおいて浸水が想定される区域が広く分布し、この区域の大部分は居住誘導区域や高次都市機能誘導区域である都心部を含む都市機能誘導区域と重なっています。

太田川本川と三篠川等の支川との合流部付近など一部地域では浸水深が深くなっており、特にこうした地域に居住等する市民等に対し、災害ハザード情報の周知により災害リスクが低い地域へ居住等を誘導するなど、災害リスクの回避に向けた取組を進める必要があります。《 **リスク回避** 》

また、内水氾濫の被害を防止・軽減するための雨水幹線の整備や本市が創設した補助制度を活用した市民による止水板の設置（特に、地階を有する建物等が多い都心部）など、直接的なハード対策を進める必要があります。《 **リスク低減（ハード）** 》

加えて、内水氾濫の被害を防止・軽減するための直接的なハード対策には時間を要すること、また、これらハード対策が進んだ区域でも気候変動の影響による降雨量の増大により災害リスクが高まることが懸念されることなどから、安全な避難路の整備や早期の復旧等に必要な緊急輸送道路の整備などのその他ハード対策を進めるとともに、市民等の防災行動力の向上に向けた防災意識の醸成などのソフト対策を総合的・重層的に進めることにより、災害リスクの低減を図る必要があります。（特に、高齢者等の要配慮者については、より早期からの確実な避難を促す必要があります。）《 **リスク低減（ハード）** **リスク低減（ソフト）** 》

■取組方針

リスク回避	防災・減災対策によるリスク低減を図りながら、<u>災害リスクが高い地域から災害リスクが低い地域への緩やかな居住等の誘導を図る</u>。〔災害ハザード情報の周知など〕
リスク低減（ハード）	<u>直接的なハード対策により、内水氾濫の被害を防止・軽減する</u>。〔上下水道施設の耐水化、雨水幹線等の整備、止水板の設置促進など〕 <u>緑の持つ機能を活かし、内水氾濫の発生防止や被害の軽減を図る</u>。〔森林の保全（水源涵養機能）、都市計画制度を活用した農地の保全（雨水流出抑制機能）など〕 <u>都市計画制度を活用し、防災機能の強化を図る</u>。〔都市計画制度を活用した民間施設への避難場所等の設置、都市計画制度を活用した地区単位の防災・減災対策など〕 <u>緊急輸送道路など安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備等を進める</u>。〔都市計画道路の整備など〕 <u>安全な避難路などの整備を進める</u>。〔既存道路の拡幅など〕
リスク低減（ソフト）	<u>災害ハザード情報を含む防災情報の周知を図る</u>。〔防災情報等の充実や迅速な提供など〕 <u>市民等の防災行動力の向上を図る</u>。〔防災教育などの実施や自主防災体制の整備を通じた市民等の防災意識の醸成など〕 <u>防災情報の周知を図ったうえで、市民等による防災・減災対策を促進する</u>。〔マイ・タイムラインの作成支援など〕 <u>避難体制の充実を図る</u>。〔浸水時緊急退避施設の確保など〕 <u>ICTを活用し、内水氾濫の被害を防止・軽減する</u>。〔ICTを活用した下水道施設の管理など〕 <u>災害からの早期復旧・復興のための体制整備を促進する</u>。〔BCP（事業継続計画）の策定支援など〕

④ 高潮

■ 課題

デルタ市街地の大半やその周辺の臨海部などにおいて浸水が想定される区域が広く分布し、この区域の大部分は居住誘導区域や高次都市機能誘導区域である都心部を含む都市機能誘導区域と重なっています。

デルタ市街地の広範囲で浸水深が深くなっており、特にこうした地域に居住等する市民等に対し、災害ハザード情報の周知により災害リスクが低い地域へ居住等を誘導するなど、災害リスクの回避に向けた取組を進める必要があります。《 **リスク回避** 》

また、高潮の被害を防止・軽減するための高潮堤防の整備など直接的なハード対策を進める必要があります。

《 **リスク低減（ハード）** 》

加えて、高潮の被害を防止・軽減するための直接的なハード対策には時間を要すること、また、これらハード対策が進んだ区域でも気候変動の影響による海面上昇などにより災害リスクが高まることが懸念されることなどから、安全な避難路の整備や早期の復旧等に必要な緊急輸送道路の整備などのその他ハード対策を進めるとともに、市民等の防災行動力の向上に向けた防災意識の醸成などのソフト対策を総合的・重層的に進めることにより、災害リスクの低減を図る必要があります。（特に、高齢者等の要配慮者については、より早期からの確実な避難を促す必要があります。）《 **リスク低減（ハード）** **リスク低減（ソフト）** 》

■ 取組方針

リスク回避	防災・減災対策によるリスク低減を図りながら、<u>災害リスクが高い地域から災害リスクが低い地域への緩やかな居住等の誘導を図る</u>。〔災害ハザード情報の周知など〕
リスク低減（ハード）	- 直接的なハード対策により、高潮の被害を防止・軽減する。〔高潮堤防の整備、海岸保全施設の整備など〕 - 都市計画制度を活用し、防災機能の強化を図る。〔都市計画制度を活用した民間施設への避難場所等の設置、都市計画制度を活用した地区単位の防災・減災対策など〕 - 緊急輸送道路など<u>安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備等を進める</u>。〔都市計画道路の整備など〕 <u>安全な避難路などの整備を進める</u>。〔既存道路の拡幅など〕
リスク低減（ソフト）	- 災害ハザード情報を含む<u>防災情報の周知を図る</u>。〔防災情報等の充実や迅速な提供など〕 - 市民等の防災行動力の向上を図る。〔防災教育などの実施や自主防災体制の整備を通じた市民等の防災意識の醸成など〕 - 防災情報の周知を図ったうえで、<u>市民等による防災・減災対策を促進する</u>。〔マイ・タイムラインの作成支援など〕 <u>避難体制の充実を図る</u>。〔浸水時緊急退避施設の確保など〕 <u>災害からの早期復旧・復興のための体制整備を促進する</u>。〔BCP（事業継続計画）の策定支援など〕

⑤津波

■課題

デルタ市街地の大半やその周辺の臨海部などにおいて浸水が想定される区域が広く分布し、この区域の大部分は居住誘導区域や高次都市機能誘導区域である都心部を含む都市機能誘導区域と重なっています。

デルタ市街地の周辺に比べ地盤高が低い一部の地域などでは浸水深が深くなっており、特にこうした地域に居住等する市民等に対し、災害ハザード情報の周知により災害リスクが低い地域へ居住等を誘導するなど、災害リスクの回避に向けた取組を進める必要があります。《 **リスク回避** 》

また、津波の被害を防止・軽減するための高潮堤防の整備など直接的なハード対策を進める必要があります。《 **リスク低減（ハード）** 》

加えて、津波の被害を防止・軽減するための直接的なハード対策には時間を要すること、また、これらハード対策が進んだ区域でも想定される規模を超える津波が発生することもあることなどから、安全な避難路の整備や早期の復旧等に必要な緊急輸送道路の整備などのその他ハード対策を進めるとともに、市民等の防災行動力の向上に向けた防災意識の醸成などのソフト対策を総合的・重層的に進めることにより、災害リスクの低減を図る必要があります。

（特に、高齢者等の要配慮者については、より早期からの確実な避難を促す必要があります。）

《 **リスク低減（ハード）** **リスク低減（ソフト）** 》

■取組方針

リスク回避	防災・減災対策によるリスク低減を図りながら、<u>災害リスクが高い地域から災害リスクが低い地域への緩やかな居住等の誘導を図る</u>。〔災害ハザード情報の周知など〕
リスク低減（ハード）	<u>直接的なハード対策により、津波の被害を防止・軽減する</u>。〔高潮堤防の整備、上下水道施設の耐水化、海岸保全施設の整備など〕 <u>都市計画制度を活用し、防災機能の強化を図る</u>。〔都市計画制度を活用した民間施設への避難場所等の設置、都市計画制度を活用した地区単位の防災・減災対策など〕 <u>緊急輸送道路など安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備等を進める</u>。〔都市計画道路の整備など〕 <u>安全な避難路などの整備を進める</u>。〔既存道路の拡幅など〕
リスク低減（ソフト）	<u>災害ハザード情報を含む防災情報の周知を図る</u>。〔防災情報等の充実や迅速な提供など〕 <u>市民等の防災行動力の向上を図る</u>。〔防災教育などの実施や自主防災体制の整備を通じた市民等の防災意識の醸成など〕 <u>防災情報の周知を図ったうえで、市民等による防災・減災対策を促進する</u>。〔マイ・タイムラインの作成支援、要配慮者利用施設避難確保計画の策定支援など〕 <u>避難体制の充実を図る</u>。〔浸水時緊急退避施設の確保など〕 <u>災害からの早期復旧・復興のための体制整備を促進する</u>。〔BCP（事業継続計画）の策定支援など〕

⑥地震

■課題

南海トラフ巨大地震において、本市の最大震度は 5 弱から 6 弱と予測されており、居住誘導区域や都市機能誘導区域の大部分が、震度 5 強以上と予測される区域と重なっています。

このため、地震の被害を防止・軽減するための、新耐震基準を満たさない住宅やオフィスビルなどの建物の耐震改修や上下水道や橋梁などのインフラ施設等の耐震化など、直接的なハード対策を進める必要があります。

《 **リスク低減（ハード）** 》

加えて、地震の被害を防止・軽減するための直接的なハード対策には時間を要することなどから、安全な避難路の整備や早期の復旧等に必要な緊急輸送道路の整備などのその他ハード対策を進めるとともに、地震は他の災害と異なり、いつ、どこで、どの程度のものが発生するか予測が困難であることから、不断に市民等の防災行動力の向上に向けた防災意識の醸成などのソフト対策を総合的・重層的に進めることにより、災害リスクの低減を図る必要があります。《 **リスク低減（ハード）** **リスク低減（ソフト）** 》

■取組方針

リスク低減 (ハード)	・ <u>建築物等の耐震化を促進する</u>。〔建築物の耐震診断・耐震改修への支援など〕 ・ <u>インフラ施設等の耐震化により、地震の被害を防止・軽減する</u>。〔堤防や河川堤防の耐震化、上下水道や橋梁等のインフラ施設の耐震化、大規模盛土造成地の宅地耐震化など〕 ・ <u>都市計画制度を活用し、防災機能の強化を図る</u>。〔都市計画制度を活用した民間施設への避難場所等の設置など〕 ・ <u>地震発生時の防災空間の確保を図る</u>。〔緊急輸送道路等の無電柱化、沿道建物の耐震化など〕 ・ <u>緊急輸送道路など安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備等を進める</u>。〔都市計画道路の整備など〕 ・ <u>安全な避難路などの整備を進める</u>。〔既存道路の拡幅など〕
リスク低減 (ソフト)	・ <u>災害ハザード情報を含む防災情報の周知を図る</u>。〔防災情報等の充実や迅速な提供など〕 ・ <u>市民等の防災行動力の向上を図る</u>。〔防災教育などの実施や自主防災体制の整備を通じた市民等の防災意識の醸成など〕 ・ <u>防災情報の周知を図ったうえで、市民等による防災・減災対策を促進する</u>。〔マイ・タイムラインの作成支援など〕 ・ <u>災害からの早期復旧・復興のための体制整備を促進する</u>。〔BCP(事業継続計画)の策定支援など〕

5 具体的な取組

取組方針に基づき、災害リスクをできる限り回避・低減するための具体的な取組を整理します。

取組の実施にあたっては、長期的な視点を持って計画的に進める必要があることから、実施時期の目標を短期（概ね 5 年程度）、中期（概ね 10 年程度）、長期（概ね 20 年程度）に区分します。

なお、具体的な取組については、必要に応じて随時追加・変更等を行います。

分類	具体的な取組	災害種別						実施主体 (対象者)	実施時期の目標		
		土砂災害	洪水	内水氾濫	高潮	津波	地震		短期	中期	長期
リスク回避	(1) 災害ハザード情報の周知による居住等の誘導							市 (市民)			
	様々な災害ハザード情報を集約した本市防災ポータルへの周知により、災害リスクが低い地域へ緩やかに居住等を誘導します。	●	●	●	●	●			→		
	(2) 都市計画制度（逆線引き）を活用した都市的土地利用の抑制							市			
	災害リスクの高い区域における都市的土地利用を抑制するため、市街化区域のレッドゾーンについて市街化調整区域へ編入します。	●							→		
	(3) 土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転促進							県市 (市民)			
	レッドゾーンなどに建てられている住宅の移転費用の一部を補助し、土砂災害のおそれのある区域からの移転を促進させます。また、土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 26 条に基づく「移転等の勧告」を必要に応じて活用します。	●							→		

→ : 実施時期の目標を定めて集中的に取り組むもの

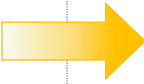
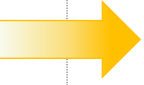
→ : 順次取り組むもの

分類	具体的な取組	災害種別						実施主体 (対象者)	実施時期の目標		
		土砂災害	洪水	内水氾濫	高潮	津波	地震		短期	中期	長期
リスク低減（ハード）	(1) 道路ネットワーク等の整備 道路施設等の点検を通じた現況の把握及び必要な施設・体制の整備に努めます。 また、道路防災対策事業等を通じて、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に進めます。	●	●	●	●	●	●	市			
	(2) 避難路等の整備 既存道路拡幅等の道路改修事業や都市計画道路の整備などにより、避難場所等へ安全に移動するための避難路等を整備します。	●	●	●	●	●	●	市			
	(3) 森林の保全 人工林や里山林の整備に要する経費へ助成を行うことなどにより、森林の持つ山地災害防止機能や水源涵養機能の向上などを推進します。	●	●	●				県市 (市民)			
	(4) 砂防事業 国・県・市が連携し、土砂災害の危険がある区域（イエローゾーン）について、土石流対策や土砂・洪水氾濫対策、急傾斜地の崩壊対策等の砂防事業を推進します。	●						国 県市			
	(5) 治山事業 崩壊林地に対する復旧治山事業、山地災害危険地区等における予防治山事業、機能の低下した保安林の整備等を推進するとともに、小規模崩壊地復旧事業を推進します。	●						国 県市			
	(6) 法面防災事業 危険箇所を把握し、計画的に公園法面防災事業や道路法面防災事業等を推進します。	●						市			
	(7) 土砂災害のおそれのある区域の建築物の改修促進 レッドゾーンに建てられている建築物の改修費用の一部を補助し、安全な構造への改修を促進します。	●						市 (市民)			

 : 実施時期の目標を定めて集中的に取り組むもの  : 順次取り組むもの

分類	具体的な取組	災害種別						実施主体 (対象者)	実施時期の目標		
		土砂災害	洪水	内水氾濫	高潮	津波	地震		短期	中期	長期
リスク低減（ハード）	(8) 河川改修 国・県・市が連携し、堤防整備や河道掘削等の河川改修を推進するとともに、河川堤防等の耐震化などに取り組みます。		●		●	●	●	国 県 市			
	(9) 上下水道施設の耐水化 上水道施設（浄水場等）や下水道施設（水資源再生センター、ポンプ場等）について、段階的に耐水化を実施します。		●	●		●		市			
	(10) 雨水幹線や雨水ポンプ場等の整備 床上・床下浸水の被害が頻繁に発生している中心市街地の浸水対策未完了区域において、雨水幹線や雨水ポンプ場等の整備を実施します。			●				市	 大規模雨水処理施設整備事業計画		
	(11) 止水板・雨水流出抑制施設の設置促進 「止水板設置補助制度」の周知を図り、市民自らが行う止水板の設置を促進します。 また、市民による雨水貯留タンク等の設置を促進するとともに、公共施設や大規模な民間施設等を設置する際に、施設設置者に対し、雨水流出抑制施設の整備を促します。			●				市 (事業者) (市民)			
	(12) 海岸保全施設の整備 既設護岸天端高さの嵩上げ等の海岸保全施設の整備を推進するとともに、堤防の耐震化などに取り組みます。				●	●	●	国 県			
	(13) インフラ施設の耐震化 上水道施設や下水道施設などのインフラ施設の耐震化を進めます。						●	国 県 市 事業者			
	(14) 橋梁の耐震化 緊急輸送道路上等の耐震化が必要な橋梁について、順次耐震対策工事を行います。						●	国 県 市			

: 実施時期の目標を定めて集中的に取り組むもの : 順次取り組むもの

分類	具体的な取組	災害種別						実施主体 (対象者)	実施時期の目標		
		土砂災害	洪水	内水氾濫	高潮	津波	地震		短期	中期	長期
リスク低減（ハード）	(15) 建築物等の耐震化の促進 「広島市建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震診断・耐震改修への支援、危険なブロック塀等の撤去への支援、耐震化に関する意識啓発を実施することで、建築物等の耐震化の促進を図ります。						●	市 (事業者) (市民)			
	(16) 大規模盛土造成地の宅地耐震化 大地震に伴う盛土の滑動崩落の危険性を調査するなど、大規模盛土造成地の宅地耐震化に取り組みます。						●	市			
	(17) 緊急輸送道路等の無電柱化 緊急輸送道路等において、「防災空間の確保」を目的とした無電柱化の推進を図ります。						●	市 (事業者)			
	(18) 都市計画制度（都市再生特別地区）を活用した防災機能強化 都市再生特別地区における避難場所・施設の確保を評価した容積率の緩和により、防災機能の強化を促進します。		●	●	●	●	●	市 (事業者)			
	(19) 都市計画制度（地区計画）を活用した浸水対策 地区計画において、避難路や避難施設などの地区施設や居室の床面高さの最低限度などを定めることで、地区単位の防災性の向上を図ります。		●	●	●	●		市 (事業者) (市民)			
	(20) 都市計画制度（生産緑地地区）を活用した農地の保全 雨水流出抑制機能を有する市街化区域内の農地を計画的に保全します。		●	●				市 (市民)			

 : 実施時期の目標を定めて集中的に取り組むもの

 : 順次取り組むもの

分類	具体的な取組	災害種別						実施主体 (対象者)	実施時期の目標		
		土砂災害	洪水	内水氾濫	高潮	津波	地震		短期	中期	長期
リスク低減（ソフト）	(1) 防災教育・訓練の実施							市 (市民)			
	各種ハザードマップや市防災情報共有システムなどの防災情報等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、平時から市民の意識啓発や行動力の向上を図ります。 また、災害時における防災活動を円滑に行うため、本市及び防災関係機関は、積極的に防災訓練を実施することで、防災意識の高揚を図ります。	●	●	●	●	●	●				
	(2) 防災情報等の充実や迅速な提供							国 県 市			
	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、現有の通信連絡手段を最大限に活用し、防災情報等各種の情報の迅速かつ確実に収集、伝達及び報告を行います。	●	●	●	●	●	●				
	(3) 自主防災体制の整備							市 (事業者) (市民)			
	地域における自主防災組織の実践活動や地区防災計画作成、企業防災活動の促進などにより、市民等の防災行動力の向上を図ります。	●	●	●	●	●	●				
	(4) マイ・タイムラインの作成支援							国 県 市 (市民)			
	住民の避難を促すための取組として、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムラインの作成への支援などを行い、その普及を図ります。	●	●	●	●	●	●				
	(5) BCP（事業継続計画）の策定支援							県 (事業者)			
	BCPの策定が進んでいない中小事業者等を対象に、災害による被害の軽減や早期の事業復旧及び事業継続を目指すためのBCP策定を支援することで、地域全体の経済活動を維持する環境の整備を図ります。	●	●	●	●	●	●				



：実施時期の目標を定めて集中的に取り組むもの



：順次取り組むもの

分類	具体的な取組	災害種別						実施主体 (対象者)	実施時期の目標		
		土砂災害	洪水	内水氾濫	高潮	津波	地震		短期	中期	長期
リスク低減（ソフト）	(6) 要配慮者利用施設避難確保計画の作成支援							市 (事業者)			
	利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について必要な支援・助言を行います。	●	●			●					
	(7) 浸水時緊急退避施設の確保							市 (事業者)			
	洪水等による浸水時の避難体制の充実を図るため、高いビルなどを「浸水時緊急退避施設」として指定します。		●	●	●	●					
	(8) ICTを活用した下水道施設の管理							市			
	管内の水位検知能力の高度化により、より一層の被害軽減に努めます。			●							

 : 実施時期の目標を定めて集中的に取り組むもの  : 順次取り組むもの

※ 「実施主体」欄の（ ）内は、当該取組により行動等する主体を対象者として示しています。

6 防災指針の評価・検証

(1) 評価指標の設定

防災指針に基づく防災・減災対策の実効性を高めるには、行政・事業者・市民の連携・協働により取組を推進するとともに、定量的な指標を設定することで、計画的かつ着実に取組を進めることが必要です。

広島市立地適正化計画では、総合的な達成状況の確認や今後の見直しの参考とするため、評価・検証のための指標を設定していることから、本指針においても、具体的な取組を踏まえ、次のとおり評価指標を設定します。

評価指標は、具体的な取組を計画的に推進していくための評価指標である「取組の進捗状況」と、取組の推進によって発現する効果の評価指標である「取組の推進による効果」の2種類を設定します。

■ 取組の進捗状況

評価指標	基準値 (基準年度)	目標値※ (目標年度)	備考
建築物の耐震化 ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率 ・ 住宅の耐震化率 〔広島市建築物耐震改修促進計画（第3期）〕	90% 90% (令和2年度)	96% 95% (令和12年度)	令和7年度の目標値を引用
要配慮者利用施設避難確保計画作成率	93.3% (令和5年度)	95.5% (令和12年度)	令和10年度の目標値を引用

※ 新たな目標値が示された場合は、その値を目標値とします。

■ 取組の推進による効果

評価指標	基準値 (基準年度)	目標値※1 (目標年度)	備考
都市計画区域における土砂災害特別警戒区域の建物数	約 16,200 棟 (令和2年度)	基準値より減 (令和12年度)	—
浸水常襲地区の床上・床下浸水解消率 〔広島市下水道事業中期経営プラン（令和6年度～令和9年度）〕	51% (令和5年度)	56% (令和12年度)	令和9年度の目標値を引用
居住誘導区域の人口密度 〔広島市立地適正化計画〕（再掲）※2	73.7 人/ha (平成27年度)	74.2 人/ha (令和12年度)	—

※1 新たな目標値が示された場合は、その値を目標値とします。

※2 本指針において、居住誘導区域等へ緩やかに居住等を誘導するため、災害リスクをできる限り回避・低減するための具体的な取組を掲示していることから、広島市立地適正化計画において設定した評価指標を再掲します。

(2) 防災指針の評価・検証及び見直し

今後は、今回とりまとめた本指針により、本市が直面する災害種別ごとの災害リスクや課題、取組方針、具体的な取組などを庁内の各関係部局だけでなく、事業者や市民等とも共有することで、それぞれの役割を認識し、連携・協働しながら災害リスクをできる限り回避・低減するための防災・減災対策に取り組むことで、災害に強いまちづくりを推進します。

また、今後更新が想定される災害ハザード情報等を引き続き収集・整理するとともに、具体的な取組の進捗状況や気候変動の影響、社会情勢の変化などの各種要因を考慮し、概ね 5 年ごとに実施される都市計画基礎調査に合わせて、同調査の結果や評価指標などを用いた本指針の評価・検証を行い、必要に応じて具体的な取組の追加や見直しなどを行います。

【資料編】

－ 目 次 －

資料 1 災害種別ごとの参考資料	1
資料 2 近年の主な災害	10
資料 3 災害ハザード情報等の確認方法等	13
資料 4 防災指針作成の経緯	19

資料 1 災害種別ごとの参考資料

(1) 土砂災害

■土砂災害の種類

急傾斜地の崩壊：急な斜面が、雨水の浸透や地震の揺れの影響によって突然崩れ落ちる現象

土石流：山や谷の土砂が大雨などで崩れ、水と混じってものすごい勢いでふもとに向かって流れてくる現象

地すべり：比較的緩い傾きの斜面が、大雨の影響などによって広い範囲にわたってすべり落ちていく現象



急傾斜地の崩壊



土石流



地すべり

(出典) NPO 土砂災害防止広報センターHP

■土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の基準

▶土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

●急傾斜地の崩壊

イ 傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域

ロ 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域

ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域

●土石流

土石流の発生の恐れのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域

●地すべり

イ 地すべり区域（地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域）

ロ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250m を超える場合は、250m）の範囲内の区域

▶土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

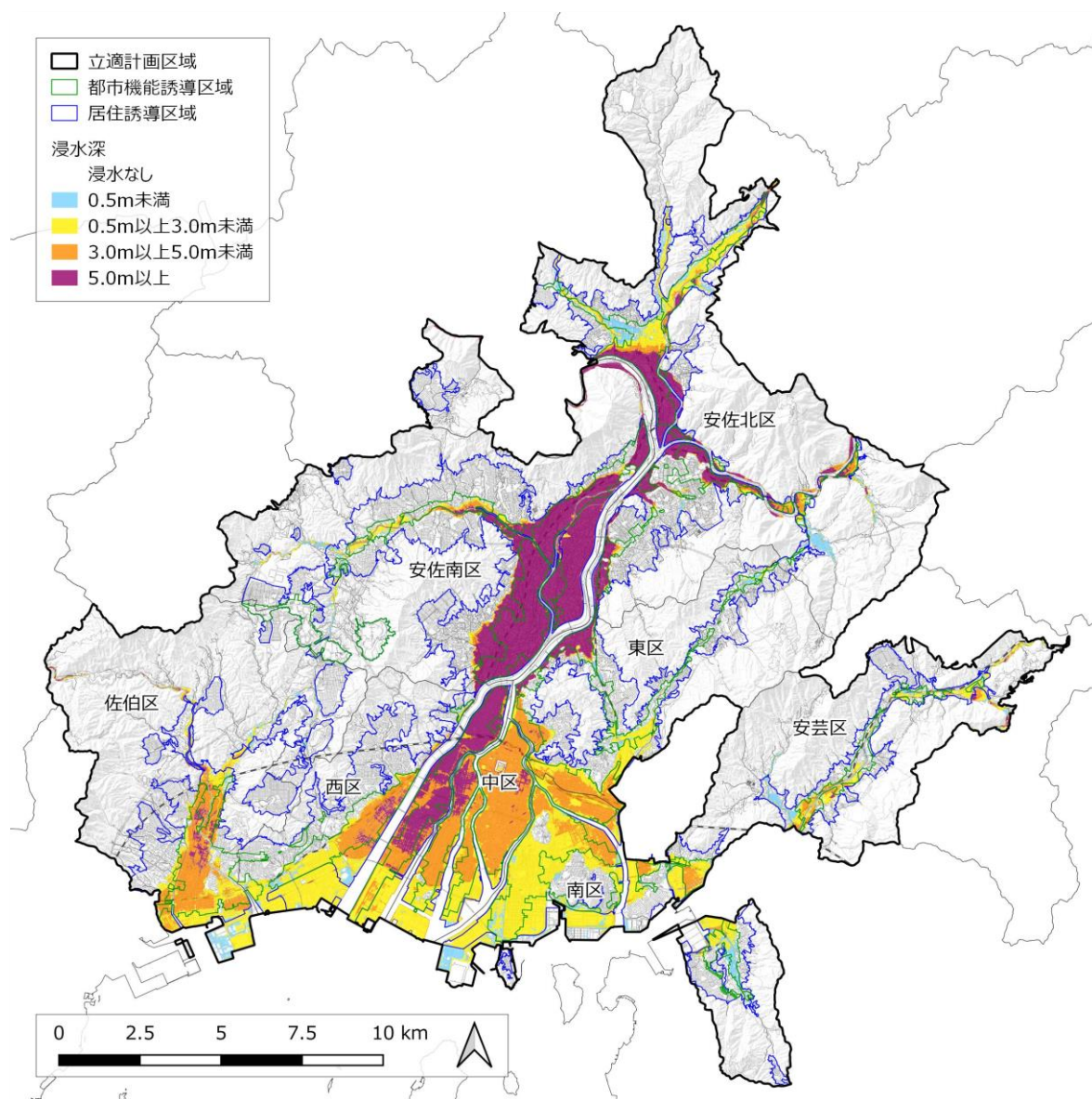
急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域

※ ただし、地すべりについては、地すべり地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から 30 分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地すべり区域の下端から最大で 60m 範囲内の区域

(出典) 国土交通省 HP

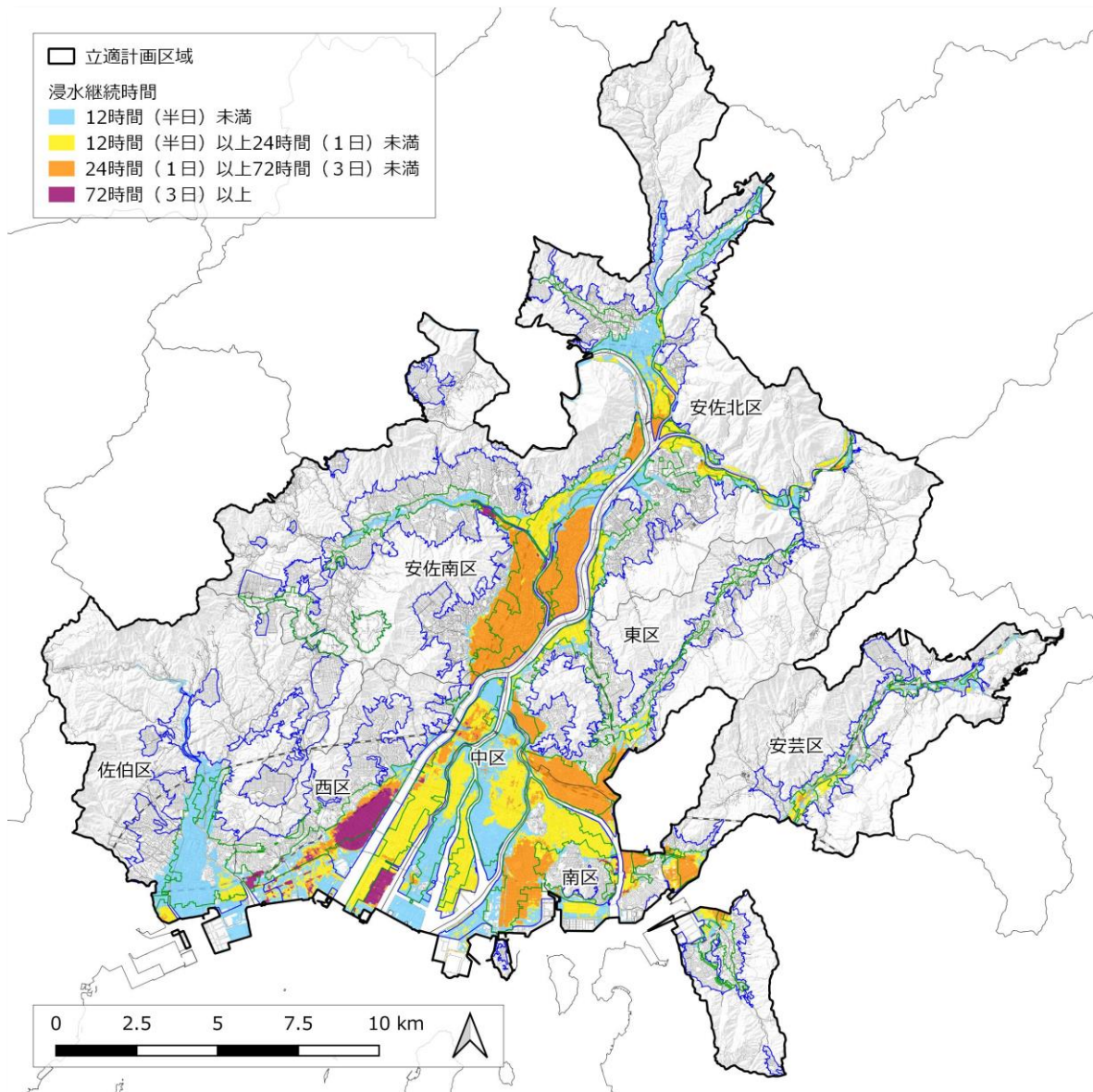
(2) 洪水

■ 洪水浸水想定区域（浸水深）〔想定最大規模〕



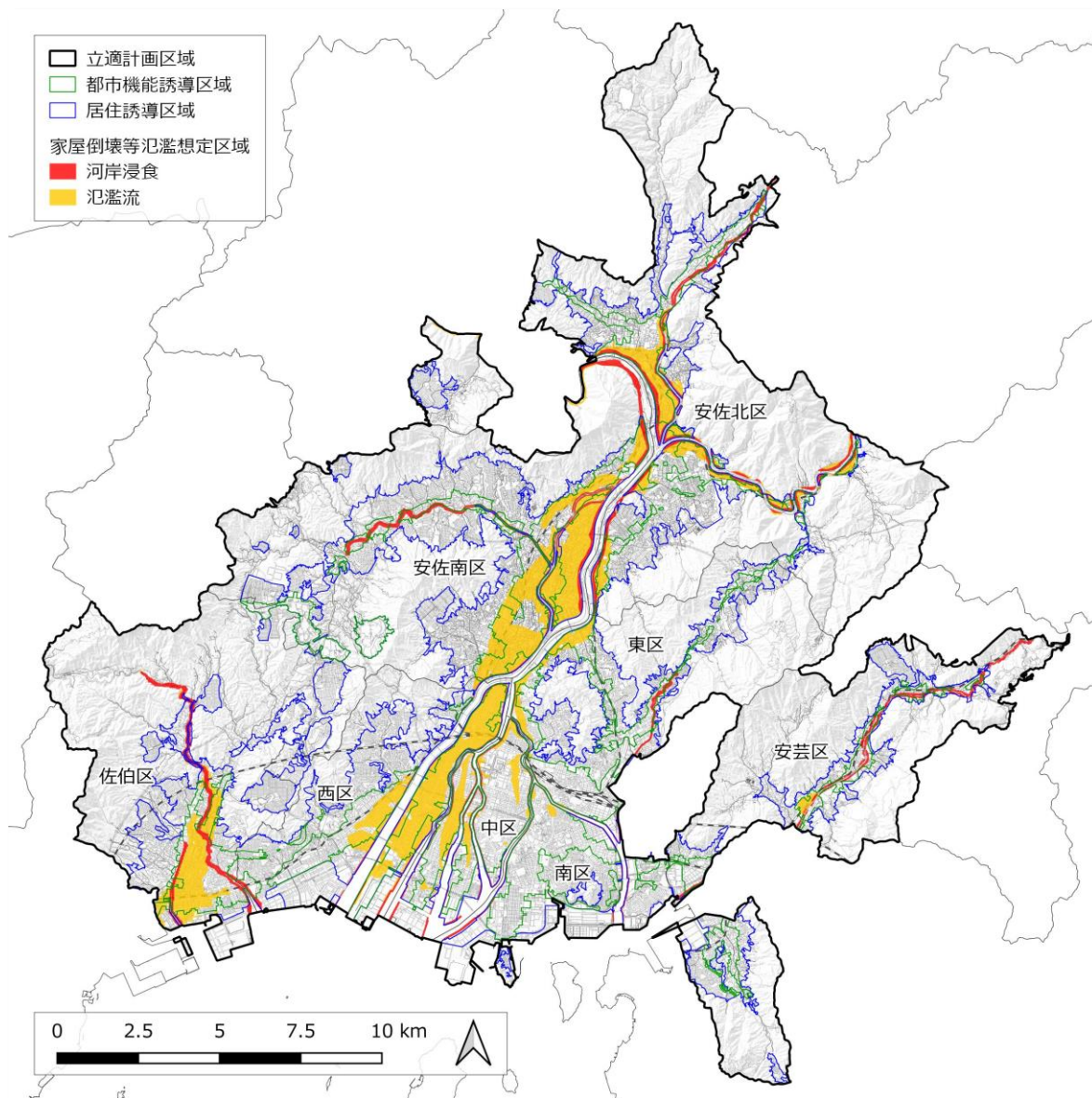
《洪水》浸水深〔想定最大規模〕

■洪水浸水想定区域（浸水継続時間）〔想定最大規模〕



《洪水》浸水継続時間〔想定最大規模〕

■家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）〔想定最大規模〕



《洪水》家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）〔想定最大規模〕

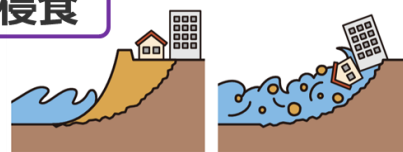
◇家屋倒壊等氾濫想定区域の種類

氾濫流



流速が早く、木造家屋は倒壊するおそれ

河岸侵食



地面が削られ、建物ごと崩落するおそれ

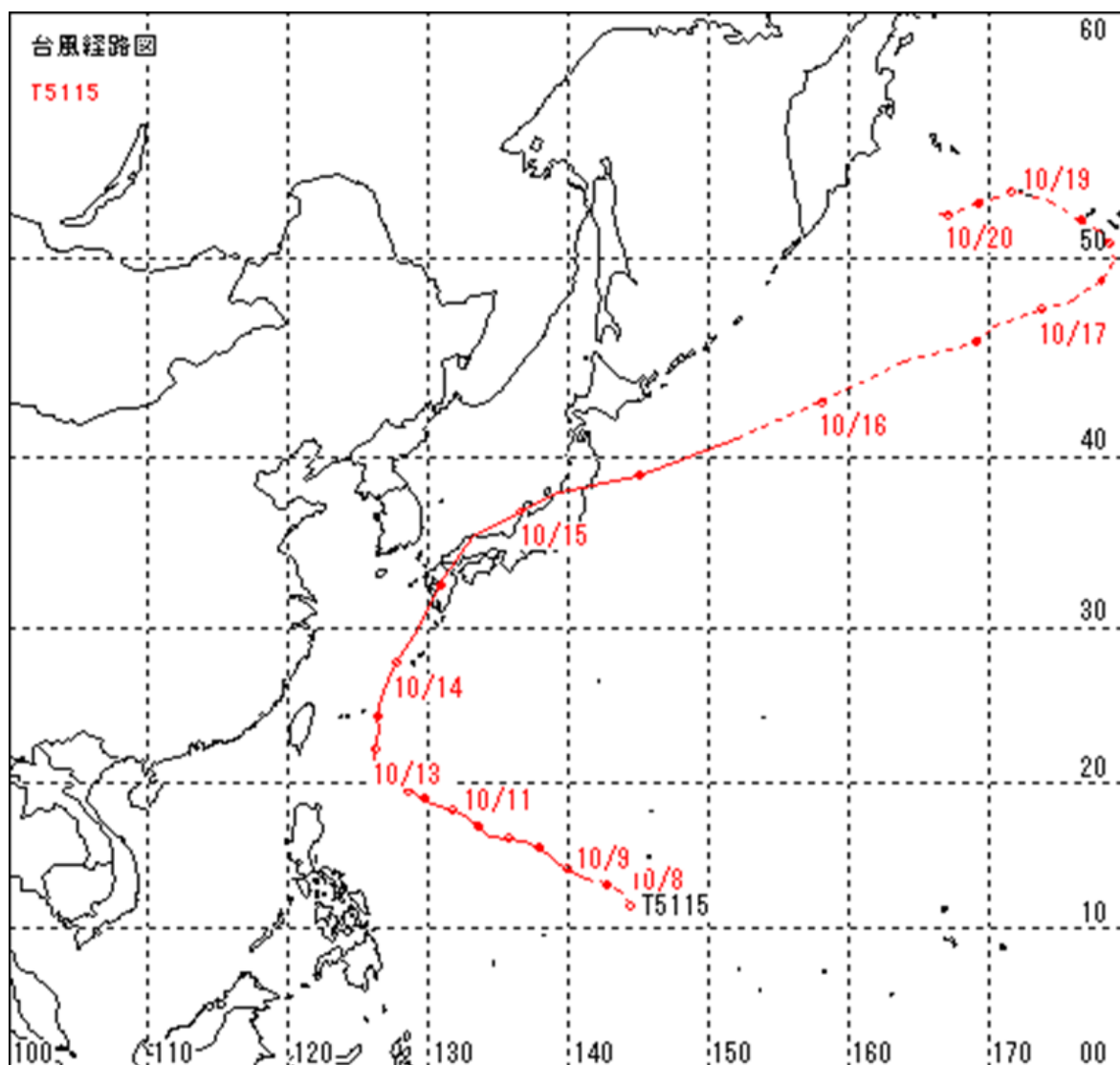
（出典）内閣府（防災担当）・消防庁 HP

■河川ごとの想定最大規模降雨と年超過確率

管理	水系	河川名	想定最大規模降雨	年超過確率
一級河川 (大臣直轄)	太田川	太田川	玖村地点上流域の 48 時間総雨量 763mm	1/1000
		元安川		
		旧太田川		
		天満川		
		古川	古川流域の 48 時間総雨量 1012mm	1/1000
		三篠川 (下流域)	三篠川流域の 48 時間総雨量 933mm	1/1000
		根谷川 (下流域)	根谷川流域の 48 時間総雨量 997mm	1/1000
一級河川 (知事委任)		府中大川	府中大川流域の 24 時間総雨量 769mm	1/1000
		安川	古川流域の 48 時間総雨量 1012mm	1/1000
		三篠川 (上流域)	三篠川流域の 48 時間総雨量 933mm	1/1000
		根谷川 (上流域)	根谷川流域の 48 時間総雨量 997mm	1/1000
		南原川	南原川流域の 24 時間総雨量 769mm	1/1000
		鈴張川	鈴張川流域の 24 時間総雨量 758mm	1/1000
		水内川	可部地点上流域の 48 時間総雨量 798mm	1/1000
		京橋川	太田川流域の 48 時間総雨量 763mm	1/1000
		猿猴川		
二級河川 (知事管理)	八幡川	八幡川	八幡川流域の 24 時間総雨量 714mm	1/1000
	瀬野川	瀬野川	瀬野川流域の 24 時間総雨量 699.8mm	1/1000
	単独河川	岡ノ下川	岡ノ下川流域の 24 時間総雨量 782mm	1/1000

(3) 高潮

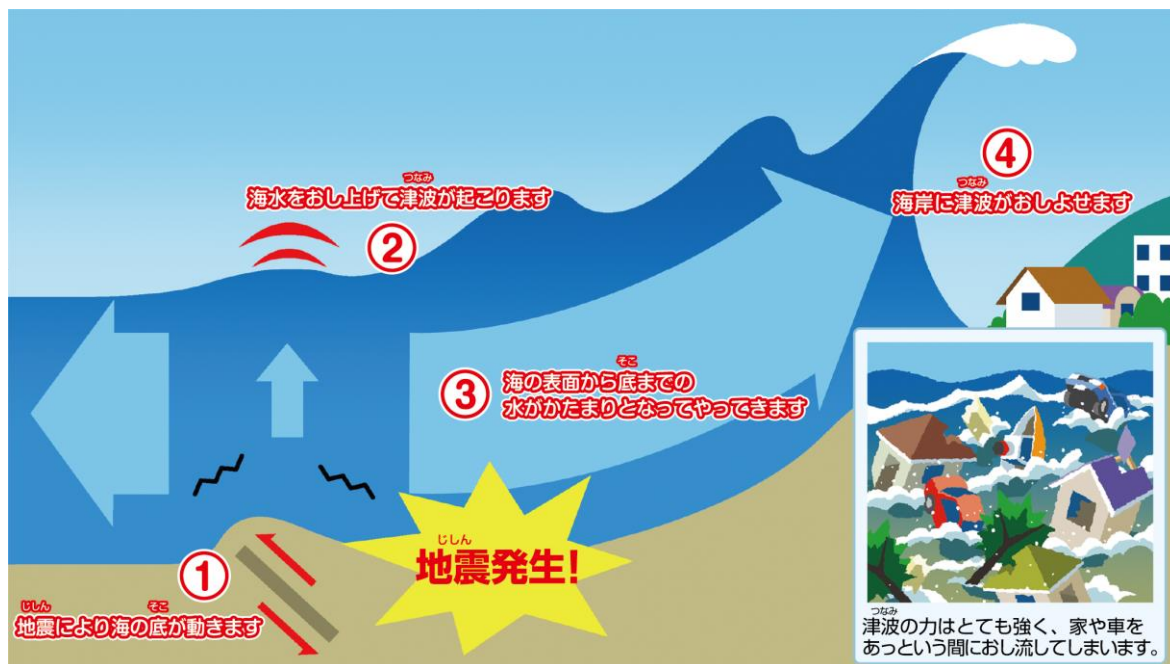
■ ルース台風の経路



(出典) 気象庁 HP

(4) 津波

■ 津波の発生メカニズム



(出典) 気象庁 HP

(5) 地震

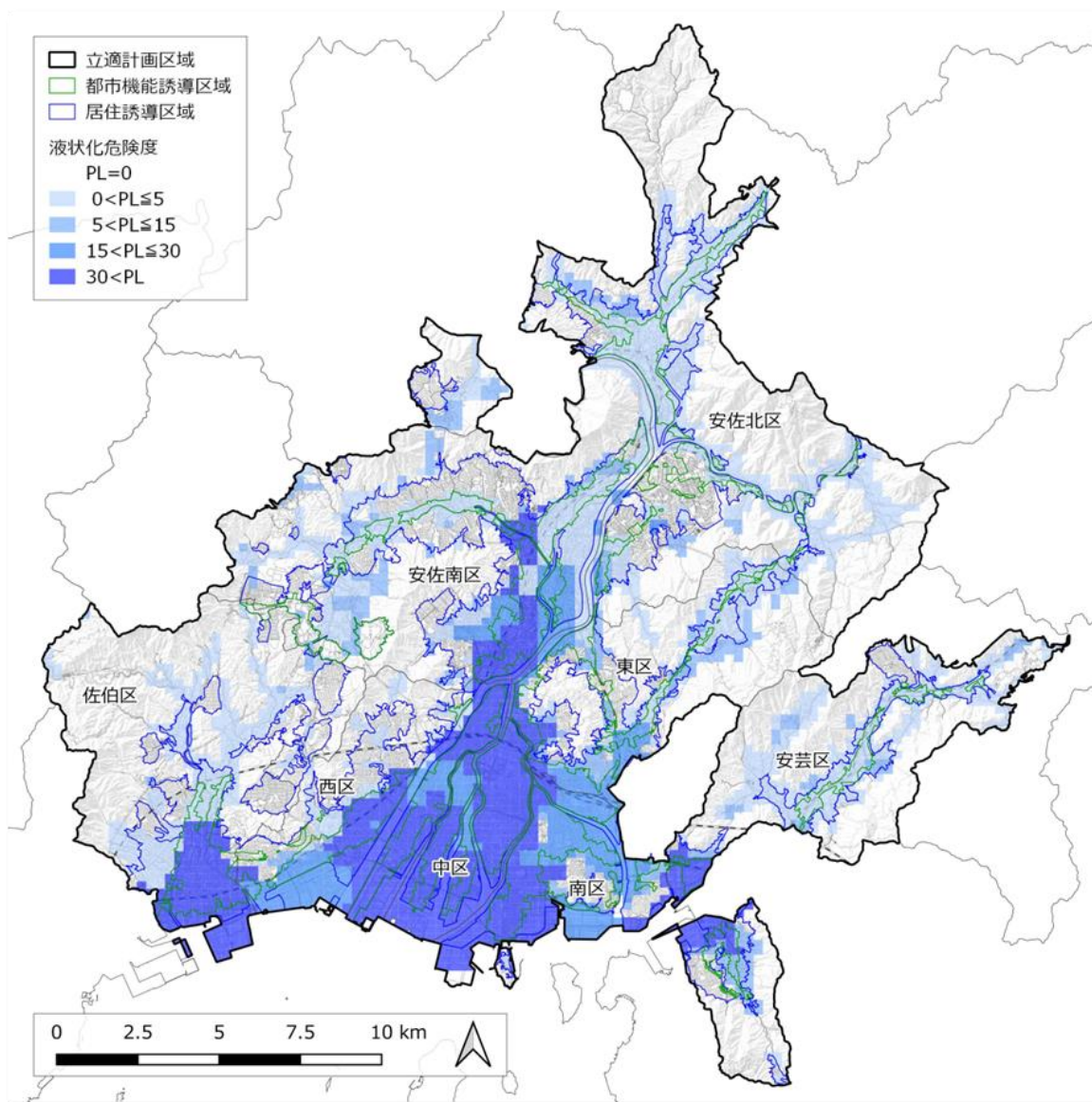
■ 震度と揺れ等の状況（概要）



（出典）気象庁 HP

■ 液状化とは

液状化とは、地震が発生して地盤が強い衝撃を受けることで、地盤全体がドロドロの液体のような状態になる現象です。液状化による被害は、ただちに人命に関わることは稀ですが、上下水道や道路等のインフラ施設の被害や、住宅等の沈下や傾斜など液状化による被害が地震後の生活に影響を及ぼすことがあります。



《地震》液状化危険度分布〔南海トラフ巨大地震〕

◇ PL 値による液状化危険度判定区分

PL 値とは、ある地点の液状化の可能性を総合的に判断しようとするものであり、PL 値 15 より大きい場合に液状化危険度がかなり高いと判定されます。

項目	PL 値=0	0<PL 値≤5	5<PL 値≤15	15<PL 値≤30	30<PL 値
PL 値による 液状化危険度判定	液状化危険度 がかなり低い	液状化危険度 が低い	液状化危険度 が高い	液状化危険度 がかなり高い	液状化危険度 が極めて高い

(出典) 広島市地震被害想定報告書

資料 2 近年の主な災害

■大雨や台風による主な被害

大雨や台風による主な被害

発生年月	人的被害（人）			住家被害（棟）				
	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
平成 11 年 6 月 (6 月 29 日豪雨災害)	20	0	45	74	42	85	183	392
平成 16 年 9 月 (台風 18 号)	1	0	60	0	6	6,004	64	122
平成 17 年 9 月 (台風 14 号)	0	0	3	3	72	71	119	117
平成 18 年 9 月 (台風 13 号)	1	1	2	0	1	27	13	43
平成 22 年 7 月 (7 月 10 日からの大雨)	0	0	0	0	0	1	31	566
平成 26 年 8 月 (8 月 20 日豪雨災害)	77	0	68	179	217	189	1,084	3,080
平成 30 年 7 月 (平成 30 年 7 月豪雨災害)	28	2	30	111	358	130	894	978
令和 3 年 8 月 (8 月 11 日からの大雨)	1	0	0	8	17	20	18	40

(出典) 広島市防災情報サイト

■地震による主な被害

地震による主な被害					
発生年月日	震源地 又は地震名	マグニチュード	震度	被害程度	津波
平成 12 年 10 月 6 日	鳥取県西部	7.3	4	軽傷者あり ガラス窓・壁破損 屋根瓦被害	なし
平成 13 年 3 月 24 日	安芸灘 (芸予地震)	6.7	5 強	半壊 112 棟 一部損壊 6,715 棟 重傷 10 人 軽傷 18 人	なし
平成 18 年 6 月 12 日	大分県西部	6.2	4	軽傷 2 人	なし
平成 23 年 11 月 12 日	広島県北部	5.4	3	軽傷 1 人	なし
平成 26 年 3 月 14 日	伊予灘	6.2	4	軽傷 5 人	なし
平成 28 年 10 月 21 日	鳥取県中部	6.2	4	なし	なし

※ 一部推計値を含みます。

(出典) 広島市地域防災計画

■平成 26 年 8 月豪雨及び平成 30 年 7 月豪雨の降雨状況

土砂災害等により甚大な人的被害をもたらした、平成 26 年 8 月豪雨及び平成 30 年 7 月豪雨における降雨状況は次のとおりです。

➤ 平成 26 年 8 月豪雨

〔観測点上位 3 位の 1 時間雨量〕

1 時間雨量	観測点	時間
115mm	安佐北区可部南部・可部東部（上原）	平成 26 年 8 月 20 日 3：00～4：00
112mm	安佐北区三入（可部町大字桐原）	平成 26 年 8 月 20 日 3：00～4：00
97mm	安佐北区大林	平成 26 年 8 月 20 日 3：00～4：00

〔観測点上位 3 位の累加雨量（降り始めから降雨が落ち着いた日時までの累計）〕

累加雨量	観測点	観測日時
287mm	安佐北区可部南部・可部東部（上原）	平成 26 年 8 月 20 日 5：00
265mm	安佐北区三入（可部町大字桐原）	平成 26 年 8 月 20 日 5：00
249mm	安佐南区佐東（緑井）	平成 26 年 8 月 20 日 5：00



（出典）平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害避難対策等に係る検証結果、平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害 復興まちづくりビジョン

➤ 平成 30 年 7 月豪雨

〔観測点上位 3 位の 1 時間雨量〕

1 時間雨量	観測点	時間
72mm	安芸区船越南三丁目（安芸区役所）	平成 30 年 7 月 6 日 18：00～19：00
62mm	南区似島町（似島消防出張所）	平成 30 年 7 月 6 日 18：00～19：00
62mm	安芸区阿戸町（安芸区役所阿戸出張所）	平成 30 年 7 月 6 日 19：00～20：00

〔観測点上位 3 位の累加雨量（降り始めから降雨が落ち着いた日時までの累計）〕

累加雨量	観測点	観測日時
489mm	安芸区矢野東五丁目（安芸区役所矢野出張所）	平成 30 年 7 月 8 日 13：00
482mm	安佐北区狩留家町（狩小川分団湯坂車庫）	平成 30 年 7 月 8 日 13：00
480mm	安芸区船越南三丁目（安芸区役所）	平成 30 年 7 月 8 日 13：00



（出典）平成 30 年 7 月豪雨災害の記録

資料 3 災害ハザード情報等の確認方法等

■災害ハザード情報等の確認方法

自身が居住等する特定の地域の最新かつ詳細な災害ハザード情報などを把握する際の参考となるよう、災害ハザード情報などを確認することができるホームページやその内容の一例を掲載します。

なお、各小学校区単位を基本とした、災害ハザード情報、防災情報の入手方法や避難場所などを掲載しているハザードマップを、本市の「防災情報サイト」や区役所等において確認することができます。

災害全般

➤ 広島市防災ポータル（広島市）

- 防災情報マップ（災害種別ごとの災害ハザード情報、避難所情報や土砂災害危険度などのリアルタイム情報） など

土砂災害

➤ 土砂災害ポータルひろしま（広島県）

- 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 など

洪水

➤ 洪水ポータルひろしま（広島県）

- （洪水）浸水想定区域図 など

内水氾濫

➤ 防災情報サイト（広島市）

- 浸水（内水）想定区域図 など

高潮、津波

➤ 高潮・津波災害ポータルひろしま（広島県）

- 高潮浸水想定区域図
- 津波災害警戒区域図 など

地震

➤ 防災情報サイト（広島市）

- 揺れやすさマップ など

■「広島市防災ポータル」の画面イメージ

「広島市災害ポータル」では、土砂災害、洪水、内水氾濫、高潮、津波に関する災害ハザード情報などを確認することができるほか、地震に関する災害ハザード情報（揺れやすさマップ）などを確認できる「防災情報サイト」へのリンクがあります。

《トップページ》

広島市
The City of Hiroshima
防災ポータル
Disaster prevention Portal

防災情報サイト
文字サイズ 縮小 標準 拡大
背景色 白 青 黄 黒
En 中文 한국 Po Es Fi Vi

区ごとの状況
小学校区の状況
防災情報マップ
用語解説
防災リンク集
よくある質問

現在、指定緊急避難場所・指定避難所の開設はありません

土砂災害危険度情報
雨雲の状況
避難情報

浸水強度 (mm/h)
1 5 10 20 30 50 80

緊急情報・お知らせ
緊急情報・お知らせはありません
すべての緊急情報・お知らせを見る

観測情報
水位 雨量 潮位 ダム
(2024/12/03 10:48:00 現在)
注意報：発表中（気象庁HP）
発表なし
発表なし
発表なし

防災行政無線放送履歴
防災情報メール配信履歴

Copyright(C) Hiroshima City. All Rights Reserved.
防災ポータルに関するご意見等

地震に関する災害ハザード情報や各種災害のハザードマップなどを確認することができます。
※次ページ以降に画面イメージを掲載します。

土砂災害、洪水、内水氾濫、高潮、津波に関する災害ハザード情報などを確認することができます。

《防災情報マップ》

拡大図

住所検索

現在位置

☐ ハザード・危険度
☒ 境界情報

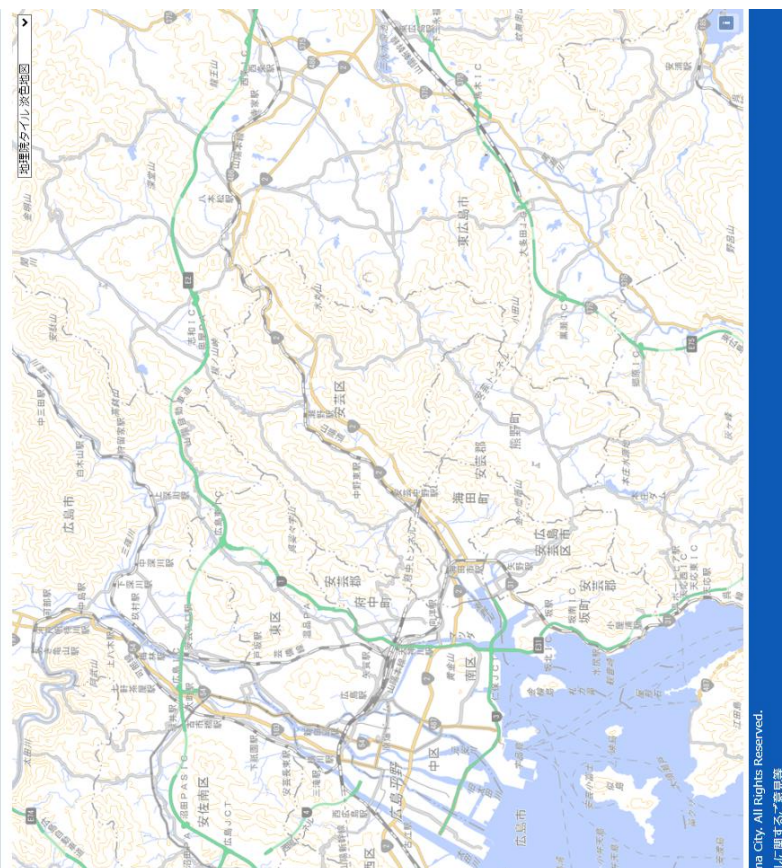
☐ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域
☐ 洪水浸水想定区域（計画規模）
☐ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）
☐ 高潮浸水想定区域
☐ 津波浸水想定図
☐ 内水浸水想定区域
☐ 高解盛度降水ナフキャスト
☐ 土壌雨量指数
☐ 浸水・洪水危険度
☐ 避難情報・観測情報
☐ 避難情報
☐ 避難所情報
☐ 浸水時緊急退避施設
☐ 帰宅困難者一時滞在施設
☐ 土砂災害危険度（小学校区）
☐ 土砂災害危険度（メッシュ）
☐ 雨量観測所情報
☐ 河川水位観測所情報
☐ ダム諸量観測所情報
☐ 潮位水位観測所情報

災害ハザード情報

確認したい場所の住所を入力することで、その場所を表示することができます。

確認したい災害ハザード情報やリアルタイム情報をチェックすることで、その情報を地図上に表示することができます。

なお、複数の情報をチェックすることで、それらの情報を重ね合わせて表示することができます。



map City. All Rights Reserved.
 北に面するに位置

表示例② 災害ハザード情報の表示

- ・広島市役所の住所を検索しています。
- ・「内水浸水想定区域」にチェックしています。

防災情報マップ

住所検索

現在位置

TOPへ

中区国府町一丁目34

中区国府町一丁目34

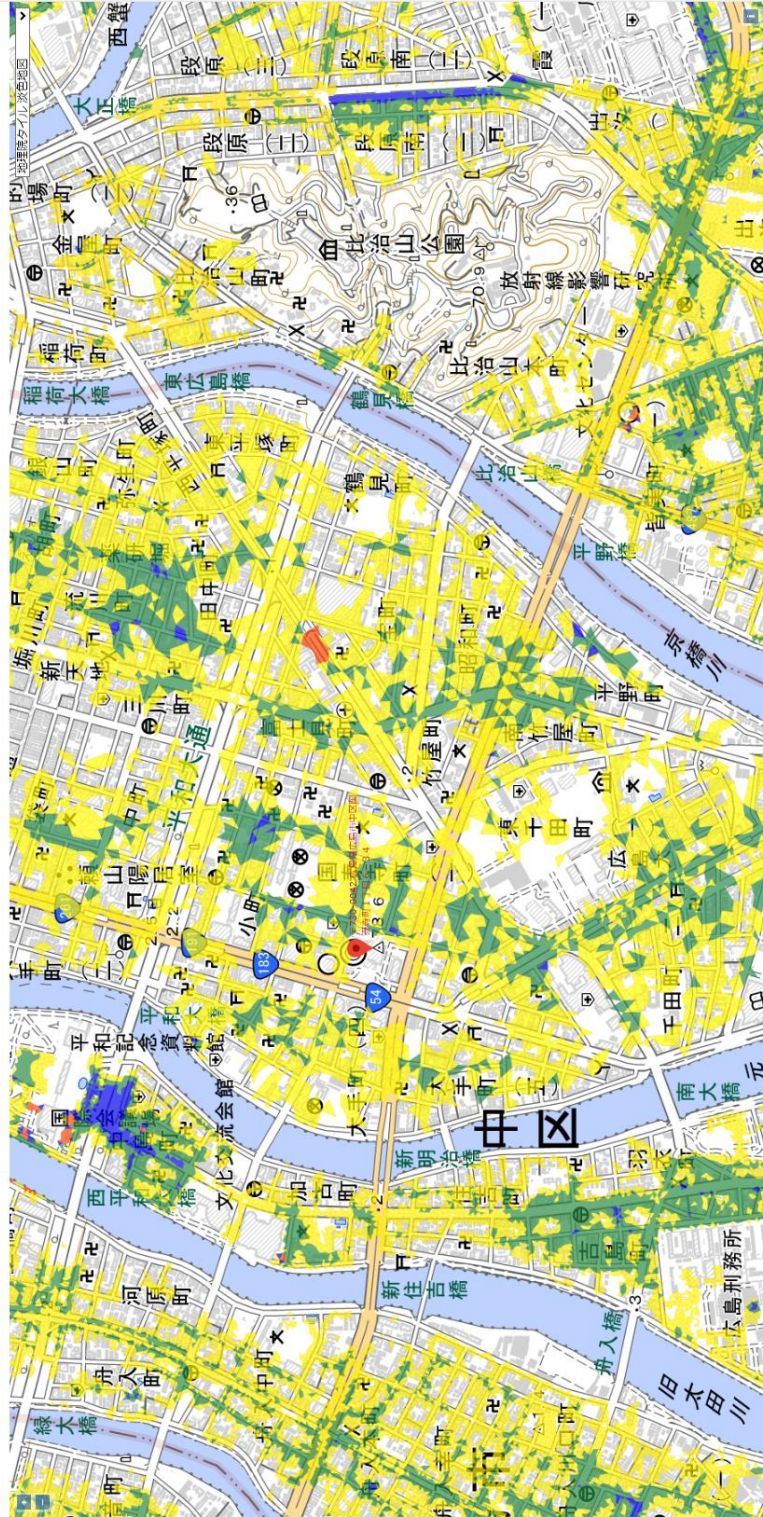
中区国府町一丁目34

☒ 内水浸水想定区域
☐ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域
☐ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域（計画区域）
☐ 洪水浸水想定区域（想定最大）
☐ 洪水浸水想定区域（想定最大）
☐ 高潮浸水想定区域
☐ 高潮浸水想定区域

☒ 内水浸水想定区域
☐ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域
☐ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域（計画区域）
☐ 洪水浸水想定区域（想定最大）
☐ 洪水浸水想定区域（想定最大）
☐ 高潮浸水想定区域
☐ 高潮浸水想定区域

☒ 内水浸水想定区域
☐ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域
☐ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域（計画区域）
☐ 洪水浸水想定区域（想定最大）
☐ 洪水浸水想定区域（想定最大）
☐ 高潮浸水想定区域
☐ 高潮浸水想定区域

☒ 内水浸水想定区域
☐ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域
☐ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域（計画区域）
☐ 洪水浸水想定区域（想定最大）
☐ 洪水浸水想定区域（想定最大）
☐ 高潮浸水想定区域
☐ 高潮浸水想定区域



Copyright(C) Hiroshima City. All Rights Reserved.
防災ポータルに掲載するご意見書

資料 4 防災指針作成の経緯

開催日	会議等	主な内容
令和 5 年 1 月 26 日	都市計画審議会 (第 68 回)	防災指針の概要及び立地適正化計画 専門部会の設置について報告
令和 6 年 1 月 12 日	立地適正化計画専門部会 (第 1 回)	防災指針の構成及び災害リスク分析と具 体的な取組について議論
令和 6 年 2 月 9 日	都市計画審議会 (第 71 回)	立地適正化計画専門部会 (第 1 回) の結果を報告
令和 6 年 6 月 11 日	立地適正化計画専門部会 (第 2 回)	防災指針 (骨子案) について議論
令和 6 年 7 月 23 日	都市計画審議会 (第 72 回)	立地適正化計画専門部会 (第 2 回) の結果を報告
令和 7 年 1 月 17 日	立地適正化計画専門部会 (第 3 回)	防災指針 (素案) のとりまとめについて 議論
令和 7 年 3 月 21 日	都市計画審議会 (第 74 回)	立地適正化計画専門部会 (第 3 回) の結果を報告
令和 7 年 5 月 1 日～5 月 21 日	防災指針 (素案) への市民 意見募集	防災指針 (素案)
令和 7 年 6 月 9 日	立地適正化計画専門部会 (第 4 回)	防災指針 (案) のとりまとめについて議 論
令和 7 年 8 月 7 日	都市計画審議会 (第 75 回)	防災指針 (案) について審議、答申

(参考)

広島市都市計画審議会 立地適正化計画専門部会 委員名簿

分野	職業・役職	氏名
都市計画・建築	元 広島市都市整備局指導担当局長	(副部会長)佐名田 敬 荘
環境	広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授	(部会長)田 中 貴 宏
交通	呉工業高等専門学校環境都市工学分野 教授	神 田 佑 亮
防災（土砂災害）	福山市立大学都市経営学部 教授	加 藤 誠 章
防災（水 害）	広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授	内 田 龍 彦

登 録 番 号	広 K2-2025-349
名 称	広島市立地適正化計画 防災指針
編集・発行者	広島市都市整備局都市計画課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 TEL 082-504-2267
発 行 年 月	令和 7 年（2025 年）8 月